

第6次上尾市総合計画

【基本構想:令和3(2021)~12(2030)年度】
【前期基本計画:令和3(2021)~7(2025)年度】

みんなで作る みんなが輝くまち あげお



みんなで作る みんなが輝くまち あげお の実現を目指して



本市は、昭和33（1958）年7月15日に市制を施行して以来、田園都市から工業都市、そして住宅都市へと変遷を重ね、現在人口約22万9千人を超える、首都圏にありながら自然と調和した埼玉県の中核をなす都市へと発展してまいりました。

近年では、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）や国道17号上尾バイパス線（上尾道路）、高崎線上野東京ラインの開通により、大型商業施設や物流倉庫がオープンするとともに、高速埼玉中央道路（新大宮上尾道路）の延伸構想と、さらなる発展も期待されております。

しかし、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の人口は、2020年代には減少し始めることが予想されております。中でも子どもの数が大きく減少する一方で、高齢者は全国平均と比較しても大幅に増加することが見込まれています。

さらに、令和元年末の中国において、世界で初めて感染が報告された新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に全世界に拡大し、人々の生活や経済活動に甚大な影響を及ぼしています。

このような大きな転換期にあたり、あげお未来創造市民会議や地区別市民検討会、市民意識調査や市民コメントなどで多くの市民の皆さまのご意見を取り入れるとともに、持続可能なまちづくりのため、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「SDGs」についても、しっかりと取り組むべく、配慮した計画としました。

今後は、将来都市像に掲げた「みんなで作る みんなが輝くまち あげお」の実現に向け、各種施策を展開してまいります。持続可能なまちづくりのためには、市民・事業者・行政が一体となって取り組まなければなりません。市民の皆さまお一人おひとりの力が必要です。一層のご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たり、上尾市総合計画審議会委員、あげお未来創造市民会議委員、素案に対し貴重な意見や提言をいただいた市民の皆さまをはじめとする関係各位に心から感謝を申し上げます。



令和3年3月

上尾市長 富士 稔

目次

第1編 はじめに

第1章 計画策定の背景・・・	2	第2節 沿革	6
第1節 策定の趣旨	2	第3節 上尾市の人口	7
第2節 策定の視点	3	第4節 上尾市の産業構造	11
第3節 計画の構成と期間	4	第5節 上尾市の財政状況	13
第2章 上尾市の現況・・・	5	第6節 時代の潮流	16
第1節 市域、地勢	5	第7節 市民意識調査結果	20
		第8節 まちづくりの重点課題	22

第2編 基本構想

第1章 まちづくりの基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・	26
第2章 将来の目指す姿・・・・・・・・・・・・・・・・	26
(1) 将来都市像	26
(2) 将来人口	27
(3) 将来都市構造	29
第3章 まちづくりの基本方向・・・・・・・・・・・・・・・・	30

第3編 前期基本計画

■施策体系図・・・・・・・・・・・・・・・・	34
■SDGsと各施策の関係表・・・・・・・・・・・・・・・・	40
■各テーマの構成と見方・・・・・・・・・・・・・・・・	42
第1章 明日を担う人が育つまちづくり・・・・・・・・	45
テーマ1 結婚・出産・子育て支援	46
テーマ2 教育	49
テーマ3 青少年	53
第2章 人生が楽しめるまちづくり・・・・・・・・	55
テーマ1 健康	56
テーマ2 学び・創造	59
第3章 支え合う安心なまちづくり・・・・・・・・	63
テーマ1 生活福祉	64
テーマ2 高齢者福祉	66
テーマ3 障害者福祉	68

第4章 誰もが自分らしく暮らせるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・	71
テーマ1 人権・男女共同参画・平和	72
テーマ2 コミュニティ・多文化共生	75
第5章 安全な暮らしを守るまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・	77
テーマ1 防災	78
テーマ2 防犯	81
テーマ3 交通	83
テーマ4 消防	85
第6章 未来に引き継ぐ環境と共生するまちづくり・・・・・・・・	87
テーマ1 住環境	88
テーマ2 環境	91
テーマ3 道路・河川	94
テーマ4 上下水道	96
第7章 活力にあふれたにぎわいあるまちづくり・・・・・・・・	99
テーマ1 産業	100
テーマ2 労働環境	102
第8章 持続可能な都市経営・・・・・・・・・・・・・・・・	105
テーマ1 情報発信・公開	106
テーマ2 行政運営	108
テーマ3 財政運営	111
テーマ4 協働	113
テーマ5 土地利用	115
■計画推進に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・	117

参考資料

●策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・	120
●上尾市総合計画審議会・・・・・・・・	121
●上尾市総合計画審議会への諮問及び答申	123
●上尾市総合計画策定委員会	124
●第6次上尾市総合計画策定プロジェクト・チーム	126
●あげお未来創造市民会議	128
●策定経過概要	130
●関連計画の概要	132
●用語解説	139
●指標一覧	147

上尾市民憲章 —昭和 63 年 7 月 15 日制定—

私たち上尾市民は、武蔵野の美しい自然と豊かな歴史と伝統にはぐくまれた郷土に誇りと責任を持ち、人間性あふれた明るく住みよいまちをきずくため、ここに憲章を定めます。

私たちは

- 1 ふれあいを大切に、あたたかい上尾をつくりまします。
- 1 体をきたえ、元気ある上尾をつくりまします。
- 1 きまりを守り、美しい上尾をつくりまします。
- 1 仕事にはげみ、豊かな上尾をつくりまします。
- 1 教育・文化を高め、国際感覚を養い、未来をひらく上尾をつくりまします。

上尾市非核平和都市宣言

—昭和 60 年 8 月 15 日宣言—

世界の恒久平和と安全は、人類共通の願いである。

しかし、今なお、多くの核兵器が造られ、世界の各地で武力紛争や戦争が絶えない。

わが国は、世界唯一の被爆国として、全世界の人々に被爆の恐ろしさ、被爆の苦しみを訴え、再びこの地球上に被爆の惨禍を繰り返させてはならない。

われわれは、生命の尊厳を深く認識し、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍備縮小を求めるものである。

よって、被爆 40 周年に際し、上尾市は戦争のない、住みよいあすの世界を願い、ここに「非核平和都市」の宣言をする。

上尾市スポーツ都市宣言

—昭和 51 年 5 月 2 日宣言—

緑豊かな美しい自然、明るく健康的で人間性豊かなまちは私たちみんなの願いです。

私たち上尾市民は、ひとりひとりがスポーツに親しみ、スポーツを通じて心と体をたくましく鍛え、市民相互の交流と連帯感を育み、創造的で人間性あふれる上尾市を築くため、ここにスポーツ都市の宣言をします。

- 1 すべての市民がスポーツに親しみ、たくましい心と体をつくりましましょう。
- 1 すべての市民がスポーツの仲間をつくり、友情と連帯の輪を広げましましょう。
- 1 すべての市民がスポーツを生活にとりいれ、創造性と人間性あふれるまちづくりをすすめましましょう。

上尾市人権尊重都市宣言

—平成7年10月3日宣言—

日本国憲法は、すべての国民に基本的人権を保障しています。

しかし、私たちを取り巻く現実の社会には、同和問題をはじめ障害のある人や女性に対する差別など、基本的人権にかかわる問題が依然として存在しています。

私たち上尾市民は、あらゆる差別をなくし、一人ひとりが人権を尊重し合い自由と平等にあふれた平和で明るい社会を築くため、ここに上尾市を「人権尊重都市」として宣言します。

- 1 お互いに相手の立場にたって考え、思いやりの心を育てましょう。
- 1 人種や民族、家柄、地位、学歴、職業などにこだわらない人間交流を深めましょう。
- 1 家庭や地域、学校、職場などあらゆる生活の場で、人権を尊重する豊かな心をもった社会づくりに努めましょう。

上尾市子ども憲章

—平成15年10月1日制定—

わたしたちは自然・伝統・文化を大切にし、豊かな未来をつくりあげるために、ここに「上尾市子ども憲章」を定めます。

ゆめ

夢や希望に向かって、何事にも積極的にチャレンジします。

いのち

力強く大地に根を張って、一つ一つの命を大切にします。

思いやり

やさしさと思いやりの心を持って、ふれあいの輪を広げます。

第1編 はじめに

第1章 計画策定の背景

第1節 策定の趣旨

本市は、目指す将来都市像を掲げ、これを実現するための分野ごとの施策・事業を体系的にまとめた総合計画を策定し、各時代に対応した市政運営に取り組んできました。平成23（2011）年3月に策定した「第5次上尾市総合計画」では、将来都市像を「笑顔きらめく“ほっと”なまち あげお」とし、経済の右肩上がりの時代が終焉を迎え、少子高齢化の進行をはじめ大きな時代の変化が訪れる厳しい社会・経済環境の中、市民・事業者・行政のあらゆる主体がそれぞれの能力を発揮しながら協働し、各種施策を展開してきました。

このたび、同計画の計画期間が令和2（2020）年度末で満了を迎えることから、令和3（2021）年度以降のまちづくりの総合的な指針となる新たな「第6次上尾市総合計画」を策定することとなりました。

第5次上尾市総合計画の間、老年人口（65歳以上）がますます増加し「人生100年時代」との言葉が各所で使われる一方、AI（人工知能）技術が大きく進展するなど、人と社会の在り方が大きく問われつつあります。また、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された国際社会の共通目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」は、自治体においても地方創生の実現に資するものとして、その取組の推進が求められています。

さらに、第6次上尾市総合計画の策定の最中に発生した新型コロナウイルス感染症は市民生活や行政サービスそのものに大きな影響を与えました。

今後はこの新たな計画に基づき、これまでのまちづくりの成果も踏まえつつ、時代の変化に柔軟に対応し、持続可能な上尾市の実現に向けた取組を進めていきます。

第2節 策定の視点

計画の策定にあたっては、以下の視点到留意しました。

(1) 未来を見据え、時代の変化に適切に対応する計画

市民が夢を持ち、輝きながら生活できるまちを実現するため、未来を見据え、時代の変化に適切に対応する計画とします。

(2) 持続可能なまちづくりと地域活性化の実現に向けた計画

市民・事業者・行政との連携などにより、教育・福祉・雇用・環境・防災など広範な課題に取り組み、持続可能なまちづくりと地域活性化の実現に向けた計画とします。

(3) 停滞する社会経済に向き合って対応する計画

人口減少・少子化・超高齢化の進行などにより、先行き不透明で成長が見込めない時代にあるという認識を市民とともに持ち、これまでのような総花的な計画ではなく、停滞する社会経済の中で、限られた予算・人員を行政が実施しなければならない分野に優先的に投入していくという考え方に立った計画とします。

第3節 計画の構成と期間

この計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」により構成します。

(1) 基本構想

【令和3（2021）年度～令和12（2030）年度（10年間）】

- 市政運営の指針となる今後10年間の構想であり、将来のありたいまちの姿（将来都市像）を掲げ、まちづくりの方向性を定めます。

(2) 基本計画

【前期：令和3（2021）年度～令和7（2025）年度（5年間）】

後期：令和8（2026）年度～令和12（2030）年度（5年間）】

- 基本構想で掲げる将来都市像を実現するため、各分野における施策の目標や課題、施策の方向性などを示すもので、社会状況の変化等に対応するため、基本構想期間の10年間で、前期基本計画期間（5年間）と後期基本計画期間（5年間）に分けて策定します。

(3) 実施計画

- 基本計画に掲げた施策を推進するための具体的な事業を示します。計画期間は3年間とし、財政状況等と照らし合わせ毎年度見直ししながら、向こう3か年の計画を「行財政3か年実施計画」として定めていきます。

《第6次上尾市総合計画の構成と目標年次》



第2章 上尾市の現況

第1節 市域、地勢

本市は、埼玉県南東部、東京都心から35km圏内に位置する、総面積45.51km²の市です。東は伊奈町と蓮田市に、南はさいたま市に、西は川越市と川島町に、北は桶川市と接しています。

大宮台地のほぼ中央に位置する起伏の少ない地形で、海拔は約17mです。市の中心部を鴨川と芝川が流れるほか、市の西境を荒川が、東境を原市沼川、綾瀬川が流れています。都市化の進行により、農地や緑地は減少していますが、市内の周辺部には武蔵野の面影を残す雑木林も残されています。

市内にはJR高崎線の上尾駅、北上尾駅があるほか、市東部には埼玉新都市交通（ニューシャトル）の原市駅、沼南駅があります。また、市内を貫通する国道17号の上尾道路が平成28（2016）年に開通し、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）へのアクセスが大幅に向上するなど、交通利便性の高い地域となっています。

上尾市の位置



第2節 沿革

江戸時代、上尾地区は中山道にある69の宿場町の5番目の宿として、平方地区は荒川舟運の要衝として、原市地区は市場町として発展しました。

明治16(1883)年には、高崎線開通と同時に上尾駅が設置され、中山道とともに市街地形成の基礎になりました。明治末期には近代工業の先駆けとして上尾町や平方村に製糸工場が建てられ、昭和時代に入ると、機械・金物・食品工場が操業するなど工業都市としても発展しました。

昭和30(1955)年に上尾町、平方町、原市町、大石村、上平村、大谷村の3町3村が合併して上尾町となり、3年後の昭和33(1958)年7月15日、市制施行により上尾市が誕生しました。

その後は、工場立地と宅地化の進展により、田園都市から工業都市、住宅都市へと発展を続けました。

人口の急増や市街地の拡大に対応して、都市基盤や都市環境の整備、福祉の向上などを進めるとともに、昭和51(1976)年には「上尾市スポーツ都市宣言」、昭和60(1985)年には「上尾市非核平和都市宣言」、平成7(1995)年には「上尾市人権尊重都市宣言」を行いました。

市制施行当時約37,000人だった人口も加速度的に増加し、昭和45(1970)年には10万人を突破、平成30(2018)年には市制施行60周年を迎え、令和2(2020)年10月現在は229,265人となっています。

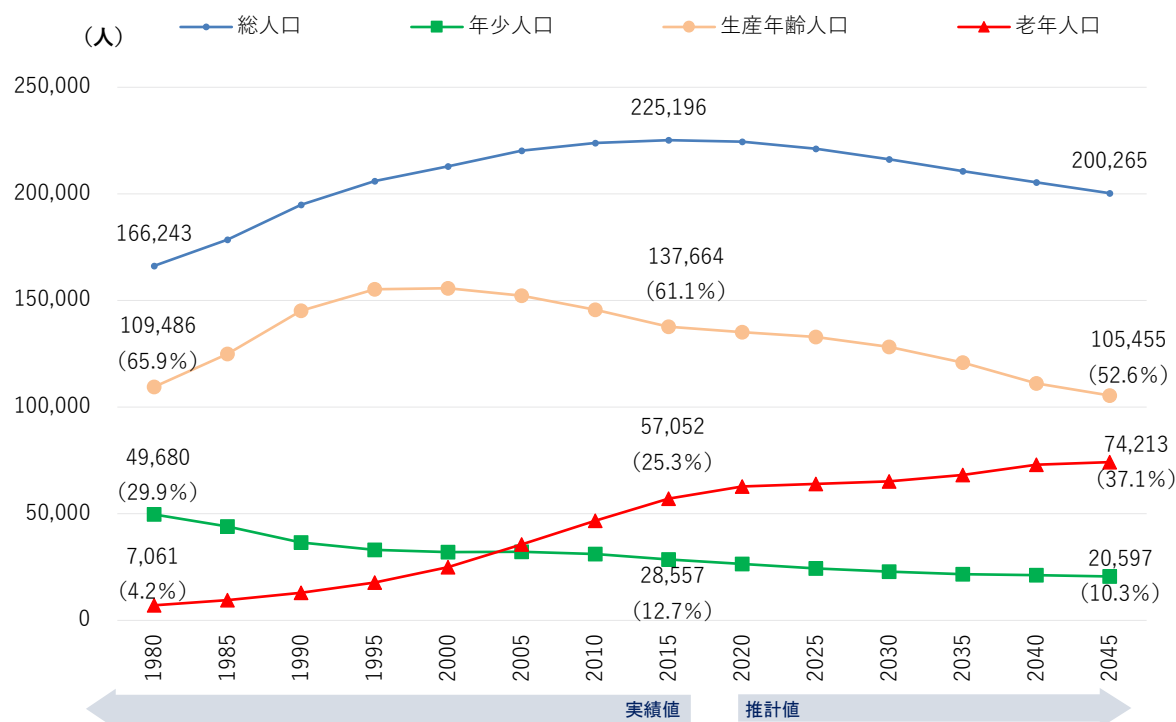
第3節 上尾市の人口

(1) 人口の推移と推計

昭和55(1980)年から平成27(2015)年までの総人口(国勢調査人口)の推移を見ると、昭和55(1980)年に166,243人だった人口は、平成27(2015)年は225,196人と、順調に増加してきたことが分かります。

しかしながら、国立社会保障・人口問題研究所(以下、「社人研」という。)の推計によれば、総人口は今後減少に転じ、緩やかに減り続けて令和27(2045)年には200,265人になるとされています。年齢区分別で見ると、年少人口(0~14歳)と生産年齢人口(15~64歳)は減少し続ける一方で、老年人口(65歳以上)は増加し続けており、令和27(2045)年には高齢化率が37.1%になると推計されています。

図表 人口の推移と社人研推計(国勢調査ベース)



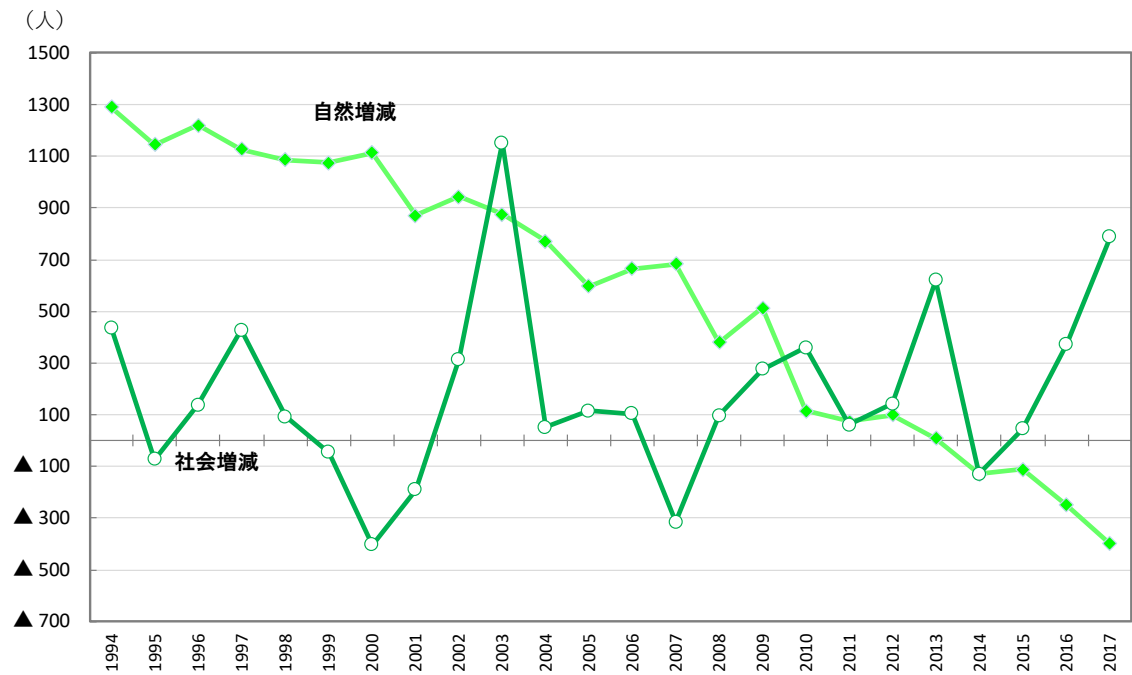
出典：総務省「国勢調査」平成27(2015)年、
 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」平成30(2018)年
 ※令和2(2020)年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ(平成30(2018)年3月)に基づく推計値
 ※年齢不詳者もいるため、年齢3区分別の構成比は必ずしも合計が100%になりません。

(2) 人口動態

本市の長期的な人口動態を見ると、平成26(2014)年以降は死亡者数が出生者数を上回る人口の自然減が続いていることがわかります。

他方、社会増減については、年によって大きく異なるものの、おおむね転入者数が転出者数を上回る社会増の傾向が続いています。

図表 自然増減・社会増減の推移



年	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
出生者数	2,216	2,152	2,176	2,143	2,124	2,192	2,241	2,067	2,114	2,083	2,064	1,953
死亡者数	926	1,006	956	1,016	1,037	1,118	1,127	1,196	1,171	1,207	1,292	1,355
自然増減	1,290	1,146	1,220	1,127	1,087	1,074	1,114	871	943	876	772	598
転入者数	11,917	11,615	11,444	11,457	10,615	10,849	10,168	10,314	10,141	10,933	9,893	9,872
転出者数	11,481	11,688	11,305	11,030	10,523	10,894	10,571	10,504	9,826	9,781	9,840	9,757
社会増減	436	▲73	139	427	92	▲45	▲403	▲190	315	1,152	53	115

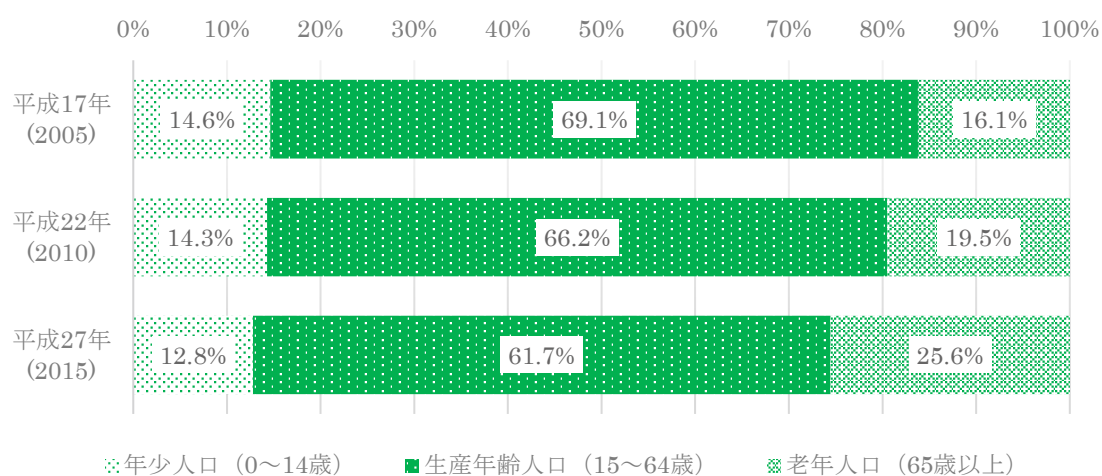
年	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
出生者数	2,031	2,063	1,875	1,948	1,738	1,762	1,754	1,768	1,742	1,732	1,622	1,533
死亡者数	1,366	1,380	1,495	1,434	1,623	1,687	1,654	1,758	1,871	1,842	1,872	1,932
自然増減	665	683	380	514	115	75	100	10	▲129	▲110	▲250	▲399
転入者数	9,786	9,429	9,159	9,240	8,854	8,691	8,989	9,555	8,627	9,099	9,299	9,544
転出者数	9,681	9,743	9,062	8,965	8,495	8,631	8,846	8,935	8,756	9,054	8,925	8,757
社会増減	105	▲314	97	275	359	60	143	620	▲129	45	374	787

出典：上尾市「住民基本台帳」各年

(3) 年齢3区分別人口比

年齢3区分別人口比の推移（平成17（2005）年～平成27（2015）年）を見ると、年少人口（0～14歳）が14.6%から12.8%へと1.8ポイント、生産年齢人口（15～64歳）が69.1%から61.7%へと7.4ポイント減少する一方、老年人口（65歳以上）は16.1%から25.6%へと約1.5倍に増加しており、少子高齢化が進行していると考えられます。

図表 年齢3区分別人口比の推移



出典：総務省「国勢調査」

※小数点以下を四捨五入しているため、構成比の合計は必ずしも100%になりません。

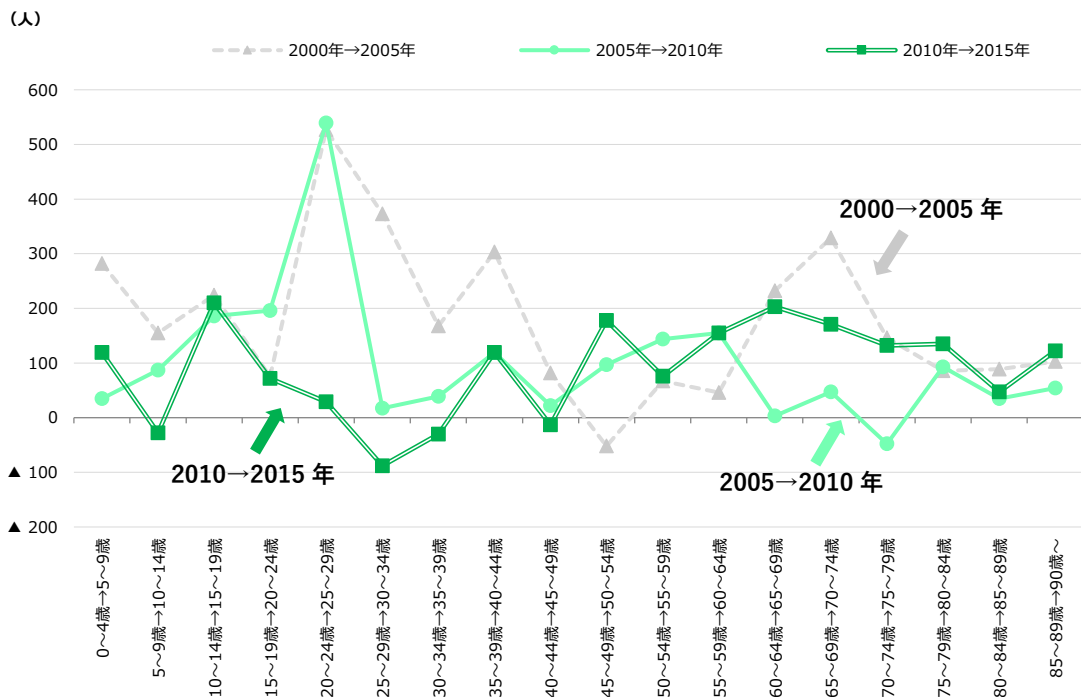
(4) 年齢階級別純移動数

年齢階級別の純移動数(転入者と転出者の増減数)を時系列に見ると、平成12(2000)年～平成22(2010)年は、20歳～24歳の増加が目立っていましたが、平成22(2010)年～平成27(2015)年の5年間では、この年代の増加が小幅に転じています。また、25歳～29歳、30歳～34歳については、平成12(2000)年～平成22(2010)年は、純移動数がプラスにとどまっていたですが、平成22(2010)年～平成27(2015)年は両年代ともマイナスとなっています。全体として、若い世代の流入が減ってきていると考えられます。

他方、45歳以上については、平成22(2010)年～平成27(2015)年はどの年代でも純移動数がプラスになっています。また、60歳以上はどの年代も平成17(2005)年～平成22(2010)年の純移動数を上回っており、高齢者を中心に流入が増えていると考えられます。

図表 年齢階級別純移動数の時系列推移

(例) 平成12(2000)年～平成17(2005)年の間には、0～4歳の集団は5～9歳の集団になります(0～4歳→5～9歳)。折れ線は、その期間における当該集団の純移動数を示しています。



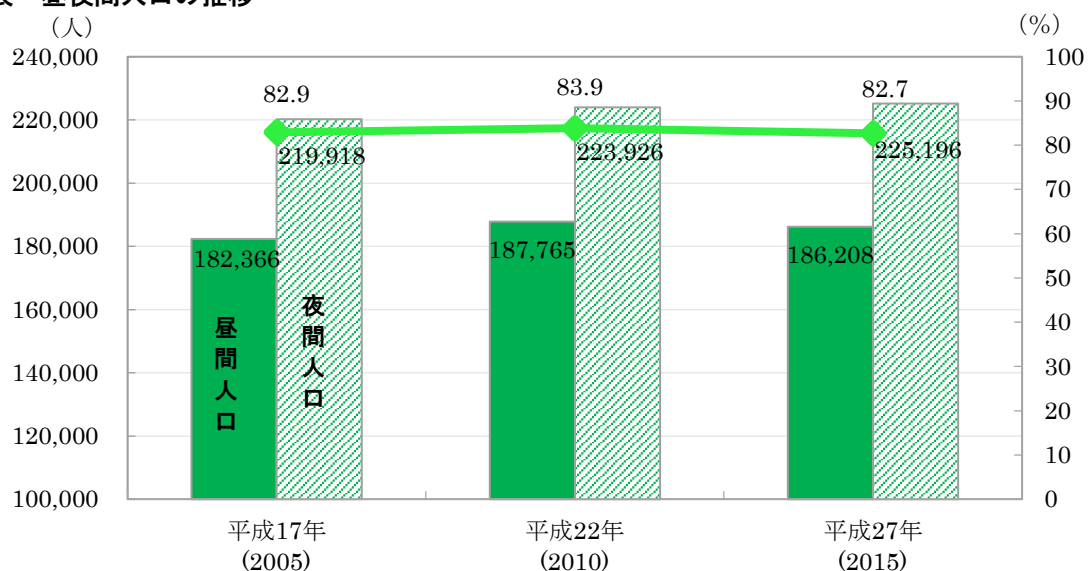
出典：総務省「国勢調査」

第4節 上尾市の産業構造

(1) 昼夜間人口比と自市内就業割合

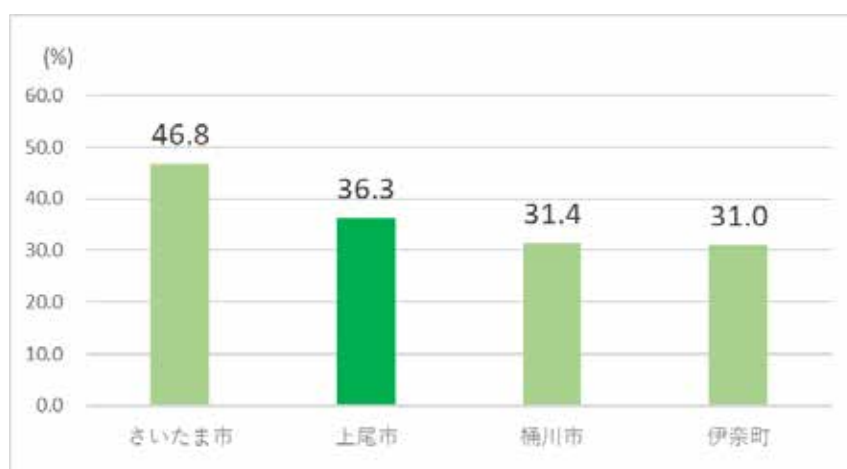
昼夜間人口比の推移を見ると、平成17(2005)年～平成27(2015)年の10年間で、82.9%から82.7%とほぼ横ばいとなっています。また、自市内就業割合(ある市に常住する就業者のうち、その市で従業する人の割合)を周辺自治体と比較すると、本市は36.3%となっており、産業の集積により従業の場としての拠点性の高いさいたま市(46.8%)を下回っています。

図表 昼夜間人口の推移



出典：総務省「国勢調査」各年統計あげお-平成31年・令和元年版-

図表 自市内就業割合の比較



出典：総務省「国勢調査」平成27(2015)年

(2) 産業別就業者

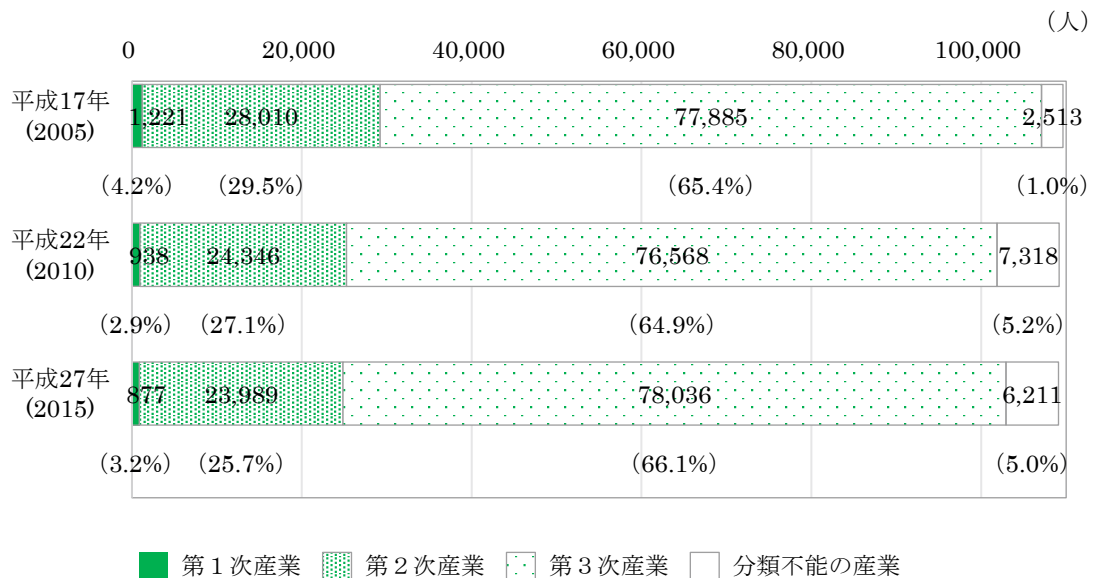
本市の就業人口は横ばいの状態にあります。また、産業構造については、第3次産業の就業人口割合が全体の7割近くを占めており、主要な産業となっています。第1次産業、第2次産業の就業者割合が微減傾向にある一方、第3次産業に従事する人の割合は微増しています。

第1次産業のうち、農業については、大都市近郊にある立地条件を生かした農業の振興を図るため、地産地消を進めてきましたが、農家人口の減少、農業従事者の高齢化、農業後継者不足、農地減少などが課題となっています。

第2次産業については、戦前は機械・金物・食品工業が操業し、戦後は精密金属加工業の中小企業が生まれるなど、工業都市としての特性を有しており、現在も埼玉県内で有数の工場集積地となっています。市内の企業は中小企業が大半を占めており、経済動向等の影響を受けやすいことから、技術開発等の経営支援や企業同士の交流によるオープンイノベーションの促進、事業承継支援などに取り組んでいくことが求められます。

第3次産業では、JR上尾駅の東西に商店街や大型商業施設が立地しており、商業の集積が見られますが、郊外型店舗の進出に伴って、中心市街地での消費の減少が課題となっています。また、商店街は商業機能のみならず、地域コミュニティの拠点としての機能を発揮していくことも求められます。

図表 産業別就業人口及び構成割合



出典：総務省「国勢調査」

【参考】

第1次産業：農林漁業

第2次産業：鉱業・建設業・製造業

第3次産業：電気・ガス・水道、卸売・小売、飲食・宿泊、教育・学習、その他サービス業など

第5節 上尾市の財政状況

本市は、これまで、職員数の適正化等による人件費の削減、プライマリーバランスを考慮した市債の借入れ、そして、将来の資産更新を見据えた基金への積み増しなど、将来を見据え財政基盤の強化を図ってきました。

本市の財政状況は、ストック面では、これまでの財政健全化に向けたあらゆる取組によって各種財政指標は確実に改善しつつありますが、フロー面では、予算編成において恒常的な財源不足が生じている状況にあり、それを補てんするため、毎年度、財政調整基金等から繰り入れすることにより、予算を編成している状況にあります。

今後は、生産年齢人口の減少に伴う市税収入の減少や公共施設及びインフラの資産更新問題への対応に加え、普通交付税の代替財源である臨時財政対策債の影響による公債費の増加や高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増加への対応が必要になることから、継続的かつ安定的な行政サービスを提供していくためには、さらなる財政基盤の強化を図ることが不可欠となります。

〈歳入の推移〉

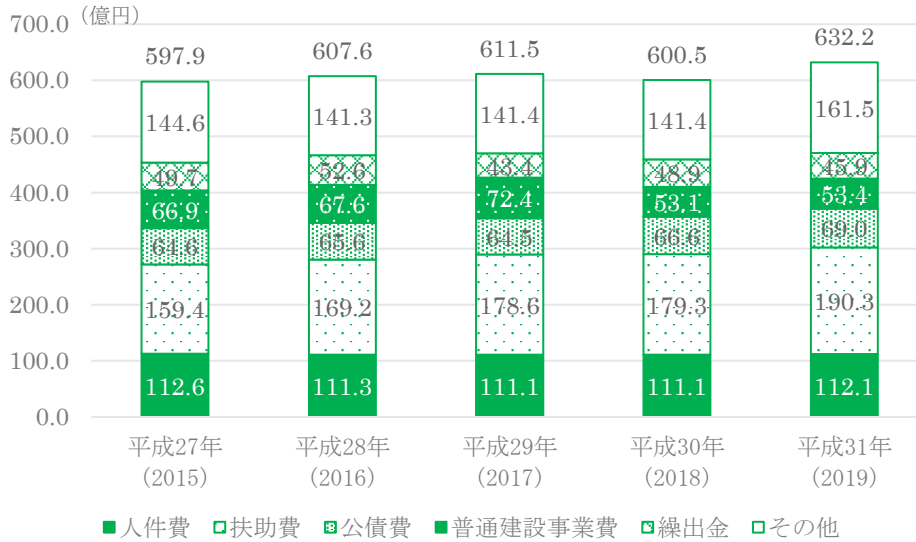
本市の歳入は、市税を中心として増加傾向でしたが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響等により、今後の推移については注視していく必要があります。



市税	市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、都市計画税など、地域の住民や企業などから納めていただく税金
地方交付税	地方自治体間の財源の不均衡を調整し、全国すべての住民に一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するため、国から交付されるお金
国庫支出金	法令に基づく事務・事業や、国と市が共同で行う事務・事業に対して、国から交付されるお金
県支出金	県と市が共同で行う事務・事業に対して、県から交付されるお金
市債	市債は、一般家庭の「借金」にあたるもので、公園や市道の整備や公共施設の建設事業などの財源を補てんするもの

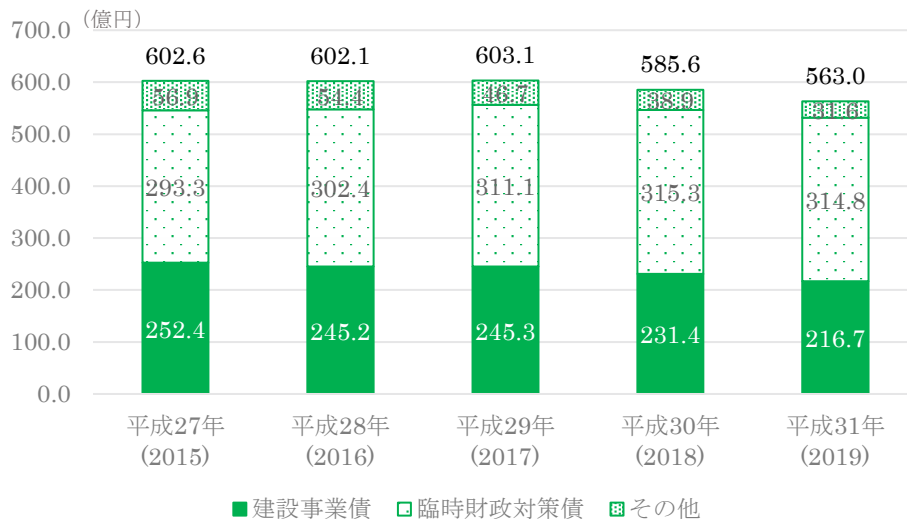
〈性質別歳出の推移〉

人件費及び公債費についてはおおむね横ばいで推移していますが、扶助費については高齢化や社会保障制度の充実により年々増加しています。この傾向は今後も続いていくと考えられます。



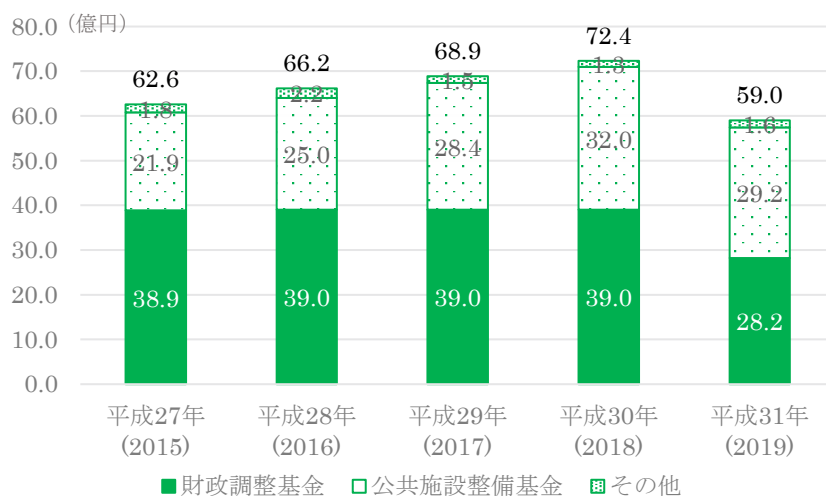
- 人 件 費 市職員の給与や市議会議員の報酬などに支出される経費
- 扶 助 費 社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者や障害者の福祉などに支出される経費や保育所などに支出される経費
- 公 債 費 市債の償還（返済）に要する経費で、市債の元金の返済金とその利子に支出される経費
- 普通建設事業費 社会資本を形成するために道路、橋りょう、学校など公共施設の工事に要する経費
- 繰 出 金 一般会計と特別会計の会計間相互に支出される経費。水道事業・公共下水道事業会計に対する支出も繰出金に含まれる。
- そ の 他

〈市債現在高の推移〉



- 建 設 事 業 債 保育所、学校などの公共施設の整備や道路、公園、上・下水道などのインフラ整備をするにあたって、財源とするため発行する地方債
- 臨 時 財 政 対 策 債 一般財源の不足に対処するため、特例として発行される地方債。通常収支の財源不足額を国と地方で折半し、地方公共団体が発行する。

〈基金積立金現在高の推移〉

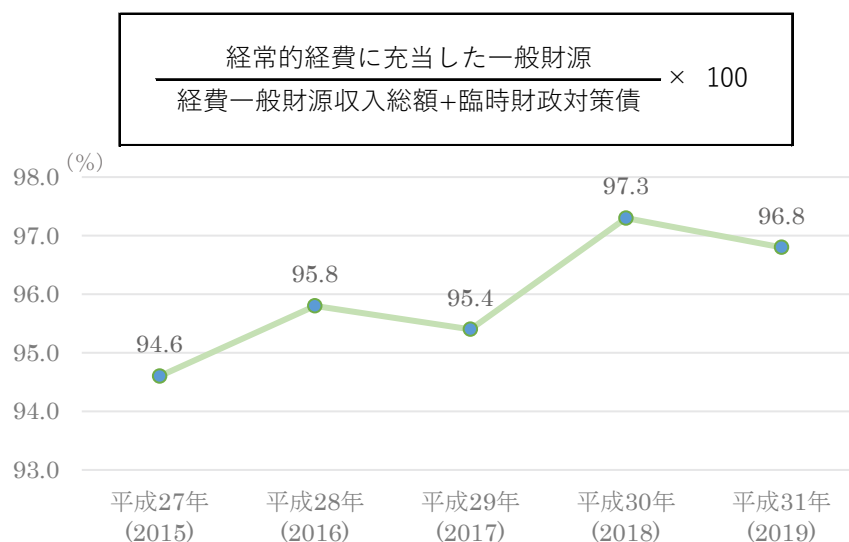


財政調整基金 地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金
 公共施設整備基金 公共施設の整備や更新などの財源とするための基金

〈経常収支比率の推移〉

経常収支比率は、市税等の経常一般財源が、人件費、扶助費、公債費等の経常的経費にどの程度使われているかを示す比率で、この比率が高いほど財政構造が硬直化していることを表します。

全国的に高齢化による扶助費の増加などにより、経常収支比率は上昇傾向となっています。当市の当該比率は、県内の類似団体と比べ、やや高めとなっています。



経費一般財源 地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源
 経常的経費 人件費、扶助費、公債費等のように毎年度経常的に支出される経費
 臨時財政対策債 一般財源の不足に対処するため、特例として発行される地方債。
 通常収支の財源不足額を国と地方で折半し、地方公共団体が発行する。
 類似団体 市町村を「人口」と「産業構造」で分類し、その類型により、大都市、特別区、中核市、特例市、都市、町村ごとに団体を分別したもの。

第6節 時代の潮流

(1) 安心・安全な環境づくりの重要性

平成 23 (2011) 年 3 月に発生した東日本大震災は、大規模な津波を伴い甚大な被害を与えました。その後も、平成 28 (2016) 年 4 月の熊本地震のほか、西日本を襲った平成 30 年 7 月豪雨など、地震、風水害をはじめとする自然災害が頻発しています。さらには、令和元年東日本台風は、本市においても大きな被害を残しました。

地球温暖化の影響もあり、想定外の自然災害が増加する中、行政による「公助」に加え、自分の身は自分で守る「自助」、自主防災組織など地域の支え合いを基盤とした「共助」の重要性が再認識されています。「防災に関する世論調査」(内閣府、平成 29 (2017) 年)では、「自助に重点を置いた対応をすべきである」が 39.8%と、平成 14 (2002) 年調査時(18.6%)の2倍以上となっており、「共助に重点を置いた対応をすべきである」も 24.5%と、平成 14 (2002) 年調査時(14.0%)から 10 ポイント以上伸びています。

また、高度成長期以降に整備した社会資本の老朽化が進んでおり、防災・減災への視点を踏まえた都市基盤や公共施設の維持管理・更新が急務となっています。

暮らしの中では、高齢者を狙った特殊詐欺や、インターネットや SNS の普及により子どもが巻き込まれる犯罪が増えており、新たな犯罪への対策とともに、地域全体で安心・安全な環境づくりに取り組むことが求められています。

(2) 人口減少・少子高齢化の進行

わが国は出生数の減少などを背景として、平成 20 (2008) 年頃をピークに人口減少局面に突入しました。社人研の推計(平成 29 (2017) 年)によれば、平成 27 (2015) 年に 1 億 2,709 万人だった総人口はその後減り続け、令和 35 (2053) 年には 1 億人を下回ると予測されています。また、同年には、年少人口(0~14 歳)が 1,038 万人(10.5%)、生産年齢人口(15~64 歳)が 5,119 万人(51.6%)、高齢者人口(65 歳以上)が 3,767 万人(38.0%)となり、今後も少子高齢化の傾向が続くと見込まれています。

さらに、地方部から大都市への人口移動が進行することによる東京一極集中の一方で、将来的に人口減少により存続が危ぶまれる自治体が増加しています。人口減少と少子高齢化の進行は、経済規模の縮小につながるほか、年金・医療・介護等の社会保障の負担、給付が増加し、制度維持や財政面にも深刻な影響が及ぶとみられています。

こうした状況に対応するため、国は東京一極集中と人口減少の克服を目指すとともに、各市区町村は「地方版総合戦略」を策定し、子育て環境の整備や移住定住の促進に取り組んでいます。

また、少子高齢化による人口減少といった社会構造の急激な変化は、地域活動における担い手の減少や高齢化など、地域コミュニティの在り方にも影響を及ぼしています。

自治体の厳しい財政状況に加え、地域課題が複雑化・多様化するにつれて、従来の行政主導のまちづくりに代わり、市民と行政の協働のまちづくりの重要性が増しています。まちづくりの基本ルールを定めた自治基本条例の制定や、NPOやボランティア団体の参画、民間企業による地域社会への貢献など、多様な主体が協働する新たなまちづくりの在り方が広がっています。

(3) 技術革新の進展

近年、ICTやAI、IoT、ビッグデータなど、新たな技術を活用した産業が大きな成長を見せており、人の暮らしを劇的に変えると予測されています。また、誰でも自由に入手・利用できるオープンデータによって、さまざまな人やモノ、知識、情報がつながることで、新たな価値を生み出すイノベーションが加速しています。

例えば、企業や自治体においては、データ入力などの定型的な事務作業をソフトウェアに代行させる技術であるRPAの導入により業務の効率化が図られています。また、交通の分野では、IoTにより接続された多様な交通手段の中からAIが最適なものを選択し提案するサービスの開発が進んでおり、地域特性に応じた交通サービスの充実が期待されています。

技術革新はこのほか、製造業や、保健・医療、介護、教育といった幅広い分野への活用が見込まれています。さらには、シェアリングエコノミーの拡大や、サテライトオフィスの普及による場所を選ばない働き方など、利便性の向上に留まらず、社会経済構造にまで影響を与えています。

国においても、「狩猟社会」「農耕社会」「工業社会」「情報社会」に次ぐ新たな社会として「Society 5.0」を提唱し、インターネット上の仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の両立を目指した取組を進めています。

(4) 持続可能な社会に向けた動き

世界的に、地球温暖化や生物多様性の喪失など、人類の生存に関わる問題が顕在化しており、早急な対応が求められています。人口減少・少子高齢化の流れが今後も続き、これまでの経済活動を継続することが困難とみられる中、自然環境と共生し、文化的・精神的な豊かさを実現できる持続可能な社会モデルへの転換を求める動きが強まっています。

このような背景の下、平成27(2015)年9月の国連サミットでは、令和12(2030)年までに達成すべき国際社会の共通目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。

わが国においても、持続可能な開発目標(SDGs)推進本部により策定された「SDGsアクションプラン2019」では、「SDGsと連携するSociety 5.0の推進」、「SDGsを

原動力とした地方創生、強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくり」、「SDGs の担い手として次世代・女性のエンパワーメント」が重点として挙げられています。また、地方創生の実現の観点からも、全国各地で地域特性に応じた SDGs への取組が広がっています。

SDGs は、「誰一人取り残さない」という理念の下、発展途上国も先進国も含めた全世界の国々だけでなく、企業や自治体、コミュニティ、個人も目標達成に向けて重要な役割を担っています。また、「貧困削減」「教育」「エネルギー」「生産・消費」「気候変動」など、以下 17 のゴールの下に 169 のターゲットが設定されており、多様な領域における取組が進められています。

SDGs の 17 のゴール			
	1 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ		2 飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する
	3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する		4 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る		6 安全な水とトイレを世界中に すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する		8 働きがいも経済成長も すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する
	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る		10 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する
	11 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする		12 つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
	13 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る		14 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
	15 陸の豊かさも守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る		16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
	17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		

(5) 新型コロナウイルス感染症などの流行

新型コロナウイルスが世界的に猛威を振るう中、わが国では、令和2（2020）年4月に史上初となる緊急事態宣言が発令されました。感染拡大防止策に伴う、社会的・経済的な活動の自粛要請により、経済への影響は甚大なものとなっています。内閣府によると、令和2（2020）年4月～6月期における国内総生産（GDP）は年率27.0%減となり、戦後最大の低下が予測されています。とりわけ、外出自粛要請を起因として人の移動が減退したことにより、外食産業や観光業などの業界でサービス消費が大きく落ち込みました。わが国のみならず、欧米諸国ではロックダウン（都市封鎖）が行われるなど海外需要も激減し、訪日外国人旅行者も減っています。

日常生活においては、従来の人々の移動を前提とした生活様式から、人々の物理的な接触を避けた新しい生活様式への転換が求められています。人と人が一定の距離を空ける、ソーシャルディスタンスの確保や、大人数が集団で集まる機会の大幅な減少など、感染拡大を防ぐための取組が進められています。

また、ICTなどの技術革新を社会・経済活動に導入する流れが加速しています。多くの企業では、通勤時の感染リスク軽減や密室での会議を避けるためにテレワークやウェブ会議が実施されています。教育機関では、感染リスク軽減のため、オンライン授業の導入や一日の授業を二部制にするなど、学習環境の見直しが図られています。このほか、近年多発する豪雨や地震などの自然災害の勃発により人々が避難所での生活を余儀なくされる中では、ソーシャルディスタンスを確保した避難所の運営、避難経路の確保など、さまざまな面で課題が残されています。

このように従来は当然のように取り組んできたことが見直され、ウィズコロナ時代の新しい価値観が生まれてきています。感染拡大の収束、さらには収束後を見据えた取組が求められています。

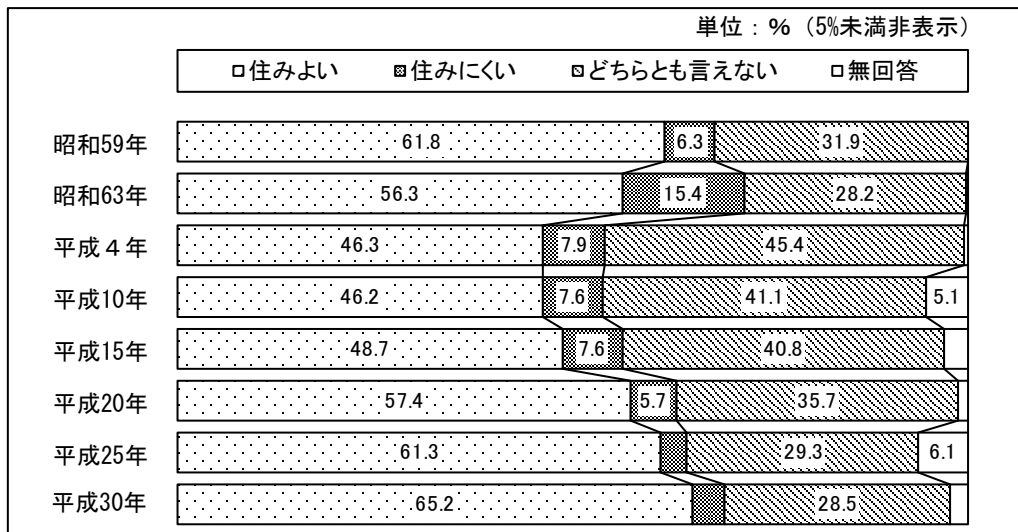
第7節 市民意識調査結果

平成30（2018）年11月に実施した市民意識調査から、上尾市民の意識の主な特徴を次のように読み取ることができます。

- 平成30（2018）年度上尾市市民意識調査
 - ・調査対象 3,000人（無作為抽出による18歳以上の市民）
 - ・調査期間 平成30（2018）年11月
 - ・回収数 1,694票（回収率：56.5%）

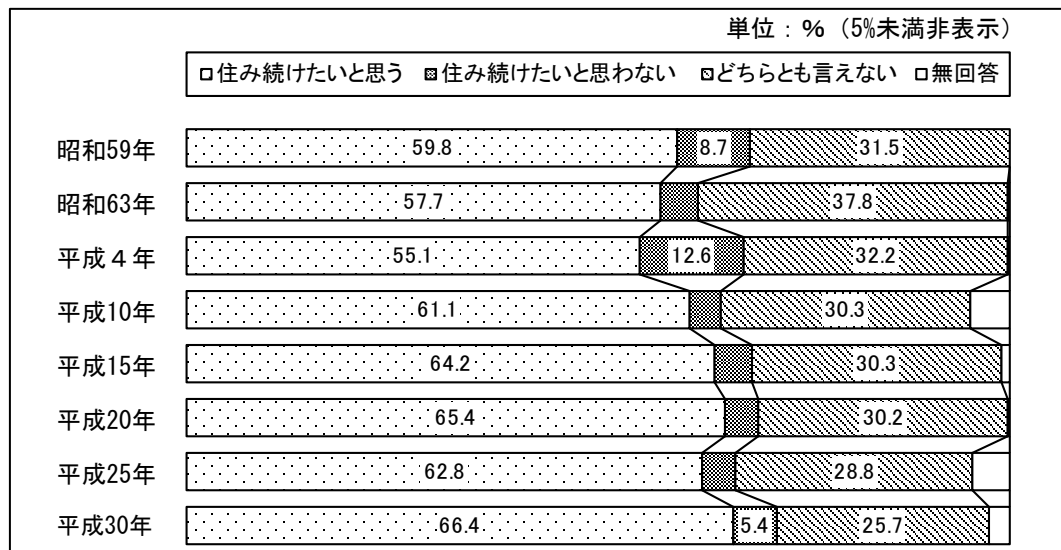
（1）住み心地

本市の住み心地は、「住みよい」が65.2%、「住みにくい」が4.1%で、「住みよい」の割合が平成10（1998）年調査以降増加傾向にあり、平成30（2018）年度調査では過去の調査結果の中で最も高い割合となっています。



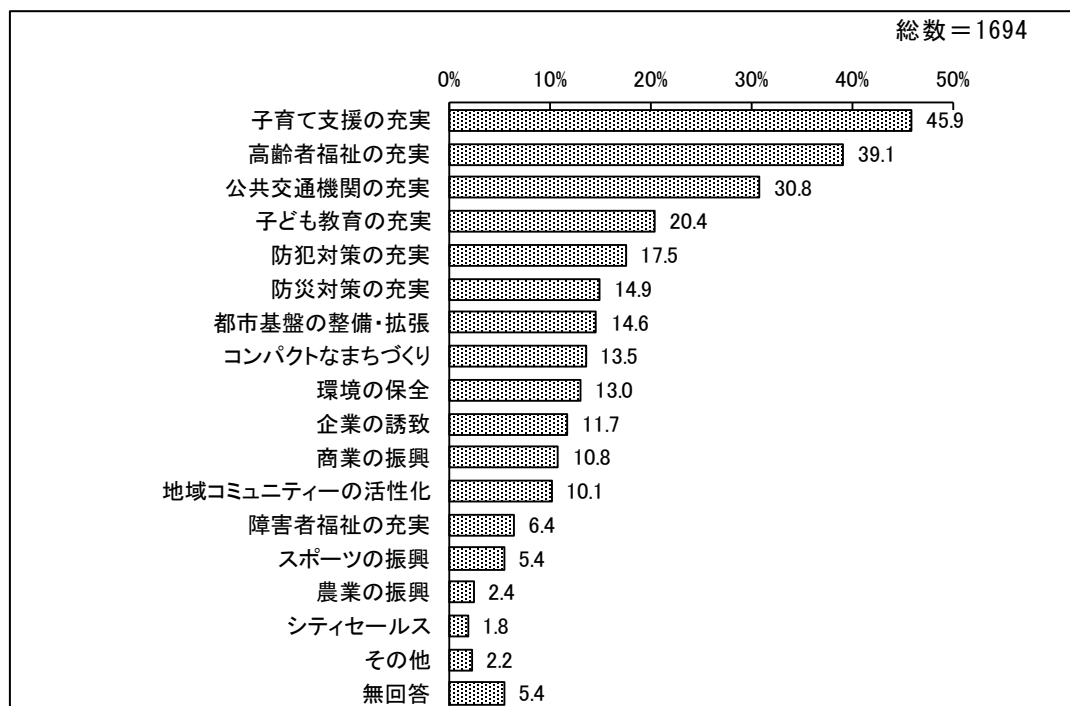
(2) 本市への定住の意向

本市に今後も「住み続けたいと思う」が66.4%を占め、定住の意向は全体的に高く、昭和59（1984）年調査以降で最も高い割合となっています。



(3) 市政の重点

本市が持続可能な都市として存続するために、どのような分野に重点をおいて市政に取り組むべきかたずねたところ、「子育て支援の充実」が45.9%で最も割合が高く、次いで「高齢者福祉の充実」が39.1%、「公共交通機関の充実」が30.8%と続いています。



第8節 まちづくりの重点課題

これまで概観してきたように、本市は、ものづくりの技術や良好な交通環境を土台として、工業都市から住宅都市へと発展してきました。

一方、少子高齢化による人口減少という全国的な潮流はますます強まっており、今後の行政運営に当たっては、これまでよりも長期的な観点からまちづくりに取り組むことで、地域の持続可能性を確保していく必要があります。

このような視点を踏まえた上で、本市の地域特性や市民アンケートを通じて把握した市民のニーズなども考慮し、今後10年間にわたって本市が取り組んでいくべき「まちづくりの重点課題」を、次のとおり整理しました。

(1) 次世代を担う人材の育成

現在、本市においても少子化が進行しており、合計特殊出生率についても、人口を維持するのに必要な水準である2.07を大きく下回っているのが現状です。今後も本市が活気あるまちとして発展していくためには、地域全体で子育て支援や子育てと仕事の両立支援などを進め、子どもが健やかに育つ環境づくりに一層取り組む必要があります。

また、情報技術の飛躍的な進化やグローバル化のさらなる進展など、児童生徒を取り巻く環境が大きく変化する中、子どもたち一人一人が柔軟かつ主体的に未来を切り開いていくのに必要な資質・能力の育成がこれまで以上に重要になっています。

さらに、不登校やひきこもり状態の長期化により、本人や家族が周囲に相談できない状況も増えています。未来ある若者が社会に関わるすることができる取組を進めることも求められています。

(2) 誰もがいきいきと暮らせる社会の実現

老年人口（65歳以上）のさらなる増加が見込まれる中、何歳になってもいきいきと健康に暮らせるまちづくりを進めることが重要です。本市では、市民自らが、アッピー元気体操リーダーや食生活改善推進員（ヘルスマイト）として地域の健康づくりに主体的に取り組んできました。今後も引き続き、地域コミュニティの力を生かした健康づくりを促進するほか、医療環境の充実や生涯学習活動の推進、高齢者の移動手手段の確保などに取り組む、学びやすい環境づくりを進めることが求められます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、集団による接触や外出が制限されることを経験しました。今後は、人と人との物理的な接触を避けつつ、市民一人一人が学びたいときに学ぶことができ、健康づくりに取り組める環境づくりが課題となっています。

(3) 安心して暮らすための支え合いの仕組み

家族や地域のつながりが希薄となり、地域などとの関わりから孤立させないための横断的な相談・支援体制を構築していくことが大きな課題となっています。このほか、介護や育児、障害の有無や年齢など、さまざまな理由で社会から孤立した状態にある人が増えてきています。この社会的孤立状態の解消に向けては、地域の人々や関係機関の協力が不可欠となります。「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、市民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

(4) 互いに尊重し合う地域づくり

社会の成熟化に伴い市民の価値観が多様化する中、お互いの個性を認め合う社会の実現が求められています。本市は多文化共生社会の実現に向けて外国人市民支援事業などの取組を進めてきました。外国人を労働力や地域の担い手として受け入れる社会に変化する中で、言語や文化の違いなどの課題を解決するという視点だけでなく、外国人市民も地域社会の一員として活躍できる社会を醸成することが必要です。今後も、引き続き多文化共生に向けた取組を促進するほか、市民の人権を守る意識の醸成や多様な世代の社会参画の促進など、お互いに認め合うまちづくりに取り組む必要があります。

(5) 災害などから市民を守る取組の強化

近年、各地で甚大な被害をもたらす自然災害が頻発しており、令和元年東日本台風で大きな被害を受けた本市においても、災害に強いまちづくりの重要性や市民の防災意識が高まっています。ハード・ソフトの両面から地震・風水害への対策を進めるほか、日頃から交通安全や防災・防犯への意識を高めることで、地域全体のレジリエンスを向上させていくことが求められます。

(6) 未来を見据えた環境づくり

日本国内では、高度経済成長期における大量生産・大量消費の時代を経て、東日本大震災を契機として、持続可能なエネルギーや自然と調和のとれた循環型社会への意識が高まっています。本市においても、温室効果ガスの排出量削減やリサイクルの促進など、持続可能なまちづくりのための取組が進んでいます。

また、昭和40年代から50年代に整備され、近い将来、一斉に更新時期を迎える都市基盤施設の計画的な管理に取り組む必要があります。次世代に安心・安全な暮らしを残すために、市民・事業者・行政が協働して持続可能なまちづくりに取り組む仕組みづくりが重要となります。

（7）地域産業の活性化

埼玉県内でも有数の工場集積地である本市では、数多くの中小企業が地域のものづくりを支えてきました。しかしながら、少子高齢化や市内で就職する人の減少により、市内の産業を支える担い手が不足しています。障害の有無や国籍に関わらず、多様な人々の雇用機会の創出や本市ならではの産業、観光資源の創出に取り組むことにより地域経済の活性化を図る必要があります。

また、先端技術の導入を促すことで、生産現場のデジタル化を進め、人材不足への対応や製品の質の向上につなげ、地域全体の産業競争力の底上げを実現していくことも課題となっています。

（8）持続可能な都市経営

持続可能な都市経営においては、ICT や AI など、最先端の技術の活用により事務の効率化を図り、市民サービスを迅速かつ正確に行うとともに、新型コロナウイルス感染症により、今後は、電子申請サービスなど新しい生活様式を踏まえた行政サービスへと転換していくことが重要になります。

また、本市では、市民活動支援センターの設置や市民ワークショップの開催など、協働の素地を作ってきました。今後もこのような活動を継続するとともに、さらなる協働を推進するため、市民参加・交流機会を拡充しながら、市民とともに考え、歩いていくまちづくりを推進する必要があります。

このほか、市民から一層の信頼を得るため、職員倫理条例に基づくコンプライアンスの推進などを図る必要があります。

第 2 編 基本構想

第1章 まちづくりの基本理念

本市が今後、まちづくりを進める上での基本的な姿勢である「基本理念」を次のとおり示します。

安心・安全な暮らし

感染症や、毎年のように大きな被害をもたらす自然災害などから、私たちの生活を守るため、市民の安心・安全を根幹に据えたまちづくりを進めます。

誰もが自分らしく

ノーマライゼーションの考えのもと、誰もが自分らしく暮らすことができ、世代を超えそれぞれが尊重し合えるまちを目指します。

人とつながりのあるまちへ

市民・事業者・行政がつながり、協働でまちづくりに取り組むことで、複雑化・多様化している課題を解消し、さらには、「人」と「まち」が一緒に育つことで、愛着あるまちづくりを進めます。

持続可能な未来への責任

次世代を担う子どもたちのため、良好な環境を守りつつ、あらゆる資源を限りあるものとして捉え、未来を見据えた持続可能なまちづくりを進めます。

第2章 将来の目指す姿

(1) 将来都市像

基本理念のもとで、重点課題を解決し、時代の変化に対応しながら、市民が誇りを持ち安心して暮らせる都市を目指すこととし、10年後の「将来都市像」を、次のとおり示します。

みんなでつくる みんなが輝くまち あげお

市民同士がつながりを持ち、協働でまちづくりに取り組むことで、誰もが安心・安全に暮らすことができ、将来にわたり市民と地域が輝き続けるまち

(2) 将来人口

令和2（2020）年度に策定した「第2期上尾市地域創生長期ビジョン・第2期上尾市地域創生総合戦略」において、令和47（2065）年までの本市における将来人口の推計を示しています。

その中で、まちづくりの基礎となる人口は、社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）が推計（国勢調査ベース）したものを住民基本台帳人口ベースで再推計（=基本となる推計人口）し、今後の施策展開による効果などを考慮し将来展望人口とした上で、以下のように推計します。

※国勢調査の結果の最新値が平成27（2015）年実施のものとなるため、令和2（2020）年の数値は実績値ではなく、推計値となっています。

■将来展望人口の推計

人口が減少していく中で、第6次上尾市総合計画の計画期間における将来展望人口は、第2期上尾市地域創生総合戦略の取組により、令和7（2025）年に225,928人、令和12（2030）年に223,676人と推計し、基本となる推計人口より減少幅の緩和を見込みます。



（出典：第2期上尾市地域創生長期ビジョン）

■年齢3区分別の将来展望人口

年齢3区分別の将来展望人口は、総人口は減少していく中で年少人口（0～14歳）及び老年人口（65歳以上）は年々増加すると推計します。



<将来展望人口の算出に必要な考え方>

人口を推計するにあたっての仮定値等の設定

	①基準人口	②合計特殊出生率	③純移動率
基本となる推計人口	平成27(2015)年10月1日住民基本台帳	平成27(2015)年の合計特殊出生率の実績値1.43が、社人研仮定値(平成30(2018)年推計)のとおり令和27(2045)年に1.36になると仮定	社人研仮定値(平成30(2018)年推計)を採用
将来展望人口		平成27(2015)年の合計特殊出生率の実績値1.43が、令和27(2045)年に2.07になると仮定	同上

(出典：第2期上尾市地域創生長期ビジョン)

合計特殊出生率の考え方

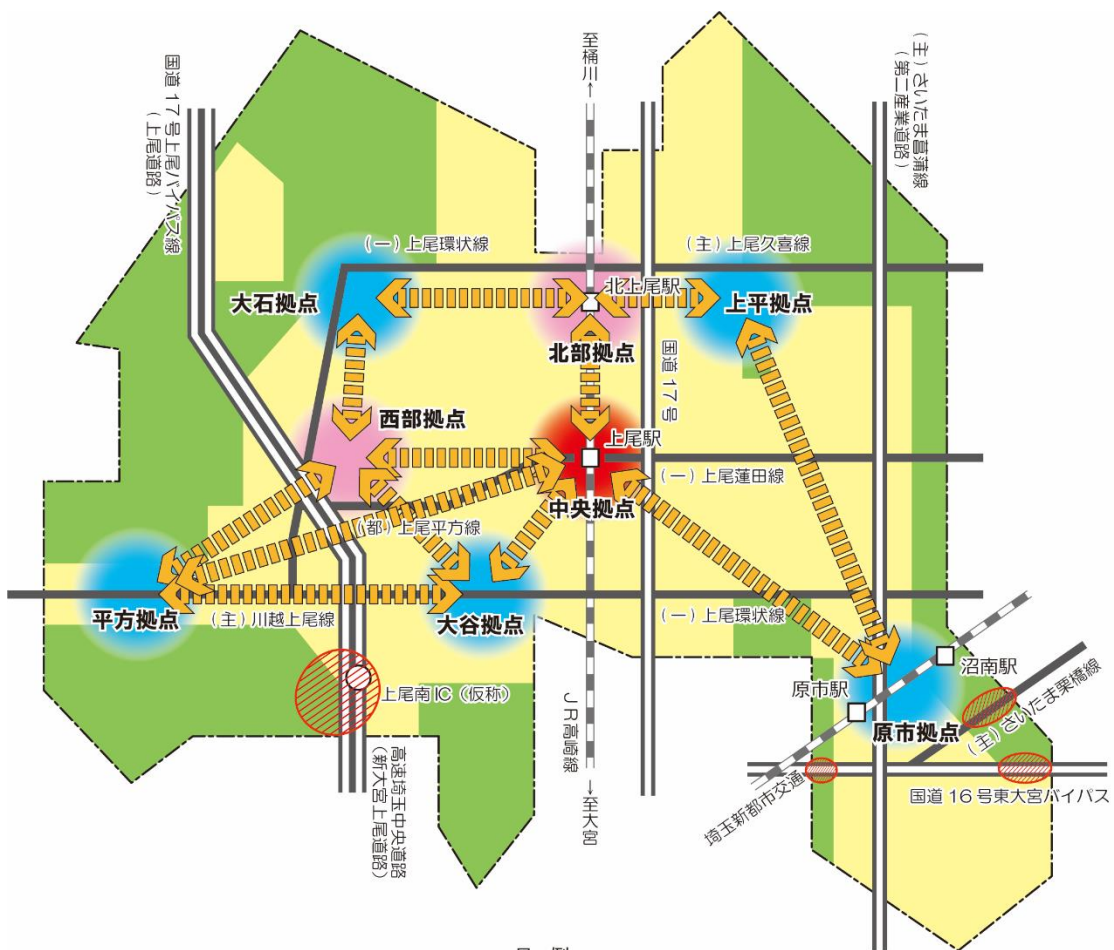
		平成27年 (2015)	令和12年 (2030)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)
基本となる推計人口	合計特殊出生率	1.43	1.35	1.36	1.36
	伸び率				
将来展望人口	合計特殊出生率	1.43	1.77	2.04	2.07
	伸び率	1.00	1.24	1.43	1.45
(参考)国の目指す方向	合計特殊出生率	1.45	1.80	2.07	—
	伸び率	1.00	1.24	1.43	—

(出典：第2期上尾市地域創生長期ビジョン)

(3) 将来都市構造

将来都市構造は、本市が目指す将来都市像の実現に向けて、市の拠点となる場所や、都市の骨格を形成する軸の配置、土地利用の区分といった、目指すべき都市の在り方を示すものです。

将来都市構造は、将来都市像である「みんなでつくる みんなが輝くまち あげお」を実現するために、暮らしの場の近くにさまざまな都市機能や働く場が適切に立地し、それらが道路・公共交通のネットワークによって有機的に結びついた「コンパクト・プラス・ネットワーク」型の都市構造とします。

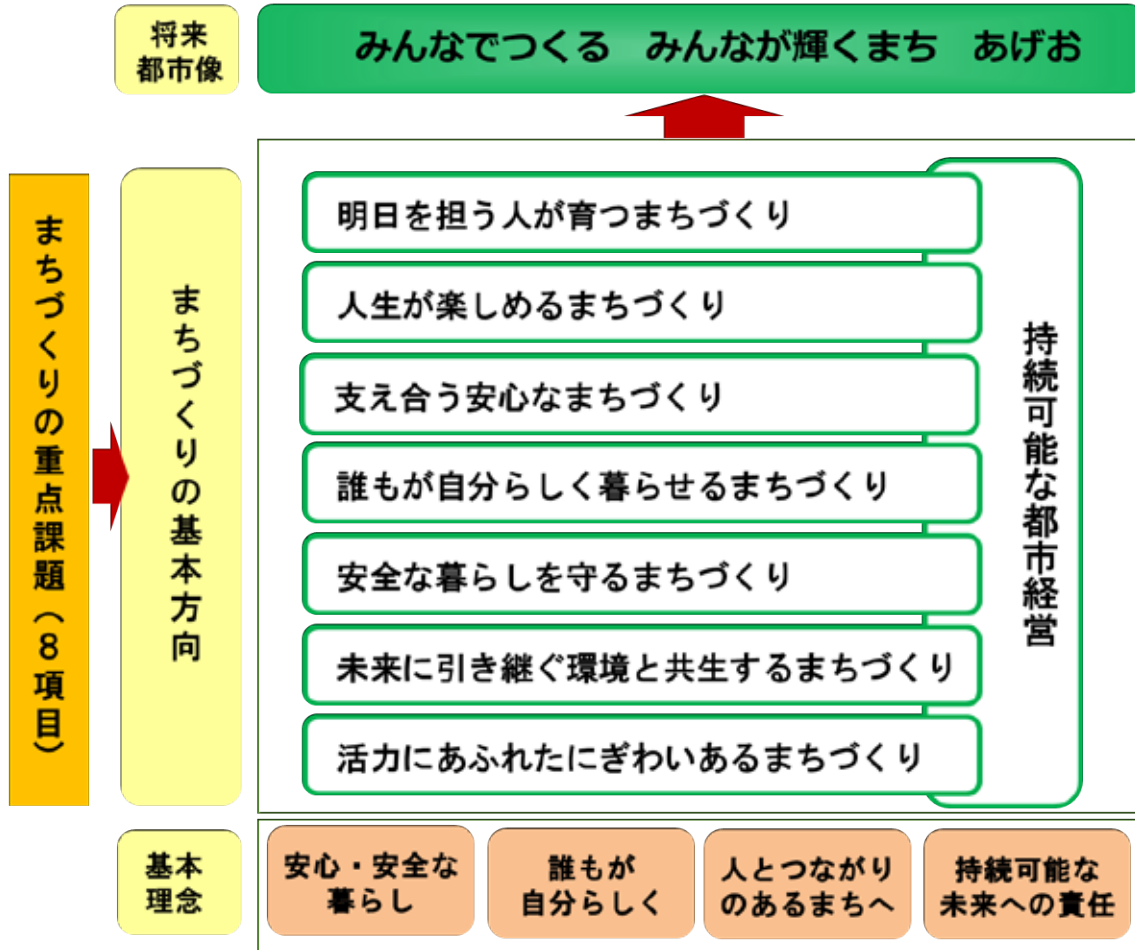


凡例

<拠点>	<軸>	<土地利用>
中央拠点	交通軸(広域道路)	都市的土地利用ゾーン
副次都市拠点	交通軸(地域道路)	田園保全・活用ゾーン
地域拠点	交通軸(鉄道)・駅	産業系土地利用検討ゾーン
	交通ネットワーク	

第3章 まちづくりの基本方向

本市のまちづくりの重点課題を解決しながら、将来の目指す姿を実現するため、まちづくりの基本理念に沿って進める共通のまちづくりの基本方向を、次のように定めます。



1 明日を担う人が育つまちづくり

安心して子どもを産み育てられ、子どもが健やかに育つ環境づくりを進めるとともに、子どもたち一人一人が柔軟かつ主体的に未来を切り開いていくのに必要な能力の育成に向けた教育の充実を図ります。

2 人生が楽しめるまちづくり

誰もがいきいきと暮らせる社会の実現に向けて、市民が日頃からこころやからだの健康づくりに取り組める環境づくりを進めるとともに、年齢に関わらず学びたいときに学べる機会の充実を図ることで、人生100年時代にふさわしいまちづくりを進めます。

3 支え合う安心なまちづくり

誰一人取り残さない社会の実現に向けて、高齢者、障害児者など支援を必要とする人が適切な支援を受けられるほか、介護で悩んでいる人や生活に困っている人への相談体制の充実や地域全体で支え合う仕組みづくりを進めるなど、誰もが安心して生活できるまちづくりを進めます。

4 誰もが自分らしく暮らせるまちづくり

国籍、性別などに関わらずお互いを尊重できるまちを目指して、職場や学校、家庭や地域で起こる差別の解消に向けた取組を進めるとともに、あらゆる世代が市民活動に参加することができ、国籍や文化的背景の違いに関わらず、誰もが社会の一員として活躍し、自分らしく暮らせるまちづくりを進めます。

5 安全な暮らしを守るまちづくり

地震や風水害などの大規模災害に対する対策を進め、地域全体のレジリエンス（回復力、復元力、しなやかさ）を高めるほか、交通事故や犯罪、火災による被害を防ぎ、全ての市民が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

6 未来に引き継ぐ環境と共生するまちづくり

本市の未来を担う子どもたちに豊かな自然環境を残すため、環境保全に向けた取組を進めるとともに、道路や河川、上下水道の整備・維持管理に継続的に取り組むことで、将来にわたって安心・安全に暮らせるまちづくりを進めます。

7 活力にあふれたにぎわいあるまちづくり

本市の産業立地上の優位性を生かし、地域全体の産業競争力を向上させるとともに、特産品等を積極的にPRするなど、にぎわいを創出する取組を進めます。また、働き方の多様化による労働力の確保や労働環境の向上、情報技術の活用を推進することで、活力あるまちづくりを進めます。

8 持続可能な都市経営

経営資源が限られ、人口減少や高齢化が進む中であっても、市民サービスを維持・向上させるため、ICTを活用したスマート自治体への転換や公共施設マネジメントに基づく施設の質・量の最適化を図るとともに、さらなる財政健全化の実現に向けた取組を推進します。

また、市民・事業者・行政が協働して地域の課題解決に取り組むなど、オール上尾で持続可能なまちづくりを進めます。

第3編 前期基本計画

■ 施策体系図

施策の大項目 【まちづくりの基本方向】	施策の中項目 【テーマ】	施策の小項目	
1 明日を担う人が育つ まちづくり	1 結婚・出産・ 子育て支援	1 結婚支援及び妊活・妊娠から子育てまで切れ目ない支援の充実 2 地域における子育て支援の強化と遊び場づくり 3 就学前保育・幼児教育の充実 4 放課後児童健全育成の充実 5 子育て家庭の負担の軽減及びひとり親家庭への自立支援 6 児童虐待の防止	
		2 教育	1 確かな学力と豊かな心の育成 2 誰もが支援を受けられる環境の整備 3 児童生徒の健康保持・増進 4 児童生徒の安全確保 5 適正な学校施設の維持・管理と施設の充実 6 教職員の資質・指導力の向上及び魅力ある学校づくりの推進 7 就学・進学等に対する支援
		3 青少年	1 青少年健全育成の推進 2 ニート・ひきこもり対策

施策の大項目 【まちづくりの基本方向】	施策の中項目 【テーマ】	施策の小項目		
2 人生が楽しめる まちづくり	1 健康	1 生活習慣病予防の推進 2 病気の予防・早期受診 3 感染症対策の強化 4 こころの健康づくりの推進 5 高齢者の社会参加の促進 6 介護予防事業の推進及び健康づくり 7 食育の充実 8 スポーツ・レクリエーションの充実		
		2 学び・創造	1 生涯学習活動の推進 2 文化・芸術活動の支援 3 文化財の継承	
			1 生活福祉	1 地域福祉活動の推進 2 相談体制の充実 3 生活困窮者等への支援
				2 高齢者福祉
		3 障害者福祉		

施策の大項目 【まちづくりの基本方向】	施策の中項目 【テーマ】	施策の小項目	
4 誰もが自分らしく 暮らせるまちづくり	1 人権・男女共同 参画・平和	1 人権の擁護 2 男女共同参画の推進 3 平和への取組	
		2 コミュニティ・ 多文化共生	1 コミュニティ活動への支援 2 多文化共生の推進
	5 安全な暮らしを守る まちづくり	1 防災	1 地域防災力の向上 2 防災体制の強化 3 災害援助・復旧体制の確立 4 減災対策の推進
2 防犯		1 防犯活動の推進 2 空家等対策の推進 3 消費者相談体制の充実	
3 交通		1 交通手段の充実・自転車施策の推進 2 交通安全の確保	
4 消防		1 消防体制の充実 2 地域の防火意識の向上 3 救急体制の充実	

施策の大項目 【まちづくりの基本方向】	施策の中項目 【テーマ】	施策の小項目	
6 未来に引き継ぐ環境と 共生するまちづくり	1 住環境	1 街づくりの支援 2 地域の憩いの場の確保 3 衛生的な生活環境の維持	
	2 環境	1 ごみの減量化促進と適正なごみ処理 2 自然環境保全 3 地球温暖化対策等の促進	
	3 道路・河川	1 道路の適切な維持管理 2 道路の計画的な整備 3 河川の整備と適切な維持管理	
	4 上下水道	1 安全かつ強靱な水道事業運営の維持 2 公共下水道施設の整備と維持管理及び健全な事業経営 3 都市下水路の整備と適切な維持管理	
	7 活力にあふれたに ぎわいあるまちづくり	1 産業	1 農業者への支援 2 商業者への支援 3 工業者への支援 4 観光の振興
		2 労働環境	1 勤労者・就労支援

施策の大項目 【まちづくりの基本方向】	施策の中項目 【テーマ】	施策の小項目
8 持続可能な都市経営	1 情報発信・公開	1 情報の発信・公開 2 広聴活動
	2 行政運営	1 経営的な行政運営 2 情報技術の活用 3 合理的な組織運営 4 公共施設マネジメント計画・インフラのマネジメント計画の推進
	3 財政運営	1 健全な財政運営
	4 協働	1 協働のまちづくりの推進 2 人の交流・育成
	5 土地利用	1 市街地整備事業の推進 2 効果的な土地利用 3 企業立地

■SDGs と各施策の関係表

施策の大項目 【まちづくりの基本方向】	施策の中項目 【テーマ】	1	2	3	4	5	6
		 貧困	 飢餓	 健康福祉	 教育	 ジェンダー	 水・衛生
1. 明日を担う人が育つまちづくり	1. 結婚・出産・子育て支援	◎	◎	◎	◎		
	2. 教育	◎		◎	◎		
	3. 青少年	◎					
2. 人生が楽しめるまちづくり	1. 健康		◎	◎	◎		
	2. 学び・創造				◎		
3. 支え合う安心なまちづくり	1. 生活福祉	◎	◎	◎			
	2. 高齢者福祉			◎			
	3. 障害者福祉	◎		◎	◎		
4. 誰もが自分らしく暮らせるまちづくり	1. 人権・男女共同参画・平和				◎	◎	
	2. コミュニティ・多文化共生						
5. 安全な暮らしを守るまちづくり	1. 防災						
	2. 防犯					◎	
	3. 交通			◎			
	4. 消防						
6. 未来に引き継ぐ環境と共生するまちづくり	1. 住環境						◎
	2. 環境						◎
	3. 道路・河川						
	4. 上下水道						◎
7. 活力にあふれたにぎわいあるまちづくり	1. 産業		◎				
	2. 労働環境	◎			◎		
8. 持続可能な都市経営	1. 情報発信・公開						
	2. 行政運営						
	3. 財政運営						
	4. 協働						
	5. 土地利用						

国では各地方自治体が策定する各種計画等において SDGs の要素を最大限反映することを奨励しており、本市においても本計画に基づき、持続可能な社会の実現に向けて貢献していきます。

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
7 エネルギー 7 エネルギーを安全かつ持続可能にしていくこと	8 経済成長 8 働きがいも経済成長も	9 産業基盤 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 平等 10 人や国が平等な機会をもちよう	11 持続可能都市 11 住み続けられるまちづくりを	12 消費生産 12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動 13 気候変動に具体的な対策を	14 海洋資源 14 海の豊かさを守ろう	15 陸上資源 15 陸の豊かさも守ろう	16 平和公正 16 平和と公正な社会を実現しよう	17 パートナシップ 17 パートナシップで目標を達成しよう
エネルギー	経済成長 雇用	産業基盤	平等	持続可能 都市	消費生産	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和公正	パートナ ーシップ
			◎						◎	
	◎		◎	◎						
	◎		◎							
	◎		◎						◎	
				◎						
	◎		◎							◎
			◎							◎
				◎						
				◎					◎	
				◎						
		◎		◎	◎					
◎				◎	◎	◎	◎	◎		
		◎		◎						
	◎	◎								
	◎	◎								
									◎	
										◎
										◎
	◎	◎		◎						

■各テーマの構成と見方

8つのまちづくりの基本方向の下に分類される各施策については、以下のとおりの構成で記載しています。

①関連する SDGs の目標

テーマ1 結婚・出産・子育て支援



②目指す状態 子どもを安心して産み育てることができ、子どもが伸びやかに育つ

③テーマをめぐる社会的な状況

- わが国では、少子化が進行する中で、地域コミュニティの希薄化に伴い、子育てに不安や孤独を感じる家庭が増えています。子どもを安心して産み育てることができる制度や環境づくり、地域で子どもと子育て家庭を支える仕組みなど、未来を担う子どもたちが伸びやかに成長する社会の実現が求められています。

④成果指標

■年少人口

現状値： 27,285 人 (令和2 (2020) 年10月)		目標値： 26,333 人 (令和7 (2025) 年度)
--	--	--------------------------------------

指標の説明	目標の根拠
年少人口は0～14歳までの人口。出生や子育てに関する各種支援策の結果として表れる数値のため、この指標を測定。	年少人口の減少が今後想定される中で、その減少を緩和するため、第2期上尾市地域創生長期ビジョンに「将来展望人口」として掲げる数値を目標値とする。

①関連する SDGs の目標	SDGs の 17 の目標のうち、テーマに関連の深い目標を示しています (掲載しているアイコンは特に関連が深いもの)。SDGs の視点・考え方を取り入れ、その達成に貢献します。
②目指す状態	基本方向の各施策を実施したまちの状態を、イメージしやすい言葉で記しています。
③テーマをめぐる社会的な状況	各施策を推進するにあたり、踏まえておくべきテーマごとの社会全体の現況と課題を記しています。
④成果指標	テーマの進捗度や達成度を図るための主要な指標を記しています。

施策1 結婚支援及び妊活・妊娠から子育てまで切れ目ない支援の充実

⑤現況と課題	取組の方向	⑦主な事業・取組
<p>《結婚・出産・子育て支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 核家族化や晩婚化、若年妊娠等によって、妊娠や産前産後の身体的・精神的に不安定な時期に、まわりの十分な支援が得られず、育児不安やうつ状態の中で育児を行う母親に対し、孤立を防ぎ、育児不安の解消につながるさまざまな支援を行うことが必要となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性が安心して妊娠・出産することができるように支援します。 (子ども支援課・子育て支援センター・子ども家庭総合支援センター・健康増進課) ● 乳幼児が健やかに成長・発達するように支援します。(子ども支援課・子育て支援センター・子ども家庭総合支援センター・健康増進課) ● 育児、家族関係、貧困など子育てについての複合的な問題を一体的に支援します。(子ども支援課・子ども家庭総合支援センター・発達支援相談センター) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠中の健康管理の実施 ● プレママ教室の開催 ● 不妊症及び不育症に関する支援 ● 乳幼児健診等の実施 ● 積極的な育児情報の提供
<ul style="list-style-type: none"> ● 出生率の低下が課題となっており、子育て環境の充実が重要な課題となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠中の生活から出産、子育て期にわたり切れ目ないサポートの充実を図ります。(子ども支援課・子育て支援センター・子ども家庭総合支援センター・健康増進課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● あげお版ネウポラの充実 ● 男性の育児参加の促進
<ul style="list-style-type: none"> ● 結婚を望む市民に対する支援が求められます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 出会いから交際、結婚までの支援に努めます。(子ども支援課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 結婚に関する情報提供等の実施

施策2 地域における子育て支援の強化と遊び場づくり

現況と課題	⑥取組の方向	主な事業・取組
<p>《地域の子育て力》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 近所付き合いなど地域の人のつながりが希薄化しており、子育て家庭が孤立することもあることから、地域の中で子育てに関する不安や悩みを相談したり、楽しさを共有できる人や場所が求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育てで家庭の育児不安の解消を図るとともに、社会的支援が必要な子どもに対する支援に努めます。 (子ども支援課・子育て支援センター・子ども家庭総合支援センター・青少年課) ● 子育て中の親子が集い、遊びなどを通じて楽しみながら交流できる場を提供します。 (子ども支援課・子育て支援センター・青少年課) ● 児童館の講座や事業の内容の充実を努めます。(青少年課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域子育て支援拠点やファミリーサポートセンターの活動の充実 ● 関係機関・地域組織と連携した子育てに関する講座や相談等の充実 ● 児童館における子育て相談の実施
		<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て支援事業の実施
		<ul style="list-style-type: none"> ● 年齢に応じた事業の実施

⑤現況と課題	施策を推進するにあたり、踏まえておくべき本市の現況と課題を記しています。
⑥取組の方向	施策の現況と課題を解決するために、実施する取組の方向性を記しています。
⑦主な事業・取組	取組の方向を踏まえた、主な事業・取組を記しています。

第1章

明日を担う人が育つまちづくり

施策の大項目 【まちづくりの基本方向】	施策の中項目 【テーマ】	施策の小項目	
1 明日を担う人が育つまちづくり	1 結婚・出産・子育て支援	1 結婚支援及び妊活・妊娠から子育てまで切れ目ない支援の充実 2 地域における子育て支援の強化と遊び場づくり 3 就学前保育・幼児教育の充実 4 放課後児童健全育成の充実 5 子育て家庭の負担の軽減及びひとり親家庭への自立支援 6 児童虐待の防止	
		2 教育	1 確かな学力と豊かな心の育成 2 誰もが支援を受けられる環境の整備 3 児童生徒の健康保持・増進 4 児童生徒の安全確保 5 適正な学校施設の維持・管理と施設の充実 6 教職員の資質・指導力の向上及び魅力ある学校づくりの推進 7 就学・進学等に対する支援
		3 青少年	1 青少年健全育成の推進 2 ニート・ひきこもり対策

テーマ1 結婚・出産・子育て支援



目指す状態

子どもを安心して産み育てることができ、子どもが伸びやかに育つ

テーマをめぐる社会的な状況

- わが国では、少子化が進行する中で、地域コミュニティの希薄化に伴い、子育てに不安や孤独を感じる家庭が増えています。子どもを安心して産み育てることができる制度や環境づくり、地域で子どもと子育て家庭を支える仕組みなど、未来を担う子どもたちが伸びやかに成長する社会の実現が求められています。

成果指標

■年少人口

現状値： 27,285 人（令和2（2020）年10月）

目標値： 26,333 人（令和7（2025）年度）

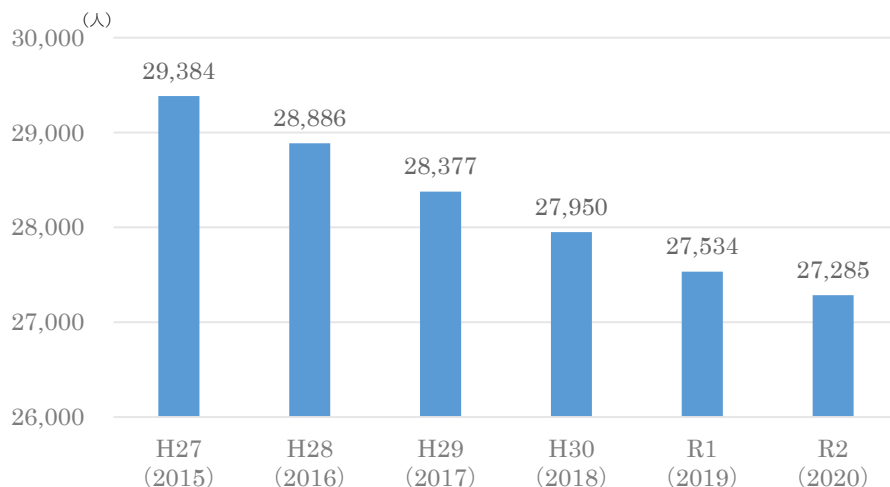
指標の説明

年少人口は0～14歳までの人口。出生や子育てに関する各種支援策の結果として表れる数値のため、この指標を選定。

目標の根拠

年少人口の減少が今後想定される中で、その減少を緩和するため、第2期上尾市地域創生長期ビジョンに『将来展望人口』として掲げる数値を目標値とする。

【図表】本市年少人口（0-14歳）の推移



※住民基本台帳による各年10月時点の実績値

施策 1 結婚支援及び妊活・妊娠から子育てまで切れ目ない支援の充実

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《結婚・出産・子育て支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●核家族化や晩婚化、若年妊娠等によって、妊娠や産前産後の身体的・精神的に不安定な時期に、まわりの十分な支援が得られず、育児不安やうつ状態の中で育児を行う母親に対し、孤立を防ぎ、育児不安の解消につながるさまざまな支援を行うことが必要となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ●女性が安心して妊娠・出産することができるように支援します。 (子ども支援課・子育て支援センター・子ども家庭総合支援センター・健康増進課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠中の健康管理の実施 ●プレママ教室の開催 ●不妊症及び不育症に関する支援
	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児が健やかに成長・発達するように支援します。(子ども支援課・子育て支援センター・子ども家庭総合支援センター・健康増進課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児健診等の実施 ●積極的な育児情報の提供
	<ul style="list-style-type: none"> ●育児、家族関係、貧困など子育てについての複合的な問題を一体的に支援します。(子ども支援課・子ども家庭総合支援センター・発達支援相談センター) 	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども家庭総合支援拠点などの相談体制の構築
<ul style="list-style-type: none"> ●出生率の低下が問題となっており、子育て環境の充実が重要な課題となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠中の生活から出産、子育て期にわたり切れ目ないサポートの充実を図ります。(子ども支援課・子育て支援センター・子ども家庭総合支援センター・健康増進課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●あげお版ネウボラの充実 ●男性の育児参加の促進
<ul style="list-style-type: none"> ●結婚を望む市民に対する支援が求められます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●出会いから交際、結婚までの支援に努めます。(子ども支援課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●結婚に関する情報提供等の実施

施策 2 地域における子育て支援の強化と遊び場づくり

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《地域の子育て力》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●近所付き合いなど地域の人とのつながりが希薄化しており、子育て家庭が孤立することもあることから、地域の中で子育てに関する不安や悩みを相談したり、楽しさを共有できる人や場所が求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て家庭の育児不安の解消を図るとともに、社会的支援が必要な子どもに対する支援に努めます。 (子ども支援課・子育て支援センター・子ども家庭総合支援センター・青少年課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域子育て支援拠点やファミリーサポートセンターの活動の充実 ●関係機関・地域組織と連携した子育てに関する講座や相談等の充実 ●児童館における子育て相談の実施
	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て中の親子が集い、遊びなどを通じて楽しみながら交流できる場を提供します。 (子ども支援課・子育て支援センター・青少年課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援事業の実施
	<ul style="list-style-type: none"> ●児童館の講座や事業の内容の充実に努めます。(青少年課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●年齢に応じた事業の実施

施策 3 就学前保育・幼児教育の充実

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《就学前保育・幼児教育》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●共働きの家庭が増えており、就労状況に関わらず保護者が安心して子どもを預けられる環境の整備が求められます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●教育・保育施設の運営を支援するなど、保育を必要とする保護者のニーズに対応します。(保育課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもを預けられる環境の整備・充実
<ul style="list-style-type: none"> ●多様な保育ニーズに対応するための保育士の確保と保育内容の充実が必要となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ●質の高い保育を提供します。(保育課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●保育人材の確保と資質向上、処遇改善及び保育内容の充実
<ul style="list-style-type: none"> ●交流保育の充実、医療的ケア児の受け入れ拡大と発達の特性や障害に応じた切れ目ない支援が求められます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●公立保育所とつくし学園、発達支援相談センターの一体化した運営を行います。(保育課・発達支援相談センター) 	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども・子育て支援複合施設の整備・運営
<ul style="list-style-type: none"> ●人間形成の基礎が培われる重要な時期である幼児期の教育について、幼稚園、認定こども園、保育所(園)、小学校などとの連携を支援する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●幼児教育関係者が連携して効果的な取組ができるよう支援します。(指導課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●幼児教育関係者による情報交換や調査・研究及び合同研修会の実施

施策4 放課後児童健全育成の充実

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《放課後児童健全育成》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 共働きの保護者が増えており、就労状況に関わらず保護者が安心して子どもを預けられる環境の整備が求められます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に施設を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全育成を図ります。(青少年課) ● 公民館等を活用して子どもの放課後の体験活動や学びの場を提供します。(生涯学習課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 放課後児童クラブの支援 ● 放課後子供教室の実施

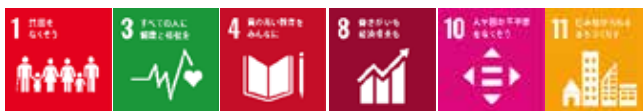
施策5 子育て家庭の負担の軽減及びひとり親家庭への自立支援

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《経済的負担》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保育や教育、医療をはじめ子育てで生じる経済的な負担を軽減するための支援が必要になっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て家庭の経済的な負担を軽減し、子どもの健やかな成長を支援します。(子ども支援課・保育課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童手当の支給や医療費の助成 ● 幼児教育・保育の無償化
<ul style="list-style-type: none"> ● ひとり親家庭の経済的自立への支援が求められます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ひとり親家庭が安定した生活を送るための支援をします。(子ども支援課・子ども家庭総合支援センター) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童扶養手当の支給や医療費の助成 ● 就業のための教育訓練等への助成 ● 母子・父子自立支援員による相談
<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、心身ともに健やかに育成され、子ども一人一人が夢や希望を持てるようにすることが求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの貧困対策を推進するために取り組むべき課題や施策の方向性を定めます。(子ども支援課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの貧困対策計画の策定

施策6 児童虐待の防止

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《児童虐待》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子育て中の保護者が孤立することで、虐待につながるおそれもあることから、保護者の悩みの軽減、関係機関・団体等と連携した虐待の予防や早期発見が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童虐待の予防、早期発見、早期対応を図ります。(子ども家庭総合支援センター) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども支援ネットワーク内の連携強化 ● 子どもや保護者からの相談窓口(面談、電話等) ● 児童虐待の防止のための地域での見守りについての周知

テーマ2 教育



目指す状態

人とのつながりのもとで、未来をつくる力と豊かな心が育つ

テーマをめぐる社会的な状況

- 変化が激しい未来を生き抜くためには、確かな学力を基礎にし、自ら問いを立て、解決する力とともに、他者を尊重し協力することで社会の一員としてたくましく生きていく力を育むことが必要です。そのためには、教職員の資質向上や教育環境の整備とともに、地域との連携が重要です。

成果指標

■学校に行くのは楽しいと答える児童生徒の割合（％）【全国学力・学習状況調査】

現状値：小学校 91.6%
中学校 84.9%

(平成 27～31 (2015～2019) 年度平均)

目標値：小学校 92.0%
中学校 85.0%

(令和 3～7 (2021～2025) 年度平均)

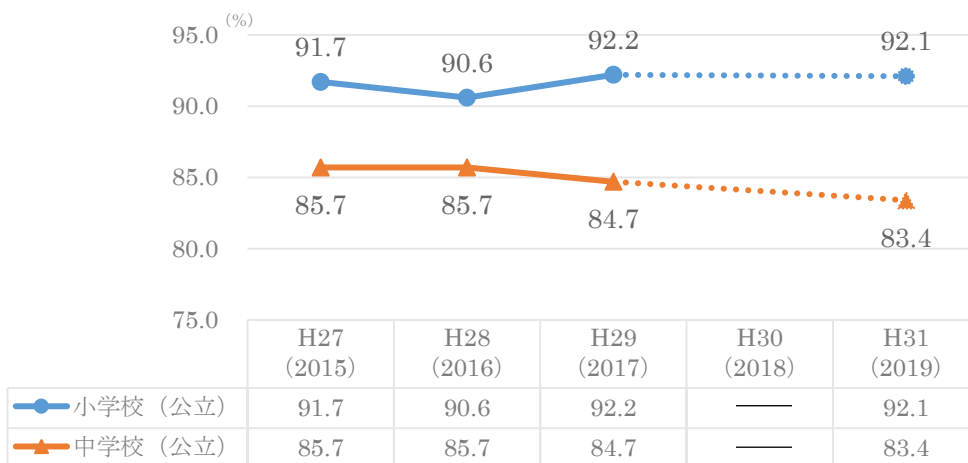
指標の説明

毎年、全国の小学校第6学年、中学校第3学年を対象に実施される「全国学力・学習状況調査」。
児童生徒の健全育成や学校生活の充実は、児童生徒が学校に行くことが楽しいと感じることにつながると考え、この指標を選定。

目標の根拠

今後5年間で現状値（平成27～31（2015～2019）年度平均）を超えることを目標値に設定。

【図表】学校に行くのは楽しいと答える児童生徒の割合の推移（％）【全国学力・学習状況調査】



※H30は質問項目なし

施策 1 確かな学力と豊かな心の育成

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《時代に合った教育内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもたちを取り巻く社会や環境が変化する中、子どもたち一人一人の「生きる力」を支える確かな学力や、変化に柔軟に対応できる自立する力、課題を発見・解決する力を育成する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒一人一人の確かな学力の定着を図ります。(指導課) きめ細やかな教育を行います。(学務課・指導課) 	<ul style="list-style-type: none"> 客観的・経年的な学力の把握と指導への活用 学校ごとの学力向上プランの作成・実践 個に応じた学習支援の充実 アピースマイルサポーターの配置
<ul style="list-style-type: none"> 「超スマート社会」とも言われる Society 5.0 に対応する能力の育成が必要とされています。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会の変化が加速化、複雑化するこれからの時代に必要となる基礎的な学力、論理的思考力の育成に努めます。(指導課) 	<ul style="list-style-type: none"> ICT を活用したわかりやすい授業の展開 論理的思考力の育成のためのプログラミング教育 メディアリテラシーの醸成
<ul style="list-style-type: none"> グローバル化が進む中、自国の文化に誇りを持つとともに、異なる文化背景の人達と協力しながら国際社会で活躍できる力が必要とされています。 	<ul style="list-style-type: none"> 日常的に英語に慣れ親しむ環境づくりや「聞く・読む・話す・書く」の4技能についてバランスの良い育成に努めます。(指導課) 「持続可能な社会の創り手」として、新しい時代を切り開いていくために必要な資質・能力の育成に努めます。(指導課) 	<ul style="list-style-type: none"> 英語教育の推進 シティズンシップ教育の実施
<ul style="list-style-type: none"> 学力とともに、公共の精神、多様性を尊重し他者を思いやる気持ちや、感謝などの豊かな心も求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> 時代や環境に対応した適切な進路指導、発達段階に応じた教育を推進します。(指導課) 児童生徒に社会性や道徳性を身に付けさせるとともに、多様性を尊重し他者を思いやる心など豊かな心を育む活動の推進を図ります。(指導課) 家庭や地域、関係機関と連携した非行・問題行動の防止に取り組みます。(指導課) 	<ul style="list-style-type: none"> キャリア教育の実施や職場体験活動の実施 人権教育の推進 生徒指導の推進 教育相談の充実

施策 2 誰もが支援を受けられる環境の整備

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《特別な支援が必要な児童生徒》</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめによる被害や、ネット依存からの昼夜逆転生活等により、不登校の児童生徒が増加しており、個別の原因に対応した相談支援体制を強化する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 不登校・いじめ・発達等に課題を抱える児童生徒及び保護者の悩みや心理的負担の軽減を図り、社会的自立に向けた支援を行います。(教育センター) 	<ul style="list-style-type: none"> スクール・ソーシャルワーカーによるアウトリーチ型支援の充実 教育センターでの教育相談 学校適応指導教室での指導
<ul style="list-style-type: none"> 特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るための教育を推進する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学べるよう、インクルーシブ教育の理念に基づく教育の推進と学習環境の整備を行います。(学務課・指導課) 児童生徒一人一人が充実感・達成感を持ち、生きる力を身に付けられるように支援を行います。(学務課・指導課・教育センター) 	<ul style="list-style-type: none"> 個人の特性に応じたきめ細かな指導 特別支援学級設置の推進 研修の充実による教職員の資質向上 特別支援学級や通常の学級への補助員・支援員の配置
<ul style="list-style-type: none"> 日本語が十分理解できない児童生徒に対する学習の支援が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人児童生徒の就学機会を確保し、学校生活に対応するための日本語の習得や、日本の生活文化への適応を支援します。(学務課) 	<ul style="list-style-type: none"> 日本語指導職員の配置

まちづくりの基本方向1 明日を担う人が育つまちづくり

施策3 児童生徒の健康保持・増進

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《児童生徒の運動の習慣化》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 運動をする子どもとしない子どもの二極化の進行や、少子化に伴う運動部活動数の減少等により、児童生徒の運動が習慣的に行われていません。そのため、学校教育だけでなく社会体育の面からも、子どもたちにスポーツに親しむ機会を提供することが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 心身ともに健やかでたくましい児童生徒を育成するため、健康の保持・増進を図るとともに、体力向上を図ります。 (指導課・学校保健課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常の健康観察、定期健康診断の実施 ● 体力分析や体育的行事・部活動の充実

施策4 児童生徒の安全確保

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《安心・安全な教育環境》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 登下校時や学校内での事故や犯罪被害防止、災害時における適切な行動を促す防災教育が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 登下校時や校内での児童生徒の安全を確保するため、交通安全や防犯について指導の徹底を図るとともに、地域や保護者と協力し防犯活動を推進します。(学務課・学校保健課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 青色防犯パトロールなどの見守り活動 ● メール等による防犯情報の発信 ● 登下校サポーターの配置
	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に命を守る行動を自主的にとれるようにするとともに、助け合いの精神を育みます。(指導課) 	
<ul style="list-style-type: none"> ● インターネットの普及により、SNSの利用による児童生徒の被害が増加傾向にあり、児童生徒を犯罪から守る取組が求められます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● インターネットやSNSに対する正しい知識と利用方法の指導を行います。 (指導課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● メディアリテラシーの醸成

施策5 適正な学校施設の維持・管理と施設の充実

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《学校施設》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 少子化や宅地開発等による地理的な状況の変化などにより、学校間の規模に差が生じており、学校施設のキャパシティに応じた規模の適正化を図ることが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒が適切な規模の教育環境で学べるよう、児童生徒数の適正化を図ります。(学務課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の実情を考慮した通学区域の設定
<ul style="list-style-type: none"> ● 学校施設更新計画に基づき、学校施設の維持管理を計画的に行っていく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「持続可能な教育環境づくり」を主眼として、児童生徒数に合わせた施設規模などのマネジメントの基本的な考え方や方向性を示し、適正な維持・管理を行っていきます。(教育総務課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校施設的环境整備、老朽化対策、計画的な施設配置
<ul style="list-style-type: none"> ● Society 5.0 時代にふさわしい ICT 環境の充実など学校施設の充実が求められます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ICT 機器の導入により、児童生徒一人一人の教育的ニーズ、理解度に応じた学習の推進と児童生徒の情報活用能力育成を図ります。(教育総務課・指導課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● パソコンを児童生徒にひとり1台配置する GIGA スクール構想の推進

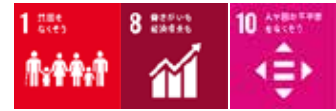
施策6 教職員の資質・指導力の向上及び魅力ある学校づくりの推進

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《教職員の資質向上と地域との連携》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 質の高い学校教育を推進するためには、常に研究・実践を重ねて指導方法の工夫・改善を図るとともに、教職員の働き方改革を進め、教職員の資質・指導力及び学校の教育力を高める必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 教職員の資質・指導力を高めるため、研修の充実及び委嘱研究の推進を図ります。(指導課) ● ICT の活用や事務作業の効率化により、教職員の業務負担を軽減することで、教職員が能力を存分に発揮できる勤務環境を整備します。(教育総務課・学務課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● ICT に関する研修など、分野別・年代別研修の実施 ● 校務用パソコンの整備 ● スクールサポートスタッフの配置
<ul style="list-style-type: none"> ● 魅力ある学校づくりのために、教育目標の実現に向けて経営方針等を明確にすることや、地域の特徴を生かし、家庭や地域、関係機関、地域内の学校等と連携・協力を図っていくことが求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 創意工夫を生かした教育活動を展開します。(指導課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校の経営方針や教育指導の重点・努力事項の明確化 ● 教育研究の推進 ● 地域人材との連携
	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域全体で子どもを育てていく環境を整えます。(指導課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内の全小・中学校におけるコミュニティ・スクールの充実
	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭や地域との連携、幼保小の連携、中学校区による小中一貫教育の推進を図るとともに、保護者や地域住民が参画しやすい学校づくりに努めます。(指導課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校応援団との連携 ● コミュニティ・スクールに設置されている学校運営協議会の委員に対する研修や情報交換等の支援強化

施策7 就学・進学等に対する支援

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《経済的支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 経済的な理由などにより就（修）学が困難な児童生徒や学生が就（修）学・進学できるよう支援が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 経済的な理由により就（修）学・進学が困難な児童生徒や学生を支援します。(教育総務課・学務課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学用品費などの援助 ● 奨学金の貸付等

テーマ3 青少年



目指す状態	健やかで自立した未来を担う人材が育つ
-------	--------------------

テーマをめぐる社会的な状況

- 地域におけるつながりの希薄化や家庭の教育力の低下が指摘される中、地域全体で子どもたちの育ちを見守り、生きる力を育むことが求められています。そのため、行政、関係機関・団体、家庭、学校、地域が一体となって青少年の健全育成に取り組む必要があります。
- ニートやひきこもりの長期化が問題となっています。健康や人間関係に問題を抱えている人や生活に困窮している人が、地域で孤立してしまうことのないよう、適切な支援につなげることが重要となっています。

成果指標

■若者相談における若者本人が相談した割合

現状値： 59% (平成 31 (2019) 年度) ▶ 目標値： 65% (令和 7 (2025) 年度)

指標の説明

相談者が家族から若者本人に代わっていく変化は、社会復帰の足掛かりの大きな一歩となることから、取組の成果指標として選定。

目標の根拠

基準値の年間1%の向上を目指す（過去の実績：平成30(2018)年度58.6%、平成29(2017)年度55.4%）。

施策1 青少年健全育成の推進

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《青少年育成》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● これまでも行政、関係機関・団体、家庭、学校、地域が一体となって青少年の健全育成に努めてきましたが、引き続き、関係する青少年育成団体の支援や連携の強化により、青少年の健全育成に取り組む必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 青少年育成団体の活動を支援するとともに、団体間の連携強化を図ります。 (青少年課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 青少年育成団体の活動支援や団体間の連携強化
<ul style="list-style-type: none"> ● 令和元年の埼玉県の不品行（怠学等、深夜はいかい、喫煙）少年は 21,099 人で減少傾向となっていますが、中学生・高校生の占める割合は 83.1%となっており、青少年の不品行防止に取り組むことが重要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 青少年の不品行・不品行の抑制に努めます。 (青少年課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 補導委員による街頭補導活動 ● 専門の相談員による電話や面談を通じた少年相談

施策2 ニート・ひきこもり対策

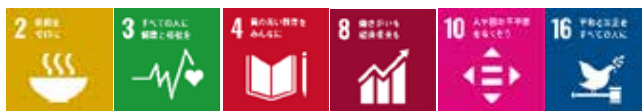
現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《ニート・ひきこもり》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ニートやひきこもりの状態にある一人一人の事情を考慮し、本人や家族の悩みを軽減し、自立に向けて支援することが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ニートやひきこもりの子どもや若者、また、その家族の悩みの軽減を図ります。 (子ども家庭総合支援センター) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門の相談員による相談 ● 相談の内容に対応した関係機関への橋渡し
<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもと若者のニートやひきこもりの長期化が「8050問題」へつながるとされており、社会から孤立しないために早期からの支援が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ニートやひきこもりの長期化を防ぐため、気軽に相談できる場をつくり、自立に向けた支援を行います。 (子ども家庭総合支援センター) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもと若者のための居場所の設置 ● 自立に向けたプログラムや相談のためのアウトリーチ支援の実施

第2章

人生が楽しめるまちづくり

施策の大項目 【まちづくりの基本方向】	施策の中項目 【テーマ】	施策の小項目
2 人生が楽しめる まちづくり	1 健康	1 生活習慣病予防の推進 2 病気の予防・早期受診 3 感染症対策の強化 4 こころの健康づくりの推進 5 高齢者の社会参加の促進 6 介護予防事業の推進及び健康づくり 7 食育の充実 8 スポーツ・レクリエーションの充実
	2 学び・創造	1 生涯学習活動の推進 2 文化・芸術活動の支援 3 文化財の継承

テーマ1 健康



目指す状態 人生100年時代を見据え、何歳になっても誰もが健康に暮らせる

テーマをめぐる社会的な状況

- わが国では、高齢化が一層進む中で、平均寿命が男女ともに延びています。「人生100年時代」の到来を見据え、健康寿命の延伸と健康格差の縮小に向けて、一人一人のライフステージに応じた健康づくりと、社会の環境整備の両面から取組を進めることで、何歳になっても健康でいきいきと暮らせる地域を実現することが求められています。
- 令和2（2020）年に世界的に蔓延した新型コロナウイルス感染症により、これまでの生活が一変するなどしたことから、感染症への対策強化が求められています。

成果指標

■健康寿命

現状値：男性 17.94 年
女性 20.36 年（平成30（2018）年）

目標値：男性 19.53 年
女性 21.27 年（令和7（2025）年）

指標の説明

埼玉県衛生研究所で算出されるデータ。
健康寿命とは、埼玉県の定義では、65歳に到達した人が健康で自立した生活を送ることができる期間（「要介護2」以上になるまでの期間）。健康長寿は寿命を延ばすとともに、健康で自立した生活ができるようにするのが目的であること、継続的に客観的評価が可能な数値であることから、この指標を選定。

目標の根拠

平成26～30（2014～2018）年度の実績値の伸び幅から目標値を算出。
平成26～30（2014～2018）年度の年間平均伸び値（男性0.23 女性0.13）

【図表】本市の健康寿命の推移（単位：年）

	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
男性	17.03	17.29	17.62	17.82	17.94
女性	19.84	20.06	20.16	20.22	20.36

参考：県全体

男性	16.96	17.19	17.40	17.57	17.64
女性	19.84	20.05	20.24	20.36	20.46

まちづくりの基本方向2 人生が楽しめるまちづくり

施策1 生活習慣病予防の推進

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
《生活習慣病》 ●生活習慣病は、本市の死亡原因の上位を占め、医療費にも大きな影響を及ぼしています。今後は、健康に無関心な人や働き盛りの人など、特に若い世代に対する健康維持・増進への働き掛けを行い、生活習慣病予防及び重症化予防に取り組む必要があります。	●国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者に対し、生活習慣病の予防や健康づくりを推進します。(保険年金課)	●特定健診・特定保健指導や後期高齢者健診に関する情報の周知及び受診の促進
	●経年の特定健診データを患者本人が確認し、健康管理に活用できるようにするほか、本人の同意のもと、薬剤情報等を全国の医療機関等が閲覧できる仕組みを整備します。(保険年金課)	●マイナポータル等を活用した各種情報提供サービスの構築
	●市民の自主的な健康づくりを促すため、地域の健康づくり団体と連携しつつ、市民の健康についての意識の向上を図ります。(健康増進課・保険年金課)	●健康相談や健康・食事・運動に関する講座などの開催

施策2 病気の予防・早期受診

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
《受診体制》 ●地域の医療体制の充実を図りつつ、病気の早期発見に向けて受診を呼びかけていく必要があります。	●適切な医療体制を確保します。(健康増進課)	●かかりつけ医・かかりつけ薬局を持つことの普及 ●救急医療体制の維持
	●各種検診(健診)の実施により病気の予防や早期発見を図ります。(健康増進課)	●胃がん等の各種がん検診や骨粗しょう症等の各種検診、成人歯科等の健康診査の実施

施策3 感染症対策の強化

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
《感染症》 ●新型コロナウイルス感染症のような新たな感染症の発生・拡大に伴い、迅速で的確な感染症対策が求められています。新型のウイルスに対しては、ほとんどの人が免疫を持っていないため、感染拡大防止・医療体制の強化がこれからも大きな課題となります。	●関係機関と協力して感染拡大を可能な限り抑制し、適切な医療提供を支援します。(健康増進課)	●新しい生活様式の普及・啓発 ●医療体制の強化への支援
	●感染症から市民の健康を守るため、市民への正確な情報提供に努めます。(健康増進課)	●国・県や関係機関と連携した情報収集・発信

施策4 こころの健康づくりの推進

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
《こころの健康》 ●こころに悩みや不安を抱えている市民が相談しやすい環境づくりに努め、安心して生活を送れるよう取組を進める必要があります。	●こころの健康づくりのため、相談窓口の周知を図るとともに、相談しやすい環境づくりに努めます。(健康増進課)	●精神科医師や臨床心理士、保健師、精神保健福祉士による各種相談
	●自殺予防の啓発活動に取り組みます。(健康増進課)	●リーフレット、電子モニター等の活用 ●ゲートキーパーの育成
	●思いつめる前にいつでも気持ちを吐き出せる環境の整備と、適切な支援につなげることができるような相談体制の充実を図ります。(健康増進課)	●24時間受付可能な相談窓口の整備 ●オンラインによる相談
	●こころの病気と付き合いながらも安心して送れる生活を支援します。(健康増進課)	●病気を抱えた人やその家族が情報交換や支え合うことができる交流の場の提供

施策5 高齢者の社会参加の促進

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《高齢者の社会参加》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本市では今後、さらなる高齢化が見込まれる中、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができる地域づくりを進め、就労を含めた社会参加を促すことが重要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 何歳になってもいきいきと暮らせる地域づくりのため、気軽に集まることのできる場を確保します。(高齢介護課) ● 社会参加を希望する高齢者に活躍の場を提供します。(高齢介護課・市民活動支援センター・商工課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● いきいきクラブや、老人だんらんの家、通いの場への支援 ● 就労と社会奉仕の機会を提供するシルバー人材センターとの連携 ● 市民活動などへの参画支援 ● 高齢者の就労支援事業

施策6 介護予防事業の推進及び健康づくり

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《高齢者の介護予防》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者は複数の慢性疾患、認知機能の低下や社会とつながる機会の減少など、多様な問題を抱えています。こうした高齢者の特性を踏まえ、健康問題と生活機能の低下の双方に対応した一体的な介護予防事業の実施が課題となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者が地域で健康に暮らし続けられるようにするため、介護予防事業を推進します。(高齢介護課) ● フレイル等、地域の健康課題を把握・分析し、高齢者の健康づくりを支えます。(高齢介護課・健康増進課・保険年金課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● アップー元気体操等の介護予防事業の充実 ● フレイル予防等の事業の実施

施策7 食育の充実

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《食育》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 偏食等による栄養の偏りが、肥満ややせ、生活習慣病などの健康問題につながっているとされていることから、望ましい食生活の習慣化や「食」に対する正しい知識を身に付けることが大切であり、特に子どもたちの食育の充実を図ることが重要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒の「食」に対する正しい知識と理解を促進します。(学校保健課・中学校給食共同調理場) ● 学校給食の充実を図ります。(学校保健課・中学校給食共同調理場) ● 市民の食育に関する啓発活動に取り組みます。(健康増進課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「食」に関する指導の充実及び機会の拡大 ● 品質・安全性を考慮した食材や地場産食材の利用 ● 食生活改善推進員など、各種団体と連携した啓発事業の実施

施策8 スポーツ・レクリエーションの充実

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《スポーツ・レクリエーション》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国はスポーツ参画人口の拡大や共生社会の実現などに取り組んでいます。本市においても、令和3(2021)年開催の東京オリンピック・パラリンピックによる市民のスポーツへの関心の高まりを受け、若年期から高齢期までのライフステージに応じて、誰もがスポーツやレクリエーションに親しめる環境づくりを進めていく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民が個々の体力や適性に応じてスポーツ・レクリエーション活動に親しむ場の提供に努めます。(みどり公園課・スポーツ振興課) ● 地域のスポーツ・レクリエーション活動の活性化を図ります。(スポーツ振興課) ● 東京オリンピック・パラリンピックへの関心を契機に、誰もがスポーツ・レクリエーションに親しめる環境づくりに努めます。(スポーツ振興課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民体育館や平塚サッカー場、戸崎公園パークゴルフ場等スポーツ関連施設の維持管理 ● 既存施設の有効活用及び機能拡充 ● 各種スポーツ関係団体への支援 ● 団体の指導者やスポーツ推進委員の育成 ● 生涯スポーツ社会の実現に向けた環境づくりの推進

テーマ2 学び・創造



目指す状態

誰もが生涯にわたって学び、その成果を誇れる

テーマをめぐる社会的な状況

- 「人生100年時代」の到来や、働き方改革の推進などに伴い、生涯にわたる学びを通じた自己実現や、社会参画の重要性が高まっています。このため国は、一人一人の「可能性」と「チャンス」の最大化に向けて多彩な学習環境を整備するとともに、地域活性化などへの成果活用等を進めています。
- 「文化財保護法」が改正され、地域に残されている文化財を文化資源とし、計画的に保存し活用していくための取組が求められています。

成果指標

■まなびすと指導者が実施した公民館講座数

現状値： 15 講座（平成31（2019）年度）



目標値： 30 講座（令和7（2025）年度）

指標の説明

自ら学んだ学習の成果を地域に還元してもらうため、市民が「上尾市まなびすと指導者バンク」に登録し、講師として活動する機会を設けている。生涯学習の成果を地域社会で生かすことは、生涯学習の推進とともに講師自らの達成感や生きがいにつながることから、まなびすと指導者による公民館講座数を指標に選定。

目標の根拠

人材育成の観点からまなびすと指導者の活用を増やしていくこととして、令和7年度には基準値の倍の回数の実施を目標とする。

施策1 生涯学習活動の推進

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《生涯学習》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Society 5.0 の実現が提唱されるなど、大きな社会の変化が訪れようとしています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、「つどい」「学び合う」という従来の生涯学習活動の形態も変化が求められています。いつでも、どんな状況下でも、市民の生涯学習を支援し、市民が生きる喜びを感じられるような、新しい生活様式に対応した学習システムの構築が必要となっています。 ● 社会環境の変化や情報化の進展、多様化する市民ニーズに応えるため、図書館はこれまで担ってきた役割や意義を尊重しながらも、家庭でも職場・学校でもない第3の居場所（サードプレイス）としての空間づくりが求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会情勢に柔軟に対応し、市民が生きがいを感じられるような多様な学習機会を提供します。（生涯学習課） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育機関・民間企業等と連携・協働した学習機会の提供
	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会問題や地域に関する課題を学べる機会を提供します。また、公民館活動サークルの学習成果の発表や、まなびすと指導者の活躍の機会を増やすなど、学習成果を還元できる環境を整備します。（生涯学習課） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公民館まつりの開催 ● まなびすと指導者の情報提供
	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民が快適に学習を行うことができるよう、学習拠点の環境整備に努めます。（生涯学習課） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公民館等管理施設の設備の維持・管理
	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の課題解決に向けた取組の支援や、学びと活動の場の提供を進めます。（図書館） ● 市民が気軽に立ち寄り、身近で居心地の良い空間を構築します。（図書館） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 図書館資料の収集など図書館の基本的機能の充実 ● 多様なサービスの展開 ● 図書館本館及び分館・公民館図書室の環境整備

施策2 文化・芸術活動の支援

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《文化・芸術活動》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本市では、多くの市民・団体が文化・芸術活動に取り組んでいます。このような市民による活動成果を発表できる機会を新しい生活様式に配慮しながら継続的に確保されるよう支援する必要があります。また、市民が気軽に文化・芸術に触れる機会を提供するとともに、文化・芸術への理解を深める機会をつくる必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化と芸術があふれるまちづくりを推進していきます。（生涯学習課） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化・芸術活動を通じた市民との協働
	<ul style="list-style-type: none"> ● 新しい文化の創出に取り組んでいきます。（生涯学習課） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の優れた文化・芸術活動の支援
	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の文化・芸術の活動成果の発表や鑑賞の機会を提供します。（生涯学習課） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 上尾市美術展覧会や市民音楽祭の開催
	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民が美術展覧会などで作品を鑑賞する際に、文化・芸術への理解を深めてもらえるような取組を進めていきます。（生涯学習課） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 美術作品の魅力の紹介

施策3 文化財の継承

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《文化財》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●文化財には埋蔵文化財、有形文化財、民俗文化財、記念物等があり、形態は多岐にわたります。そのいずれもが、上尾の歴史・文化を現代へと伝える貴重な財産であり、次世代へ継承していくことは市の役割と言えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市内にある文化財を対象に、指定や登録を行うとともに、適正な保存・管理を進めます。(生涯学習課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財の調査及び指定や登録 ●指定・登録文化財の保存・管理に必要な補助
	<ul style="list-style-type: none"> ●市に關係する古文書や歴史的公文書等を後世へ継承します。(生涯学習課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●歴史資料の収集・調査研究・保存
<ul style="list-style-type: none"> ●生活様式の変化や少子高齢化などにより、地域における伝承基盤は変容し、無形文化財の中には、担い手不足により継承が困難なものがあり、継承に向けた支援が必要となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ●民俗芸能や民俗行事などの無形民俗文化財の自立した継承を促進します。(生涯学習課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●保持者・保持団体の活動の支援
<ul style="list-style-type: none"> ●地域の歴史・文化を理解する上で、文化財は欠くことのできないものです。この文化財を資源として活用する取組を促進し、多くの人にその価値を広めていくことで、より確実に文化財を保護していくことが求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財の魅力を発信することにより、多くの人が上尾の歴史・文化の価値を認識し、郷土への関心を高め、文化財を保護していく意識の醸成に努めます。(生涯学習課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財の展示・公開 ●市ホームページ・SNS・刊行物による文化財の魅力発信
	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財を適切に保存・管理するとともに、上尾の歴史・文化を多くの世代へ周知していくため、展示方法や情報発信の在り方を検討していきます。(生涯学習課) 	<ul style="list-style-type: none"> ●あげお文化遺産ガイドの活用 ●上尾の貴重な文化財の保存・活用方針の検討

第3章

支え合う安心なまちづくり

施策の大項目 【まちづくりの基本方向】	施策の中項目 【テーマ】	施策の小項目
3 支え合う安心な まちづくり	1 生活福祉	1 地域福祉活動の推進 2 相談体制の充実 3 生活困窮者等への支援
	2 高齢者福祉	1 地域包括ケアシステムの推進 2 介護保険サービスの充実
	3 障害者福祉	1 障害児の療育支援の充実 2 障害者の自立支援の充実 3 障害者の就労の支援

テーマ1 生活福祉



目指す状態 誰もが地域とつながり、安心して暮らせる

テーマをめぐる社会的な状況

- 家族や地域のつながりが希薄になる中、一人一人の抱える問題は複雑化・多様化しています。誰もが地域で安心して生活を送ることができるよう、地域全体で互いに助け合い、支え合う仕組みや活動の活発化が求められています。
- 近年、児童・高齢者・障害者などの個々の問題が、1つの世帯の中で複雑に絡んだケースや、生活ニーズの多様化から、いわゆる「制度の狭間」にあてはまる潜在的な生活困窮者のほか、新型コロナウイルス感染症の影響により仕事を失うなど生活困窮に陥ってしまった人への支援が求められています。

成果指標

■上尾市見守りネットワーク加入企業数

現状値： 151 (平成 31 (2019) 年度末)

目標値： 169 (令和 7 (2025) 年度末)

指標の説明

企業との協定や連携、協力により、地域ぐるみの見守り体制を推進することを目指しこの指標を選定。

目標の根拠

毎年3事業者程度の登録があり、継続して協力事業者を増やすことを目標とする。

■生活保護受給世帯の中学3年生の学習支援事業利用率

現状値： 21.1% (平成 31 (2019) 年度)

目標値： 60% (令和 7 (2025) 年度)

指標の説明

生活保護世帯の学習支援対象者のうち、中学3年生が学習支援事業を利用する率。生活保護世帯の子どもたちが高校等に進学し、その後安定した仕事に就くことを重視し、この指標を選定。

目標の根拠

埼玉県の目標値60%と同数値とする。

まちづくりの基本方向3 支え合う安心なまちづくり

施策1 地域福祉活動の推進

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
《地域福祉》 ● 一人一人の福祉ニーズに対応し、複合的・分野横断的な課題にも対応できるよう、制度ごとのサービス提供に限らず、包括的な支援体制の構築が必要となっています。	● 市民が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの適切な利用を推進するとともに、地域福祉を推進する事業を支援します。(福祉総務課)	● 地域福祉を推進する事業の支援
	● 民生委員・児童委員が地域福祉活動の中核として活動できるよう、研修や環境整備を進めます。(福祉総務課)	● 民生委員・児童委員の活動支援
	● 市民一人一人が地域福祉の担い手であるという意識を高め、地域福祉活動への市民参加を促進することにより、人材の確保と育成を図ります。(福祉総務課)	● 地域福祉活動・ボランティア活動への参加を促進するための周知啓発及び関係機関と連携した担い手の育成

施策2 相談体制の充実

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
《相談体制》 ● 支援を必要とする人が必要な福祉サービスを適切に利用できるよう、気軽に相談できる場やワンストップで対応する仕組みづくりが求められています。	● 介護や認知症、障害、子育てなど、日常生活でのさまざまな困りごとについて、気軽に相談できるよう環境を整備します。(健康福祉部)	● 福祉の総合窓口の設置の検討 ● 地域の人材や各種機関などの窓口の周知・啓発

施策3 生活困窮者等への支援

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
《生活困窮》 ● さまざまな課題を抱え生活に困窮する人に対して、一人一人の状況に合わせた包括的な支援を行う必要があります。 ● 生活保護から脱却した人が再び生活保護とならないように自立に向けた支援をする必要があります。	● 生活保護に至る可能性がある人の困りごとに係る相談に応じ、安定した生活に向けた支援を行います。(生活支援課)	● 仕事や住まいの確保の相談や支援の実施 ● 生活困窮世帯の子どもの学習の支援
	● 生活保護受給者のそれぞれの実態に応じた支援を実施し、自立を促します。(生活支援課)	● 生活保護受給者に対する生活支援、就労支援、資格取得支援

テーマ2 高齢者福祉



目指す状態 住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる

テーマをめぐる社会的な状況

- 団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を間近に後期高齢者の急速な増加が見込まれる中、高齢者が地域で安心して自立した暮らしを続けるために、地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが重要となっています。また、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることのできる環境が求められています。

成果指標

■介護保険サービス利用者で在宅生活をしている高齢者の割合

現状値： 78.7%（平成31（2019）年度末） **▶** 目標値： 79.0%（令和7（2025）年度末）

指標の説明

介護保険事業状況報告に基づく、介護保険サービス利用者のうち居宅サービス・地域密着型サービス利用者の割合。令和7（2025）年に向け、中・重度の介護度になる可能性のある後期高齢者が増加する見込みであるが、介護予防事業の推進や介護保険サービスの充実、地域の支え合いの仕組みづくり等により、地域で安心して自立した生活を続けることが可能となることから、この指標を選定。

目標の根拠

中・重度の介護度になる可能性の高い後期高齢者が増加すると、在宅生活の割合が減少することが見込まれるが、それを維持または上回る値を目標とする。

【図表】サービス種別毎の介護保険サービス利用者数の推移

	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	H31(2019)	R2(2020)
居宅サービス・地域密着型サービス利用者数	4,880	5,132	6,076	5,854	5,949	6,214
施設サービス利用者数	1,390	1,488	1,497	1,503	1,617	1,680

※認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護利用者は、「施設サービス利用者数」に計上。

まちづくりの基本方向3 支え合う安心なまちづくり

施策1 地域包括ケアシステムの推進

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《地域包括ケア体制》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 身近な地域で高齢者に関するさまざまな相談を受け止め、適切な機関・制度・サービスにつながるとともに、継続的な支援が求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合的な相談に応じる体制と、身近な地域で気軽に相談できる体制を充実します。(高齢介護課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域包括支援センターの機能強化 ● 社会福祉協議会等の関係機関との連携強化による支援体制の充実
<ul style="list-style-type: none"> ● 近隣の助け合いやボランティア等の「互助」の重要性を改めて認識する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の見守りネットワークづくりや地域における生活支援の体制整備などを推進するとともに、「互助」の重要性について啓発・周知します。(福祉総務課・高齢介護課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域包括ケアシステムの推進
<ul style="list-style-type: none"> ● 在宅医療の充実と介護分野や地域のボランティア等の人材を確保・育成する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者が適切な医療と介護を地域で受けられるように支援します。(高齢介護課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 在宅医療の充実 ● 介護分野や地域のボランティア等の人材確保
<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症に関する知識や対応方法について地域の理解を深めるとともに、認知症の早期発見・早期対応が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症の高齢者が安心して暮らし続けられる環境を整備するため、地域住民の認知症への理解を促すとともに、家族による介護を支援します。(高齢介護課) ● 認知症の本人の希望や必要としていることの把握に努めます。(高齢介護課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 啓発活動（認知症サポーター養成講座等） ● タブレット端末を使った認知症予防の推進 ● 本人同士がより良い暮らしについて語り合う「本人ミーティング」の開催
<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症、知的障害その他、精神上の障害のある人や、身寄りのない人等、成年後見制度への需要が増大することが見込まれます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要な人が制度を利用できるよう権利擁護支援体制の構築に取り組みます。(健康福祉部) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見制度の利用促進

施策2 介護保険サービスの充実

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《介護保険》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者が介護を必要とするようになって、地域で安心・安全に暮らし続けていくため、必要なサービスの基盤整備や支援体制の充実が求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護を受ける高齢者が地域で安心して暮らし続けられるよう、介護保険サービスの充実を図ります。(高齢介護課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護施設の計画的な整備 ● 在宅介護の支援
<ul style="list-style-type: none"> ● 現在の介護分野における人材不足は深刻であり、今後、担い手となる現役世代の減少が顕著となる中で、高齢者を支える介護人材の確保が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護人材の拡充を図り、介護事業所等の円滑な運営を支援します。(高齢介護課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護人材の確保や介護業務の効率化の支援

テーマ3 障害者福祉



目指す状態	障害のある人もない人も、共に生き、支え合う
-------	-----------------------

テーマをめぐる社会的な状況

- 障害の重度化や高齢化が進行し、障害者やその家族には保護者が亡くなった後の将来の生活に対する不安が広がっています。
- ノーマライゼーションの考え方の下、障害に対する理解を促し、障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域でいきいきと暮らす社会の実現を目指すことが重要となっています。

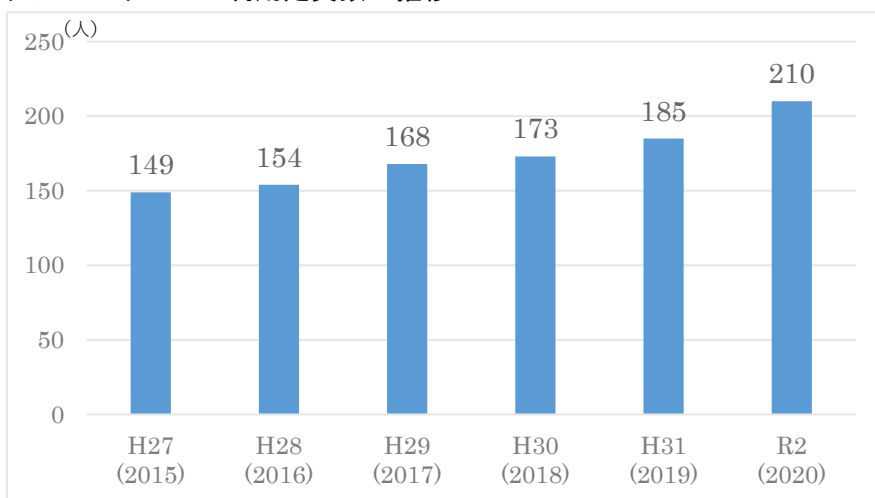
成果指標

■グループホームの利用定員数

現状値： 210人 (令和2(2020)年度)	▶	目標値： 295人 (令和7(2025)年度)
-------------------------	---	-------------------------

指標の説明	目標の根拠
障害者が日常生活上の援助などを受けながら、地域で共同して生活する「生活の場」としてのグループホームの利用定員数。障害者が安心して地域生活を送るための基礎となることから、この指標を選定。	利用定員の実績の伸び率（年平均7%）を踏まえて目標値を設定。

【図表】グループホームの利用定員数の推移



まちづくりの基本方向3 支え合う安心なまちづくり

施策1 障害児の療育支援の充実

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《療育支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの発達段階に応じた相談や訓練を、希望どおりに受けることができる機会を提供することが求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害児の地域生活を支援します。 (発達支援相談センター) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 発達支援相談センターでの専門員による個別の発達訓練・相談 ● 発達支援専門員による公立・私立の幼稚園、保育所等への巡回支援 ● 障害児が集団生活に適應するための専門員による支援 ● つくし学園での療育訓練
	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害児の受け入れ体制の充実と通園環境の改善を図るとともに、保育園児との自然な交流による共生を育みます。 (発達支援相談センター) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども・子育て支援複合施設の整備・運営
<ul style="list-style-type: none"> ● 近年医療的ケア児が急増しており、医療的ケア児の受け入れ先の確保が求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療的ケア児の支援やその家族の負担軽減を図ります。 (保育課・発達支援相談センター・障害福祉課・健康増進課・指導課・学校保健課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域での保育や教育の受け入れ体制の整備に向けた協議・検討 ● 児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所給付

施策2 障害者の自立支援の充実

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《自立支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障害者福祉の第一歩は障害について正しく理解することであり、市民の障害への理解を深め、差別や偏見を解消することが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害について市民に正しい認識をもちてもらうための取組を行います。 (障害福祉課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● リーフレットの配布・研修や出前講座の実施 ● 障害者との交流を目的としたふれあい広場や障害者手づくり市の開催
<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者に関する相談は、ケースにより対応が異なることから、きめ細やかな相談支援体制が必要であり、相談支援を担う人材の育成が課題となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者とその家族が抱える問題を解決するため、地域の相談支援体制の質の向上を図ります。 (障害福祉課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 桶川市・伊奈町とともに共同設置した基幹相談支援センターの機能の充実 ● 障害者生活支援センター、身体障害者・知的障害者相談員等との連携の強化
<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者が地域で生活するための支援に対するニーズは幅が広いと、個々のニーズに応じたサービスを適切に提供する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者が地域において自立した生活を送るための支援をします。 (障害福祉課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害の特性やニーズに応じた自立支援給付・医療費の助成等の実施 ● 地域生活支援事業等による障害福祉サービスの提供
<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者が安心して快適に移動するためには、ユニバーサルデザイン及びバリアフリーを考慮した環境の整備が課題となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 誰もが安心して快適に生活できる環境を推進します。 (都市整備部) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物や道路・公園など、市全体のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進

施策3 障害者の就労の支援

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《就労支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障害者が就職後も継続して就労できるような支援が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者の社会的自立を促進します。 (障害福祉課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者就労支援センターによる就労を希望する障害者への相談支援や就労後の定着支援
<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者の就労率の向上や給料（工賃）の向上が課題となっています。 		<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者就労施設の製品の品質向上や販売機会の確保の支援 ● 障害者優先調達法に基づく優先調達の推進

第4章

誰もが自分らしく暮らせるまちづくり

施策の大項目 【まちづくりの基本方向】	施策の中項目 【テーマ】	施策の小項目
4 誰もが自分らしく暮らせるまちづくり	1 人権・男女共同参画・平和	1 人権の擁護 2 男女共同参画の推進 3 平和への取組
	2 コミュニティ・多文化共生	1 コミュニティ活動への支援 2 多文化共生の推進

テーマ1 人権・男女共同参画・平和



目指す状態

誰もが個性や能力を発揮し、性別にとらわれず多様性を認め、尊重し合い生活できる

テーマをめぐる社会的な状況

- 社会が複雑で多様化するとともに誰もが相互に尊重し共に生きる「心のバリアフリー」の実現が求められています。特に、災害時など社会に不安が広がった時などには、特定の人や職種に対する SNS への悪質な書き込みを含めた差別的事例が報告されています。このようなことが起こらないよう、平時から人種や性別、個性の違い等による差別や偏見をなくし、お互いを支え合う意識向上のために、学校・職場・地域などさまざまな場所で人権問題の解決や男女共同参画に向けた取組が必要になります。

成果指標

■ 審議会等への女性委員の登用率

現状値： 28.2% (令和2(2020)年4月)



目標値： 40.0% (令和7(2025)年度)

指標の説明

市の各種審議会などにおける女性委員の割合。女性の政策・方針決定への参画度を示す数値であることから、この指標を選定。

目標の根拠

国において令和2年12月25日に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」において、令和7(2025)年度、市町村における審議会等委員に占める女性の割合の成果目標を「40~60%」と掲げており、この目標を達成することを目標値として設定する。

【図表】 審議会等への女性委員の登用率の推移 (県・他市町との比較)

	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	H31(2019)
上尾市	25.8%	28.3%	26.9%	27.3%	27.7%
埼玉県	38.2%	38.1%	37.0%	38.8%	39.1%
さいたま市	35.9%	37.4%	36.6%	36.1%	36.2%
桶川市	27.3%	26.2%	26.4%	26.0%	26.4%
伊奈町	28.5%	25.0%	26.0%	25.1%	28.8%

まちづくりの基本方向4 誰もが自分らしく暮らせるまちづくり

施策1 人権の擁護

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《人権》</p> <ul style="list-style-type: none"> 性的少数者に対する偏見や災害時における誹謗中傷など、新たな人権問題への対応が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 性の多様性を尊重する社会を目指すため、性的少数者への理解を広げていきます。(人権男女共同参画課) 新たな人権課題が発生した時には、その情報収集と啓発に取り組みます。(人権男女共同参画課) 	<ul style="list-style-type: none"> 性自認や性的指向をめぐる偏見を解消するための啓発 パートナーシップ宣誓制度による性的少数者への理解の促進 新たな人権問題に関する適切な啓発活動の実施
<ul style="list-style-type: none"> 社会生活や家庭などで人権問題は依然として発生しており、その被害者に対する相談しやすい体制づくりや情報提供が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 人権問題への正しい理解と人権意識の高揚を図ります。(人権男女共同参画課) 	<ul style="list-style-type: none"> イベント等人権啓発事業の実施
<ul style="list-style-type: none"> 市民一人一人の人権尊重意識の高揚を推進するため、学校や地域などで人権問題解決に向けた取組が求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> 同和問題の解決に向け、差別意識や偏見の解消と環境改善の課題に取り組みます。(人権男女共同参画課) 「上尾市人権尊重都市宣言」に基づき、人権意識を高める取組を行います。(生涯学習課) 個性や考え方の違い等を認め合う意識を身に付けるための活動に取り組むとともに、いじめや差別をなくすための取組を推進します。(指導課) 	<ul style="list-style-type: none"> 差別意識や偏見を解消するための継続的な啓発の実施 人権研修の実施 人権教育集会所における人権講座や地域との交流事業などの実施 学校や地域などで人権について考える機会の充実 教職員を対象とした人権研修会の実施 いじめ根絶対策事業の実施

施策2 男女共同参画の推進

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《男女共同参画》</p> <ul style="list-style-type: none"> 職場等におけるハラスメント、配偶者などからの暴力(DV)、性的少数者に対する偏見など、性別や個性によるさまざまな問題が存在しています。こうした問題の解決に向けて、相談体制の充実や被害者の保護・支援などの取組、就労環境の整備、意識啓発活動を進める必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 性別による固定的な役割分担意識を解消するため、男女共同参画意識の高揚を図るとともに、性の多様性の理解の促進に取り組みます。(人権男女共同参画課) DV被害者の安全確保と生活安定に努めるとともに、被害者の保護・支援を推進します。(人権男女共同参画課) DV防止のため、成人及び児童生徒向けに意識啓発を行います。(人権男女共同参画課) 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する講座の開催及び情報誌の発行 DVに関する相談・情報提供の実施 国・県他、関係機関と連携したDV被害者への支援 DV予防セミナーの実施
<ul style="list-style-type: none"> 男女が互いの人権を尊重し、自らの意思に基づき一人一人の個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指す必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場における固定的性別役割分担の払拭や働きやすい職場づくりを推進します。(人権男女共同参画課・商工課) あらゆる分野における女性の参画促進のため、環境整備や意識改革を推進するとともに、女性自身が力を付け、能力を発揮することを支援します。(人権男女共同参画課) 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者に対する情報提供 国・県他、関係機関と連携した啓発活動 意欲ある女性と女兒にエンパワーメントの機会の提供

施策3 平和への取組

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《平和》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 戦後75年が経過し、戦争の記憶が風化していくおそれがあります。引き続き平和の尊さを啓発していく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「上尾市非核平和都市宣言」に基づき、戦争の悲惨さと平和の大切さを伝えていく取組を行います。 (市民協働推進課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 非核平和パネル展などの啓発活動

テーマ2 コミュニティ・多文化共生



目指す状態

世代や国籍を超えて、誰もが気軽に参加できる地域コミュニティ

テーマをめぐる社会的な状況

- 少子高齢化や核家族化が進んでいるほか、個人個人の価値観やライフスタイルの変化などにより地域のつながりが希薄化しており、地域の担い手が不足しています。こうした中、地域での住民相互の連帯や誰もが気軽に参加できる地域活動の重要性が高まっています。
- 外国人を労働力の担い手として受け入れる社会に変わりつつある中で、国籍や民族等が異なる市民が、お互いの文化・習慣を尊重できるよう多文化共生の交流・活動支援が求められています。

成果指標

■地域活動やボランティア活動に参加している割合

現状値： 28.8% (平成30(2018)年度)



目標値： 30.0% (令和5(2023)年度)

指標の説明

上尾市市民意識調査において「地域活動やボランティア活動を行っている」と回答した人の割合。
当該割合が増えることは、地域コミュニティが活性化していることを示す一つの指標となることから、この指標を選定。

目標の根拠

地域コミュニティが保たれるよう地域活動やボランティアに参加する人を増やし、その参加割合を向上させることを目標に設定。

まちづくりの基本方向4 誰もが自分らしく暮らせるまちづくり

施策1 コミュニティ活動への支援

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《コミュニティ活動支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 若い世代、団塊の世代やこれから定年を迎えるシニア世代などの幅広い年齢層の市民が気軽に地域活動に参加できるよう、情報提供や相談、交流、マッチング等の支援を行っていく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民参加の機会の充実を図ります。(市民活動支援センター) ● あらゆる世代の市民が地域や社会に関心を持ち、市民活動や協働に関し理解を深め、自ら市民活動に参加するためのきっかけづくりを支援します。(市民活動支援センター) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民活動に関する情報の収集や提供、相談、交流等の支援 ● 市民活動などへの参加支援
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域活動の担い手不足が課題となっており、特に若い世代の参加が少ないことが問題となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域活動の新たな担い手を育成するため、自治会・町内会・区会・市民団体等と連携しながら情報発信・共有を図ることによりネットワークの活性化に努めます。(市民協働推進課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治会活動への支援

施策2 多文化共生の推進

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《多文化共生》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 多文化共生社会を実現するため、市民相互の理解を深める機会の創出や、コミュニケーション支援、生活支援が求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人市民との共生を図るため、意識啓発や外国人市民が交流できるさまざまな事業を推進し、外国人市民との相互理解を深めます。(市民協働推進課) ● コミュニケーションをはじめとする生活上必要な支援を行います。(市民協働推進課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● あげおワールドフェア等の交流事業の推進 ● 上尾市国際交流協会等への支援 ● 外国人市民向け相談窓口での相談対応 ● 必要な情報を多言語で提供 ● 多文化共生の推進のために活躍できる人材の育成

第5章

安全な暮らしを守るまちづくり

施策の大項目 【まちづくりの基本方向】	施策の中項目 【テーマ】	施策の小項目
5 安全な暮らしを守る まちづくり	1 防災	1 地域防災力の向上 2 防災体制の強化 3 災害援助・復旧体制の確立 4 減災対策の推進
	2 防犯	1 防犯活動の推進 2 空家等対策の推進 3 消費者相談体制の充実
	3 交通	1 交通手段の充実・自転車施策の推進 2 交通安全の確保
	4 消防	1 消防体制の充実 2 地域の防火意識の向上 3 救急体制の充実

テーマ1 防災



目指す状態

防災・減災の仕組みが整っている

テーマをめぐる社会的な状況

- 近年、わが国では東日本大震災や熊本地震など、大規模な地震が頻発しているほか、首都直下地震についても、今後30年以内に約70%の確率で発生するとされています。また、台風の大規模化やゲリラ豪雨の増加など、風水害のリスクも高まる中、これまで以上に防災意識を高め、「自助」「共助」「公助」の意識を持って対策に取り組むことが求められています。

成果指標

■地域防災訓練の実施率

現状値： 94% (平成31(2019)年度)



目標値： 100% (令和7(2025)年度)

指標の説明

災害時に最も大切なのは初動であり、その初動で最も重要なのは地域における防災行動力であるため、この指標を選定。
市内の自主防災会117団体のうち、地域防災訓練を実施した割合。

目標の根拠

今後5年間で実施率100%を目指す。

まちづくりの基本方向5 安全な暮らしを守るまちづくり

施策1 地域防災力の向上

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《地域防災力》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 住宅都市という地域特性から、昼間の人口は夜間に比べて大きく減少することから、日中に災害が発生した場合の「共助」の担い手不足が懸念されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自主防災組織をはじめとする市民の防災知識の取得や防災行動力の向上を支援するとともに、その担い手の育成に努めます。(危機管理防災課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合防災訓練や避難所運営訓練等の実施 ● 自主防災組織育成支援
	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域における防災リーダーとなる「防災士」の資格取得促進、活動支援に努めます。(危機管理防災課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災士の育成
	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災意識の向上を図り、地震や風水害等への家庭における備えや住宅の耐震化などを推進します。(危機管理防災課・建築安全課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存建築物の耐震化の促進

施策2 防災体制の強化

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《防災体制》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本市で大きな被害をもたらした令和元年東日本台風を教訓に、災害時における全庁的・全市的な危機管理体制の充実が課題です。 ● 女性や子育て世代、外国人、高齢者等の視点も含め、訓練内容の充実を図るとともに、より実践的な訓練とする必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害対策本部やBCP(業務継続計画)、受援計画の在り方を明確化し、有事の際の体制を整えます。(危機管理防災課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域防災計画の改定 ● BCP(業務継続計画)の更新 ● 国土強靱化地域計画の策定
	<ul style="list-style-type: none"> ● 全庁的・全市的な危機管理体制の充実・強化を図りつつ、職員の防災行動力の検証を進め、防災訓練等を通じ市と関係機関・地域住民との連携強化を進めるとともに、訓練内容の充実を図ります。(危機管理防災課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害対策本部の体制強化 ● 総合防災訓練の実施
<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時の情報伝達手段の整備が重要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民に的確な災害情報を提供し、適切な避難行動等の迅速化を推進します。(危機管理防災課・河川課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災行政無線や河川監視カメラ、市ホームページやSNS等の情報伝達手段の維持・整備
<ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生後も安心して生活できる体制を確保するため、避難施設の整備や各種物資の備蓄を進めることが求められます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所の環境を整えるとともに、被災者への援助や復旧活動を支援します。(危機管理防災課・下水道施設課・教育総務課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校体育館にエアコンの整備 ● 災害用マンホールトイレの設置 ● 食料や飲料水、生活必需品、各種資機材の避難所等への備蓄 ● 感染症対策を踏まえた避難所の運営

施策3 災害援助・復旧体制の確立

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《災害援助・復旧体制》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時には市単独での応急対策は難しいと予測されるため、県内外の市町村や民間事業者等との連携を進める必要があります。 ● 今後想定される震災などによる最大規模の被害をにらみ、あらかじめ復興等の計画を策定しておくことが重要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時ににらんだ他市町村や民間事業者、医療機関など、関係機関との連携強化を図り、災害援助・復旧体制の充実を図ります。(危機管理防災課・健康増進課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時応援協定の締結
	<ul style="list-style-type: none"> ● BCP(業務継続計画)に基づき、市役所機能の維持・復旧に努めます。(危機管理防災課) ● 埼玉県が平成26(2014)年に策定した「埼玉県震災都市復興の手引き」に基づき、災害があっても早期に復興するための準備に取り組みます。(都市計画課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● BCP(業務継続計画)の更新 ● 復興事前準備(復興体制や手順の検討)

施策4 減災対策の推進

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《災害に強いまちづくり》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時のインフラの確保や防災上有効な空地となる公園などのオープンスペースの確保などが課題です。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活を支えるライフラインの整備・耐震化を計画的に実施します。 (都市整備部・上下水道部) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 防火地域または準防火地域の指定区域拡大 ● 緊急輸送道路等の幹線道路の整備 ● 上下水道老朽管の更新
	<ul style="list-style-type: none"> ● 市街地内の緑地・オープンスペースを維持・保全するとともに有効な空間の確保に努めます。(都市整備部) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市公園の維持管理 ● 空閑地の適切な整備、維持管理
<ul style="list-style-type: none"> ● 大地震の際の建物倒壊を防ぐため、昭和 56 (1981) 年以前の旧耐震基準の建築物の所有者・居住者に対して、引き続き耐震化の働き掛けを行っていく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間建築物の耐震化を支援します。 (建築安全課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 耐震診断や耐震改修の助成
<ul style="list-style-type: none"> ● 大地震等による盛土造成地の滑動崩落被害を防ぐため、宅地の防災対策が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模盛土造成地の安全性の把握を計画的に推進します。(開発指導課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 宅地における耐震化の推進



テーマ2 防犯

目指す状態

市民が犯罪の不安を感じることなく安心して暮らせる

テーマをめぐる社会的な状況

- わが国の刑法犯認知件数は、平成14（2002）年の285万4,061件をピークとして減少を続け、令和元（2019）年は74万8,559件と戦後最少を更新しました。他方、近年はインターネットを介した犯罪や高齢者を狙った特殊詐欺、若年者や高齢者など契約弱者を狙った契約トラブルなどが目立っており、対策が求められています。
- 民法の改正により、令和4（2022）年4月から、成人年齢が現行の20歳から18歳に引き下げられることに伴い、これまで親権者等の法定代理人の同意を得ずに締結した契約を取り消せる取消権について18歳、19歳の人を対象から外れることになるため、消費者被害の拡大防止に向けた対策が求められます。

成果指標

■ 犯罪発生件数

現状値： 1,647件（令和元（2019）年）

目標値： 1,000件（令和7（2025）年）

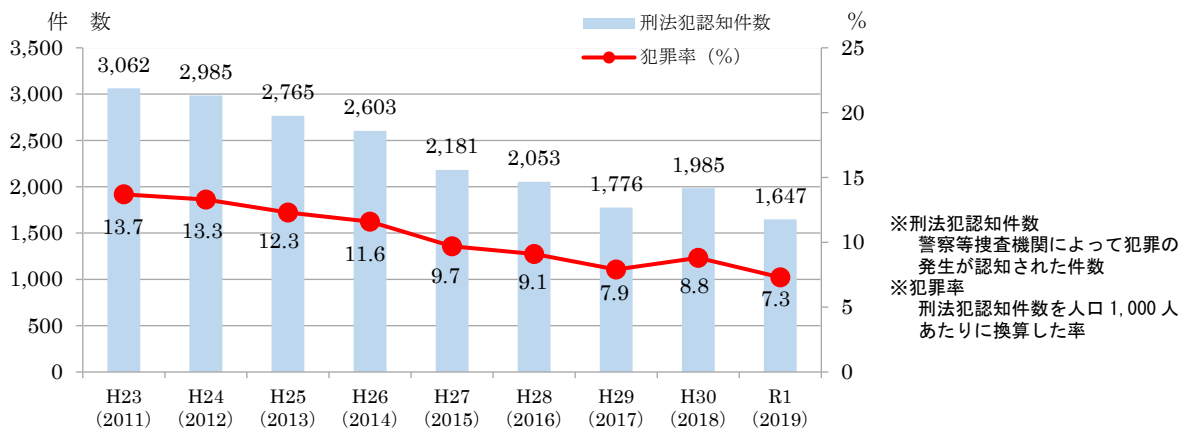
指標の説明

市内で1年間（1月～12月）に警察において認知した刑法犯の事件数。犯罪の発生を減少させる取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。

目標の根拠

市内刑法犯認知件数を令和元（2019）年の1,647件から1,000件以内を目指す。

【図表】 市内刑法犯認知件数の推移



施策1 防犯活動の推進

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《防犯活動》</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年中の特殊詐欺の被害件数が県内市町村の中で比較的多いため、市民の防犯意識の向上が重要となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民の防犯意識の向上を促します。 (交通防犯課) 	<ul style="list-style-type: none"> 防犯情報の提供 講演会や防犯キャンペーンの実施
<ul style="list-style-type: none"> 自主防犯ボランティア団体による、防犯活動を支援していくことも必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民の自主的な防犯活動を促すとともに、その担い手の育成に努めます。 (交通防犯課) 	<ul style="list-style-type: none"> 自主防犯ボランティアの育成・支援
<ul style="list-style-type: none"> 犯罪件数は減少しているものの、市民の安全を守るため、さらなる犯罪抑止や犯罪被害者への対応が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪抑止力の向上とともに、犯罪被害者支援を図ります。 (交通防犯課) 	<ul style="list-style-type: none"> 警察などの関係機関や防犯関係団体との連携促進 防犯カメラの設置

施策2 空家等対策の推進

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《空き家等》</p> <ul style="list-style-type: none"> 近年では、適切な管理が行われていない空き家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を与えるケースも見られ、対応が求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> 「上尾市空家等対策計画」に基づき、適切な管理が行われていない空き家等によって、市民生活に影響を及ぼさないよう、管理不全な空き家等の所有者に対する働き掛けを行います。 (交通防犯課) 	<ul style="list-style-type: none"> 空き家等の適切な管理の推進

施策3 消費者相談体制の充実

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《消費者》</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者を取り巻く環境は高度情報化や取引の複雑化によって大きく変化しており、消費生活相談は年々多様化・深刻化しています。若年から高齢の世代まで幅広い消費生活相談を早期解決するために、消費生活センターの維持・強化、認知度の向上や利用の促進が必要となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民の消費生活トラブルの解決や消費者被害の救済に努めていきます。 (消費生活センター) 	<ul style="list-style-type: none"> 全国消費生活情報ネットワークシステムを活用した情報収集 相談員の問題解決能力の向上のための研修 消費者トラブルの種類や対象年代に応じた関係機関との連携による啓発活動等
<ul style="list-style-type: none"> 消費者被害に遭わない消費者の育成や、成年年齢引き下げを考慮した消費者教育を推進するため、関係機関等と連携し、さまざまな世代を対象とした啓発活動や周りで見守る体制づくりをする必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関や消費者団体と連携して意識啓発を推進するほか、学習活動や自主的な活動の支援を行っていきます。 (消費生活センター) 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉団体等との連携による見守り活動の実施 消費者の自立に向けた講座等の実施
<ul style="list-style-type: none"> 安全で安心な暮らしが持続的に送れるよう市ホームページなどさまざまな広報媒体を活用した情報提供や啓発活動が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民の消費者意識の向上を図ります。 (消費生活センター) 	<ul style="list-style-type: none"> 『広報あげお』や市ホームページ、SNS等による情報提供

テーマ3 交通



目指す状態 市民が交通事故の不安を感じることなく安心して移動できる

テーマをめぐる社会的な状況

- 公共交通は、人々の生活に不可欠な移動手段です。また、今後、高齢化が進む中で運転免許証自主返納者の増加が想定されることから、さらなる利便性の向上とともに路線の維持が課題となっています。
- 他方、わが国の交通事故発生件数は減少傾向となっていますが、近年では、高齢化に伴う交通安全対策、自転車の事故に対する対策が課題となっています。

成果指標

■交通事故（人身事故）件数

現状値： 683 件（令和元（2019）年）



目標値： 470 件（令和7（2025）年）

指標の説明

市内で1年間（1月～12月）に発生した交通事故（人身事故）件数であり、交通事故を無くすことが施策の目的であり、そのための取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。

目標の根拠

平成26（2014）年の人身事故件数（1,020件）から5年間の削減率が33%であり、今後警察との連携をさらに図り、令和元（2019）年実績から3割削減を維持する。

【図表】交通事故件数の推移（単位：件）

	H23(2011)	H24(2012)	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R1(2019)
人身事故	1,247	1,387	1,367	1,020	1,062	943	907	830	683
物損事故	3,760	3,944	4,083	4,000	3,851	3,886	3,947	3,989	3,903
死者数	3	5	2	9	7	4	1	4	1

施策1 交通手段の充実・自転車施策の推進

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《交通》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市内循環バス“ぐるっとくん”について、今まで以上に誰もが利用しやすいバスとしていくことが求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者のサービス向上を図りながら、効率的・効果的な運行に努めます。 (交通防犯課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内循環バス“ぐるっとくん”の適切な運行管理と利便性向上の検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 本市は比較的平坦な地形であることから、自転車の利用に適しています。公共交通を補完する交通手段として、安心・安全に自転車を利用できる環境の整備や放置自転車対策が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 安心・安全に自転車を利用できるよう、自転車利用マナーの啓発に努めながら、放置自転車対策を行います。 (交通防犯課) ● 「コンパクト・プラス・ネットワーク」の観点から、持続可能な公共交通ネットワークとサービスの維持・充実を目指します。(交通防犯課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 放置自転車対策 ● 上尾市地域公共交通活性化協議会における利便性の向上に向けた協議

施策2 交通安全の確保

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《交通安全》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ここ数年、市内の交通事故件数は5,000件前後で推移しており、高齢者の交通事故や自転車の交通事故を減らしていくことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通事故が多発する箇所での交通事故を減らすため、交通安全施設の整備を推進します。(交通防犯課・道路課) ● 警察などの関係機関や交通安全団体等との連携を強め、情報の共有に努めます。(交通防犯課) ● 交通安全団体等との連携により、自転車のマナーも含め、広く交通安全意識の普及・啓発を推進します。(交通防犯課) ● 高齢者の交通事故防止を推進します。 (交通防犯課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路照明灯や道路反射鏡、区画線標示などの整備 ● 交通安全母の会や交通安全協会等と連携した交通安全に関する啓発活動 ● 幼児や児童、高齢者等の交通弱者を対象にした交通安全教室の実施 ● 運転免許証の自主返納者への支援
<ul style="list-style-type: none"> ● 交通規制の対象となっていない路線に対する要望や、通学路の危険箇所の改善要望が多く、着実な対応が求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活道路・通学路の利用者が安心して通行できるよう安全対策を行います。 (交通防犯課・学校保健課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 速度抑止対策や注意喚起の路面標示の実施
<ul style="list-style-type: none"> ● 近年自転車の事故に対する社会的な責任の重みが増している中、「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」が改正され、埼玉県内で自転車を運転する場合には自転車損害保険等への加入が義務となりました。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自転車損害保険の加入義務化に関する啓発を進めます。(交通防犯課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自転車損害保険の加入の啓発活動

テーマ4 消防



目指す状態 市民の安全を守る消防力が整備されている

テーマをめぐる社会的な状況

- わが国における過去10年間の出火件数と火災による死者数は減少傾向にあります。他方、全国的に災害の多様化、大規模化が見られる中、これまで以上に的確な対応が必要となっていることに加え、高齢化の影響で救急自動車による救急出動件数はほぼ一貫して増加傾向を示しており、対応が求められています。

成果指標

■消防団員の定員に対する充足率

現状値：79.1% (令和2(2020)年4月)

目標値：85.9% (令和7(2025)年度)

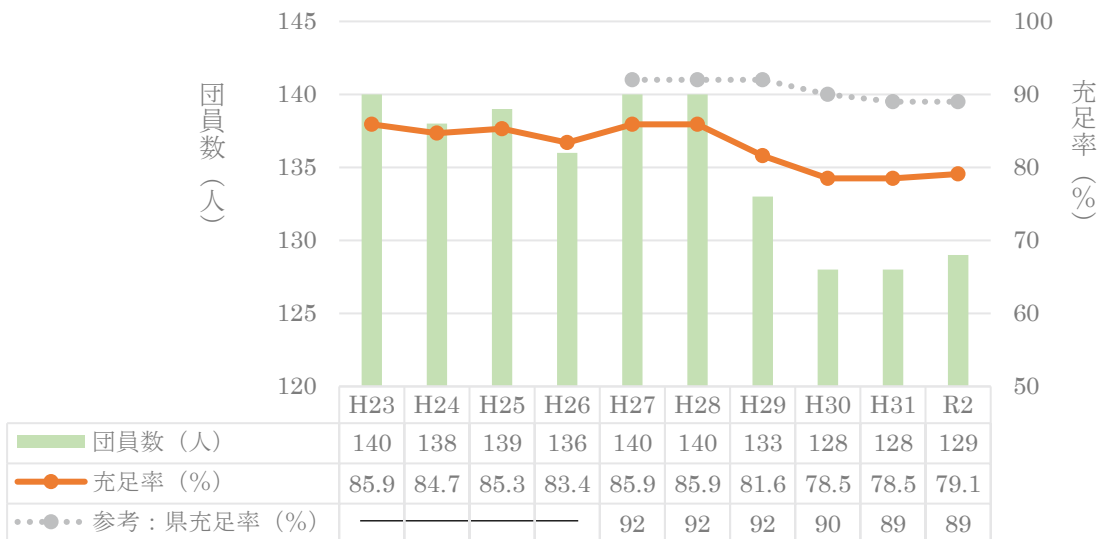
指標の説明

公助の側面を持つ消防団員の充実を図るため、定員充足率を指標に選定。※条例上、定数は163人。

目標の根拠

令和7(2025)年度までに過去10年間で最も高い充足率まで回復させることを目標として設定。

【図表】消防団員数及び充足率（各年度4月1日付）



施策1 消防体制の充実

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《消防体制》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 多様化する災害への対応とマンパワーの強化を図ることで大規模災害に迅速に対応できる体制を整えることが重要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防庁が定める「消防力の整備指針」に基づき、常備消防力の強化を図ります。(消防総務課・警防課) ● 消防のマンパワーの強化を図ります。(消防総務課) ● 消防体制の基盤を強化することにより災害現場到着までの時間短縮など、住民サービスの一層の向上を図ります。(消防総務課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防施設や車両などの計画的な整備 ● 職員の高度な専門知識の獲得 ● 消防職員の安定的な確保や女性の積極的な採用 ● 令和5(2023)年度、伊奈町との消防広域化
<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模な地震によるライフラインの寸断をにらんだ耐震性防火水槽の設置が課題です。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国が示す消防力の整備指針及び消防水利の基準との整合を図りつつ、消火栓や防火水槽などの消防水利施設の計画的な維持管理を図ります。(警防課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防水利整備事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 消防団員は人員不足が生じており、若者や学生、女性に対するPRに取り組んでいくことが課題です。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図ります。(消防総務課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 若者や学生、女性などを対象とした消防団入団の促進 ● 車両や装備、消防資機材、訓練等の充実

施策2 地域の防火意識の向上

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《防火意識》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 防火意識が希薄な市民や事業者に対する継続的な防火指導等が必要となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民や事業者に対し防火意識の向上を図り、火災が起りにくいまちづくりを推進します。(予防課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅用火災警報器の設置・維持管理の促進 ● 学校や事業所などに対して、防火体制の強化の促進

施策3 救急体制の充実

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《救急体制》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 救急の出動要請件数が年々増加する一方で、道路状況等により現場への到着時間が伸びています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 救急現場への迅速な出動と覚知から到着時間の短縮に努めます。(指令課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防緊急通信指令システムの24時間管理体制の維持及び安定稼働の確保
<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢化社会を迎え、救急需要の増加や救急業務の高度化に対応していくため、救急体制のさらなる強化が求められるほか、救急車の適正利用では医療や福祉との連携も必要となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 救急資器材などの計画的な整備・維持に努めます。(管理課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 救急資器材整備事業
	<ul style="list-style-type: none"> ● 真に救急を必要とする市民の要請に応えるため、救急車の適正利用を呼びかけるとともに、医療や福祉との連携を強化します。(警防課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 救急救命士の教育と資質の向上に努めます。(警防課)
<ul style="list-style-type: none"> ● 救命講習会への市民の参加や、市内のコンビニエンスストアなどに設置しているAED(自動体外式除細動器)を誰もが使用できるような環境づくりが必要となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民に対し応急手当に関する正しい知識を周知します。(管理課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 救命講習会の開催
	<ul style="list-style-type: none"> ● コンビニエンスストアなどと連携し、AEDの使いやすい環境づくりを促進します。(警防課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● AED普及整備事業

第6章

未来に引き継ぐ環境と共生するまちづくり

施策の大項目 【まちづくりの基本方向】	施策の中項目 【テーマ】	施策の小項目
6 未来に引き継ぐ環境と 共生するまちづくり	1 住環境	1 街づくりの支援 2 地域の憩いの場の確保 3 衛生的な生活環境の維持
	2 環境	1 ごみの減量化促進と適正なごみ処理 2 自然環境保全 3 地球温暖化対策等の促進
	3 道路・河川	1 道路の適切な維持管理 2 道路の計画的な整備 3 河川の整備と適切な維持管理
	4 上下水道	1 安全かつ強靱な水道事業運営の維持 2 公共下水道施設の整備と維持管理及び健全な事業経営 3 都市下水路の整備と適切な維持管理

テーマ1 住環境



目指す状態 住んでみたい、住み続けたい、快適な都市と暮らしの環境がある

テーマをめぐる社会的な状況

- 近年のわが国では、コンパクトシティやスマートシティといった考えのもと、限りある土地や資源を有効に活用した、持続可能な都市づくりが進められています。他方、日常生活の場となる暮らしの環境の重要性も高まり、自然との共生など、快適で住みやすい環境が求められています。

成果指標

■地区計画区域面積

現状値： 722.2 ha (平成 31 (2019) 年度) ▶ 目標値： 1,214.6 ha (令和 7 (2025) 年度)

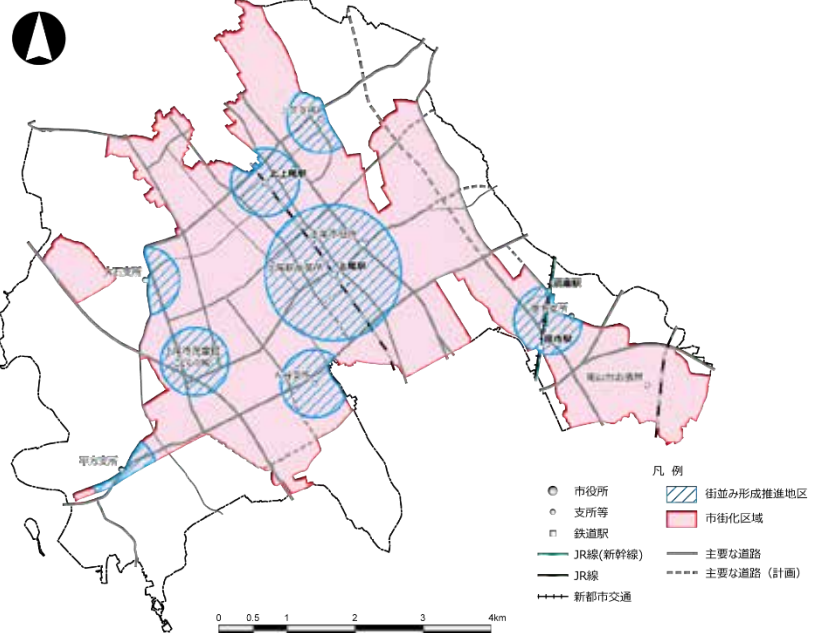
指標の説明

社会情勢の変化に対応した良好な住環境の形成には、地区住民による街づくり活動の実施が重要であり、住民主体の取組を支援していくことから、この指標を選定。

目標の根拠

各拠点は今後の施設集約・居住集約の観点から、生活利便性・居住の安全性を強化させるため、街並み形成推進地区に地区計画を策定する。

【図表 街並み形成推進地区図】



まちづくりの基本方向6 未来に引き継ぐ環境と共生するまちづくり

施策1 街づくりの支援

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
《秩序ある計画的な街づくり》 ● 自然環境などを保全し秩序ある土地利用を行うため、計画的・効率的な街づくりの取組が必要です。	● 土地の開発と保全を計画的に行い、快適な都市環境と緑が共生する街づくりを進めます。 <small>(都市計画課・市街地整備課)</small>	● 上尾市都市計画マスタープランの推進
	● 開発行為について、良好な宅地水準と立地の適正性を確保するため、規制、誘導に努めます。 <small>(開発指導課)</small>	● 開発許可基準等の運用及び指導
● 建築物については、適法かつ適切な建築・維持管理を促していくことが必要です。	● 適切な建築物の誘導に努めます。 <small>(建築安全課)</small>	● 建築確認及び指導
● 社会情勢の変化に対応した良好な住環境の形成には、地区住民による街づくり活動が重要です。住民主体の取組を支援していく必要があります。	● 地区内の住民等にとって良好な住環境を形成するため、上尾市街づくり推進条例に基づき、自発的・主体的に地域の街づくりを進めようとする団体等に対して支援を行います。 <small>(都市計画課)</small>	● 街づくり協議会への支援
● 老朽化し高齢世帯が多く入る大規模団地においては、耐震化やバリアフリー化のほか、若者などを呼び込む対策など、団地の再生が求められています。	● 大規模な住宅団地の再生の取組に努めます。 <small>(都市計画課)</small>	● 県や関係事業者と連携した協力体制の構築
● 建築協定等の締結は地区住民の主体的な取組が必要なため、地区全体の意思統一が図られるよう支援していく必要があります。	● 良好な住環境の保全を図ろうとする地域に対する支援に努めます。 <small>(建築安全課)</small>	● 建築協定等の締結の推進及び締結地域の運営に関する支援

施策2 地域の憩いの場の確保

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
《公園》 ● 土地区画整備事業において生み出された公園用地の整備を、順次行っています。	● 身近な緑の保全・創出を図るため、「緑の基本計画」に基づき、公園の適正な整備・管理に努めます。 <small>(みどり公園課)</small>	● 街区公園の整備 ● 都市公園等の整備・管理
● 公園の周辺地域の浸水被害を軽減するため、雨水流出抑制能力を向上させる必要があります。	● 多面的な機能を持つ地区公園や総合公園等の整備・管理を進めます。 <small>(みどり公園課)</small>	
● 老朽化が進む公園施設の適切な管理や、市街化区域内の住宅密集地におけるオープンスペースの確保が課題となっています。	● 地域の憩いの場の確保や身近な緑の保全を行います。 <small>(みどり公園課)</small>	● 公園の適正な整備・管理 ● 自治会やボランティア団体との公園管理協定の締結推進
● 戸崎公園北側の公園用地は、整備を凍結されています。	● 戸崎公園の在り方を見直します。 <small>(みどり公園課)</small>	● 戸崎公園北側用地の在り方の検討

施策3 衛生的な生活環境の維持

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《公害防止と環境美化》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公害を発生させないために継続した環境調査、監視・指導が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 水質・大気・土壌・地盤沈下・騒音・振動・悪臭等について継続した環境調査、監視・指導を実施します。 (生活環境課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境調査・測定事業 ● 工場や事業場等への立入検査や指導
<ul style="list-style-type: none"> ● 良好な生活環境の維持のため、身近なルールやマナーの遵守に向けた意識啓発が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 良好な生活環境を維持するため、市民生活に密着した取組を行います。 (生活環境課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 空き地等の樹木・雑草等の適正な維持管理の指導 ● 指定区域内の路上喫煙対策 ● 合併処理浄化槽の普及
<ul style="list-style-type: none"> ● 飼い主のいない猫の繁殖や多頭飼い等により適正に管理ができていない飼い主に対する対策が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 犬や猫の飼い主への適正な飼育管理や、飼い主のいない猫の繁殖について、県と連携して対策を講じます。 (生活環境課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● ペットの適正飼養等の啓発 ● 猫の不妊・去勢手術支援
<ul style="list-style-type: none"> ● 人と動物との調和がとれた共生社会に向けた取組が求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門家や民間団体との協働を推進します。(生活環境課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● AI 犬フェスティバルの開催 ● 狂犬病予防注射の実施

第3編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

テーマ2 環境



目指す状態	地球規模での環境問題を見据え、市民が主体的に環境保全に取り組む
-------	---------------------------------

テーマをめぐる社会的な状況

- 地球温暖化に伴う大規模な気候変動など、世界規模での環境問題が私たちの生活に大きな影響を及ぼしつつあります。持続可能な環境づくりに向け、国際機関や政府レベルの取組はもとより、地方公共団体、事業所、さらには市民一人一人に至るまで、それぞれが主体的に取り組んでいくことが求められています。

成果指標

■1人1日あたりのごみ排出量（家庭部門）

現状値： 673 g（平成30（2018）年度）	▶	目標値： 627 g（令和7（2025）年度）
--------------------------	---	-------------------------

指標の説明

SDGsのローカル指標にも掲げられており、人口の増減の影響を受けず、一人一人のごみ減量の取組の数値がダイレクトに反映されることから、この指標を選定。
数値は国の「一般廃棄物処理実態調査」における統計データ。

目標の根拠

上尾市環境基本計画に基づき、毎年1%削減を目標とする。

■市全体のCO₂の排出量

現状値： 1,231 千t（平成29（2017）年度）	▶	目標値： 1,029 千t（令和7（2025）年度）
-----------------------------	---	----------------------------

指標の説明

市内で排出される二酸化炭素ガスの合計。市民や事業者などの地球温暖化対策の成果を示す数値であることから、この指標を選定。
※令和2（2020）年度より、埼玉県における県内市町村の温室効果ガス排出量の算出方法が変更されています。現状値と目標値の値は、算出方法変更後の値です。県の資料により、公表前に推計を行っていることから、公表後の数値と差異が生じる場合があります。

目標の根拠

日本の「約束草案」に準拠して設定した令和12（2030）年度の目標（933千t）に順調に推移した場合の、令和7（2025）年度における数値を設定。

施策1 ごみの減量化促進と適正なごみ処理

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《ごみの減量化とごみ処理》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 西貝塚環境センターの老朽化に伴い、安定したごみ処理を継続して行うため、焼却施設の計画的な維持・整備を行う必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 西貝塚環境センターの老朽化対策を図ります。(環境政策課・西貝塚環境センター) ● 上尾市伊奈町ごみ処理広域化の推進に関する基本合意に基づき、広域ごみ処理施設建設に向けた取組を進めます。(環境政策課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 長寿命化計画の策定 ● 基幹改良工事の実施 ● 広域ごみ処理施設建設
<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭ごみの分別・減量と事業系ごみの減量が課題となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民への啓発を推進し、家庭ごみの減量を図ります。(環境政策課・西貝塚環境センター) ● 事業系ごみの減量を図ります。(西貝塚環境センター) ● 地域における資源ごみのリサイクルや小型家電リサイクルを促進します。(環境政策課・西貝塚環境センター) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「AGECO style」の推進 ● ごみ減量に関する出前講座の開催 ● 環境センター施設見学会の開催 ● 家庭用生ごみ処理容器等の購入補助 ● 搬入ごみの検査による産業廃棄物の混入や分別の確認・指導、事業所への啓発 ● リサイクル活動を行う団体支援 ● 公共施設に回収ボックスの設置
<ul style="list-style-type: none"> ● 最終処分における環境への負荷や将来的な最終処分場の確保が課題となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 最終処分場に搬出する焼却灰の再利用を進めます。(西貝塚環境センター) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 焼却灰のセメント原料化等の再利用の促進
<ul style="list-style-type: none"> ● プラスチックごみが、地球環境に影響を与えることが世界的な課題となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民への環境学習や情報提供等の啓発に努め、プラスチックごみ削減を進めます。(環境政策課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● レジ袋有料化に伴うマイバック推奨 ● 環境学習会、パネル展等の開催
<ul style="list-style-type: none"> ● 粗大ごみへの対応やごみを集積所まで運ぶことが困難な高齢者や障害者への対応が課題です。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 粗大ごみの戸別収集や、ごみを集積所まで運ぶことが困難な高齢者や障害者を対象に、安否確認を兼ねた戸別収集を実施します。(西貝塚環境センター) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 粗大ごみの戸別収集 ● ふれあい収集の実施

施策2 自然環境保全

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《自然環境》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本市では緑の維持に努めていますが、失われつつあるのが現状です。そのため、緑の維持に努めるとともに、市民・事業者などとの連携による新たな緑地の創出も必要です。また、身近な緑を守り育てていくためには、市民一人一人の力が大切です。意識啓発に努め、地域の協力を得ていくことが重要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たな緑の創出や「ふるさとの緑の景観地」などの公共の緑の保全に努めます。(みどり公園課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 開発行為に対して緑地の設置を指導 ● 公共事業や開発等で創出された公共の緑の保全 ● 公共の緑の地権者や市民団体との協力体制の構築 ● 森林環境譲与税基金を活用し、県内木材の活用を促進 ● 「ふるさとの緑の景観地」の用地確保
<ul style="list-style-type: none"> ● 荒川や綾瀬川、原市沼川などの水辺環境や、台地の緑、雑木林といった自然環境が残されていますが、都市化の進行に伴い、これらの自然環境やまちなかの緑の保全が課題となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市街化区域内の農地を生産緑地として保全し、まちなかの緑の維持に努めます。(みどり公園課) ● 貴重な自然環境を保全するため、多様な生物の生息・生育環境の保全に取り組みます。(環境政策課) ● 子どもから大人まで参加できる環境教育や体験学習の充実を図るとともに、自然環境の保全活動を促進します。(環境政策課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定生産緑地の指定 ● 環境保全団体などと連携した保全活動の支援 ● 「AGECO style」の推進 ● 市民・団体・事業者との協働による環境保全活動

施策3 地球温暖化対策等の促進

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《地球温暖化対策等》</p> <ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化の原因となるCO₂等の排出量を削減するため、市も一事業者として環境負荷軽減のための環境配慮活動に積極的に取り組むとともに、引き続き啓発を進めながら、市民や事業者の活動を促していく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 市が率先して環境に配慮した活動を推進します。(環境政策課) 引き続き環境意識の向上を図るとともに、イベントをより参加しやすいものに工夫し、市民の主体的な取組を促します。(環境政策課) 市民や事業者による環境負荷低減活動を促進します。(環境政策課) 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設における環境配慮型設備の導入や太陽光等新エネルギーの活用 環境学習会や観察会 「AGECO style」の推進 省エネ設備等の導入補助 国や県等の補助制度についての情報提供
<ul style="list-style-type: none"> これまでは主にCO₂等の排出量の削減による緩和策が先行していましたが、地球温暖化が進みつつある中、温暖化に対処する適応策にも取り組んでいく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化による気候変動がもたらすさまざまな影響から市民生活の安全を守るため、地球温暖化適応策に取り組みます。(健康増進課・環境政策課・河川課) 	<ul style="list-style-type: none"> 全庁的な連携による治水・豪雨対策 熱中症の予防啓発

テーマ3 道路・河川



目指す状態 快適で安全な道路や河川が計画的に整備され、適切に維持管理されている

テーマをめぐる社会的な状況

- 道路は、人々の生活や経済活動に密着した身近な都市基盤です。近年では、高齢化の中で安全性や快適性に配慮した整備のほか、老朽化に伴う計画的な維持管理が求められています。また、河川については、多発する豪雨災害の対策として、治水機能の強化が求められ、親水性とともに安全性の向上が課題となっています。

成果指標

■ 拡幅整備する市道の延長

現状値：2,329m <small>(平成 27～31 (2015～2019) 年度)</small>	▶	目標値：2,330m <small>(令和 3～7 (2021～2025) 年度)</small>
---	---	---

指標の説明

生活道路の改良を行い狭あい道路の減少に取り組むことで、排水機能が向上するほか、通行者の安全性が向上することから、この指標を選定。

目標の根拠

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、市税収入が大幅に減少することが想定されることから、現状値と同じ水準を維持することを目標とした。

■ 道路冠水箇所数（累積）

現状値：302 <small>(平成 27～31 (2015～2019) 年度)</small>	▶	目標値：270 <small>(令和 3～7 (2021～2025) 年度)</small>
---	---	---

指標の説明

道路整備及び河川の護岸整備を行うことで、排水機能が向上し、道路冠水箇所が減少することから、この指標を選定。
天候に左右されることもあることから、5年間の累積数により、現状値と目標値を選定。

目標の根拠

近年、局地的な集中豪雨も増加しており、道路冠水箇所の解消には時間を要することから、1割減を目標に設定。

施策1 道路の適切な維持管理

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《道路・橋りょう》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本市の道路総延長は786.3kmに達し、市民生活と産業活動を支えています。しかしながら、近年では道路・橋りょうの老朽化が進んでおり、計画的な維持・管理が必要となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路・橋りょうについては、公共施設マネジメントの考え方に基づき、計画的かつ適切な維持管理と更新などを実施していきます。(道路課) ● 市民が安全かつ快適に道路を利用できるよう努めます。(道路課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 1・2級道路修繕事業の実施 ● 定期的な道路パトロールの実施 ● 法に基づく、5年に1回定期点検の実施及び計画的な修繕・更新等の実施 ● 道路占用等の適正な許可や違法占有物の撤去、街路樹の適正な管理 ● 街路管理事業の実施

施策2 道路の計画的な整備

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《道路整備》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 主要な幹線道路である上尾道路はおおむね整備済みですが、一部の区間では暫定2車線で供用を開始しています。また、第二産業道路は県道上尾蓮田線まで整備が進んでいます。上尾道路の全線4車線化、新大宮上尾道路の整備促進、第二産業道路の以北への延伸など計画的な整備を図ることが重要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地元住民との調整を図りつつ、国・県、首都高速道路株式会社に対して国道・県道等の早期完成を求めるとともに、整備に合わせた周辺道路の環境改善を進めます。(道路課) ● 長期未整備道路の見直しを進めつつ、都市計画道路の計画的かつ効率的な整備に努めます。(都市計画課・道路課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 上尾道路建設促進事業の実施 ● 第二産業道路周辺整備事業の実施 ● 都市計画道路の見直し
<ul style="list-style-type: none"> ● 生活道路については、各地区からの要望等を踏まえ、優先順位を付け、必要に応じた整備を進めていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活道路については、優先路線を定めつつ、道路拡幅による狭隘道路の解消を図ります。(道路課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路後退用地公用化促進事業の実施 ● 道路改良事業の実施
<ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画道路等の幹線ネットワーク道路や駅周辺の利用者の多い道路については、緊急性・重要性を考慮しながら、生産性向上と魅力ある都市空間の形成を図るため、必要な街路整備を進める必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者、障害者などの利用が多い特定道路のバリアフリー化の推進を図ります。(都市計画課・道路課) ● 中央拠点周辺の都市計画道路の整備に関しては、無電柱化を検討します。(道路課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路・街路事業の実施 ● 道路・街路事業の実施

施策3 河川の整備と適切な維持管理

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《河川》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市内には、荒川をはじめとする多くの河川があり、豪雨などに伴う急激な水位上昇による浸水被害が懸念されます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国・県が管理する河川については、計画的な整備を要望していきます。また、市が管理する準用河川等については、治水機能の向上を図ります。(河川課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 準用河川等の護岸整備の推進
<ul style="list-style-type: none"> ● 河川の治水安全度を向上させるため、雨水排水施設等の適切な維持管理が求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 雨水排水施設等を良好な状態に保つよう、維持管理に努めます。(河川課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 排水路の適切な管理
<ul style="list-style-type: none"> ● 雨水流出を抑制するために貯留施設、浸透施設の設置を推進する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 上尾市総合治水計画に基づき、市民・事業者などへの啓発を進めながら、雨水貯留施設等の設置を促進していきます。(河川課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 雨水貯留施設の設置推進

テーマ4 上下水道



目指す状態

安心・安全で上下水道が適切に管理されている

テーマをめぐる社会的な状況

- 上下水道は、人々の生活にとって最も基礎的な都市基盤の1つです。近年では施設の老朽化が進み、適切な維持管理が課題となっているほか、持続可能な上下水道に向けた経営改善も求められています。また、近年多発する豪雨災害による都市の浸水被害が問題となっており、雨水排水能力の向上が重要となっています。

成果指標

■配水管耐震化率

現状値： 28.5% (平成 31 (2019) 年度)



目標値： 31.5% (令和 7 (2025) 年度)

■浄水施設耐震化率

現状値： 0% (平成 31 (2019) 年度)



目標値： 41.4% (令和 7 (2025) 年度)

指標の説明

上水道は市民生活に欠くことのできない重要なライフラインであり、地震や災害などに強い水道施設に更新することで、水道水の継続的な供給につながることから、この指標を選定。

目標の根拠

管路は毎年 0.5% ずつ増加する計画を実施中。
浄水施設は東部浄水場の更新工事が令和 3 (2021) 年度に完了することを見込値とする。

■公共下水道普及率 (人口ベース)

現状値： 83.2% (平成 31 (2019) 年度)



目標値： 86.4% (令和 7 (2025) 年度)

指標の説明

多くの市民に衛生的で快適な生活環境を提供するとともに、河川等の水質汚濁を防止することから、この指標を選定。
(普及率 = 処理区域内人口 / 行政人口)

目標の根拠

1ha 当り整備人口 (人/ha) を過去 3 年の実績から平均を算出し、今後もこの水準を維持しながら整備し続けることを目指し、目標値を設定。

まちづくりの基本方向6 未来に引き継ぐ環境と共生するまちづくり

施策1 安全かつ強靱な水道事業運営の維持

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
《上水道》 ●本市の上水道は、50年以上にわたり、安定的に給水を行ってきました。今後も安心・安全な水を供給し続けることが重要です。	●市民へ安心・安全な水を供給するため水質管理の徹底を図り、水道法に定められている水質基準に適合した水の供給を継続します。(水道施設課)	●計画的な水質検査 ●水質モニターによる24時間連続監視 ●定期的な管洗浄
●上水道は市民生活に欠くことができない最も重要なライフラインであり、地震や災害など非常時においても必要最小限の水を供給できるよう、耐震化を含めた管路や施設の更新を進める必要があります。	●施設の維持・修繕を適切に行い、地震や災害に強い管路の更新事業を継続し、配水池や浄水施設などについても耐震化を含めた更新を進めます。(水道施設課)	●水道施設の維持修繕及び更新 ●老朽管の更新
●給水量は減少傾向にあり、それに伴い料金収入が減少しています。施設更新の財源を確保するため、より一層の効率的な事業運営に努める必要があります。	●「上尾市水道事業ビジョン」に基づき、健全な経営の持続に努めます。(経営総務課・業務課・水道施設課)	●計画的かつ効率的な事業運営

施策2 公共下水道施設の整備と維持管理及び健全な事業経営

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
《公共下水道》 ●令和2(2020)年4月1日現在の対人口下水道普及率は83.2%であり、公共下水道計画区域内の未普及地区への污水管整備を進める必要があります。また、供用開始した公共下水道については、速やかな接続と利用が必要です。	●河川等の水質汚濁防止対策を推進します。(下水道施設課) ●供用開始した公共下水道の速やかな利用を促進します。(業務課)	●公共下水道の污水管整備 ●公共下水道に接続する水洗便所への改造に対する無利子の貸付制度の周知
●近年、局地的な大雨等の頻発や都市化の進展に伴い、市街地での内水被害のリスクが増大しており、雨水対策としての公共下水道の整備も必要です。	●市街地の浸水被害の軽減を図ります。(下水道施設課)	●雨水管理総合計画に基づく公共下水道の雨水管整備
●下水道管渠の総延長は約764kmに達し、その一部は間もなく耐用年数を迎えることから改築更新が必要となります。ライフサイクルコストの最小化と、公共下水道施設の計画的かつ適切な維持管理と更新が求められます。	●地震や災害時でも下水道の機能を維持し、今後も下水道の安定的な利用に努めます。(下水道施設課)	●公共下水道施設のストックマネジメントに基づく計画的かつ適切な維持管理と更新の実施
●今後予測される老朽施設の更新や人口減少により、厳しい経営環境が想定されます。将来にわたって安定的に下水道サービスを維持していくため、中長期的な視点に立って計画的な経営を行うことが求められています。	●将来の投資、財源を適切に設定して、健全な事業経営に努めます。(経営総務課)	●上尾市公共下水道事業経営戦略の実施

施策3 都市下水路の整備と適切な維持管理

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
《雨水排水》 ●頻発する豪雨により、浸水被害が懸念されます。雨水を確実に排水するために、都市下水路の計画的な整備を進めるとともに、適切な維持管理が必要となります。	●市街地の浸水被害を防ぐ取組を推進します。(河川課) ●都市下水路施設を適切な状態に保つよう、維持管理に努めます。(河川課)	●都市下水路(浅間川)の改修事業 ●都市下水路管理事業

第7章

活力にあふれたにぎわいあるまちづくり

施策の大項目 【まちづくりの基本方向】	施策の中項目 【テーマ】	施策の小項目
7 活力にあふれたに ぎわいあるまちづくり	1 産業	1 農業者への支援 2 商業者への支援 3 工業者への支援 4 観光の振興
	2 労働環境	1 勤労者・就労支援

テーマ1 産業



目指す状態 人や地域に根差した産業振興に取り組む

テーマをめぐる社会的な状況

- 地域に根差した産業の重要性が高まっていることから、地域経済の中核的な役割を果たす企業の発掘・成長に対する重点的な支援などが求められています。市内産業の競争力を高めるため、経営の多角化や企業の交流・連携が求められる一方、計画的な事業承継に向けた支援などが必要になっています。さらに地域経済活性化のため、市内の農産物や特産品等のPRや観光についても積極的に情報発信する必要があります。

成果指標

■法人市民税額

現状値： 19 億 2,891 万円

(平成 31 (2019) 年度)

目標値： 20 億 300 万円

(令和 7 (2025) 年度)

指標の説明

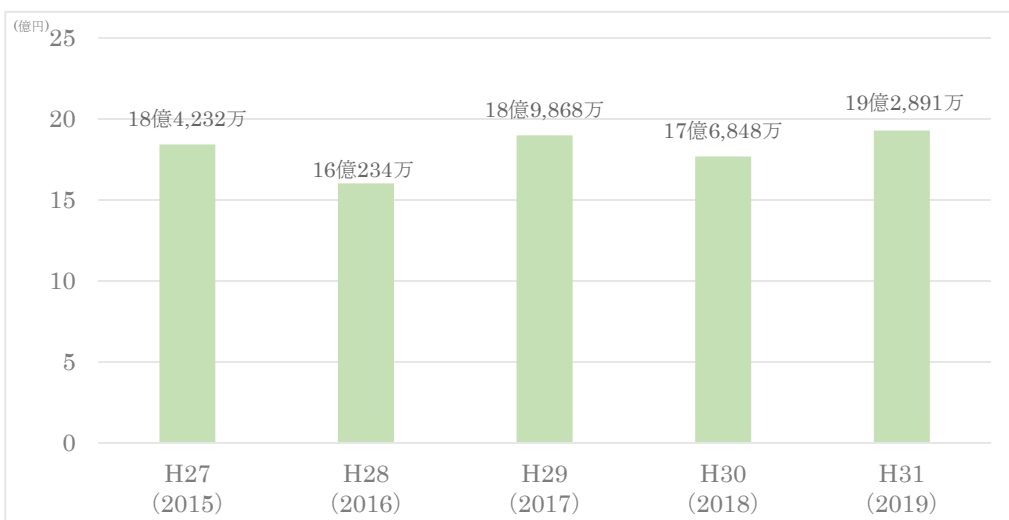
市内に事務所や事業所がある法人に対し均等割及び法人の所得に応じて課される法人市民税額は、市内の産業が活性化された成果を測る数値となることから、この指標を選定。

目標の根拠

新型コロナウイルス感染症の影響による減収分を加味するとともに、リーマンショック時の当該税額の伸び率を参考に目標値を設定。

※税制改正等により、目標値を変更する場合あり。

【図表】法人市民税額の推移



まちづくりの基本方向7 活力にあふれたにぎわいあるまちづくり

施策1 農業者への支援

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
《農業者への支援》 ● 高齢化に伴う農業者の減少などにより、農地の荒廃・遊休化・転用が進んでおり、後継者等農業の担い手不足が大きな課題となっています。	● 市民が農業に親しむ機会を増やし、新規就農のきっかけ作りを推進します。 <small>(農政課)</small>	● 体験農園の支援 ● アグリサポーターの養成
	● 農地の有効活用により農地を維持するため、農地を借りたい農業者と農地所有者とを結び付ける取組を推進します。 <small>(農政課)</small>	● 利用権設定促進事業
● 農業経営向上のため、地元の農産物の周知やブランド化など地産地消の推進が必要となっています。	● 集团的に農地を活用していくことを支援します。 <small>(農政課)</small>	● 人・農地プランの推進
	● 地元の農産物への理解を深め、地産地消を推進していきます。 <small>(農政課)</small>	● あげおアグリフェスタやあげお朝市の開催 ● 農産物直売所の運営支援

施策2 商業者への支援

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
《商業者への支援》 ● 市内商業の多くを占める中小・小規模事業者は、その数や売上額が年々減少しています。多様化する消費者ニーズに対応するためには、新たな顧客の獲得に向けたサービス・付加価値の創出、空き店舗の活用、創業に対する支援が必要になります。	● 中小企業、小規模事業者の経営を安定させるため、個別事業者に対する支援の充実を図ります。 <small>(商工課)</small>	● 国や県、商工会議所等と連携したさまざまな施策の情報発信
	● 地域商店間の連携を支援します。 <small>(商工課)</small>	● 商店街等が主体となっていく共同事業の支援
	● 多様化する消費者ニーズや地域課題への対応に努め、地域経済の活性化を図ります。 <small>(商工課)</small>	● 業態転換や創業の支援 ● 空き店舗の活用支援

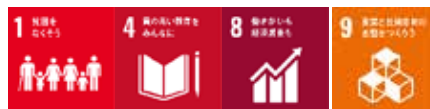
施策3 工業者への支援

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組	
《工業者への支援》 ● 本市の工業の多くは二次・三次加工の中小企業が多く、経済変動等の影響を受けやすいため、経営の安定化が重要です。	● 中小企業の経営を安定させるため、国・県・商工会議所・各支援機関等との連携を図ります。 <small>(商工課)</small>	● 融資の斡旋 ● 補助金などの各種支援施策についての積極的な情報発信	
	● 企業の経営基盤の安定を図るため、稼ぐ力の強化に向けた取組への支援が必要となります。	● 個別企業に対して、中小企業サポート事業の充実を図り、産業競争力の強化を目指します。 <small>(商工課)</small>	● コーディネーターと連携し、個別企業訪問による集中的・伴走型の支援 ● 相談支援体制の拡充
	● 地震や台風等の災害や感染症のまん延等の緊急事態に備えた対応が求められます。	● 災害時等における企業の事業継続や早期復旧を図る取組を支援します。 <small>(商工課)</small>	● 商工会議所等と連携し、個別企業における事業継続計画(BCP)等の策定の促進

施策4 観光の振興

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
《観光》 ● 地域の観光情報を集約化し、ニーズに応じたさまざまな媒体や形態で、市内外に本市の魅力を発信していくなど、観光振興を通じた地域活性化が注目されています。	● 本市の認知度の向上を図るため、農産物や特産品などのほか、イベントの開催情報や特色ある取組について積極的にPRします。 <small>(農政課・商工課)</small>	● 観光協会の運営支援

テーマ2 労働環境



目指す状態 多様な働き方を選択できる

テーマをめぐる社会的な状況

- 社会情勢の変化に伴い、女性や若者、高齢者、障害者、外国人などの社会参加が進み、人材の多様性が高まっています。平成31(2019)年4月に働き方改革を推進することを目的とした働き方改革関連法が施行され、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会の実現が求められています。

成果指標

■市内法人の従業者数

現状値： 56,889 人 (平成31(2019)年度) **目標値**： 57,058 人 (令和7(2025)年度)

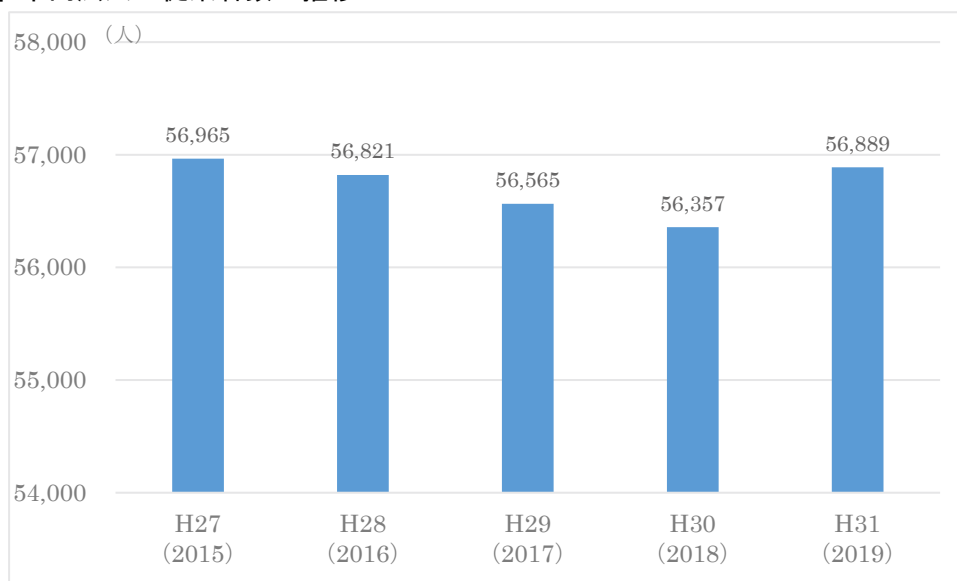
指標の説明

本市の産業界全体の底上げを図り、安定した雇用の創出を目指すことから、この指標を選定。
※数値は法人市民税申告書に記載の従業者数の合計。

目標の根拠

新型コロナウイルス感染症による経済への影響から、リーマンショック時の当該従業者数の下落率と今後の新規雇用見込みを加味して目標値を設定。

【図表】市内法人の従業者数の推移



まちづくりの基本方向7 活力にあふれたにぎわいあるまちづくり

施策1 勤労者・就労支援

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《勤労者・就労支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 勤労者の就労や生活の安定のため、勤労者福祉の一層の推進や就労を希望する市民に向けた支援が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 勤労者が安心して働ける労働環境の充実に努めます。(商工課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内勤労者の福利厚生事業をサポートする上尾市勤労者福祉サービスセンターの運営支援
<ul style="list-style-type: none"> ● 働きやすい労働環境を整備するため、多様な働き方の推進が求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者に対して多様な働き方の導入を働きかけます。(商工課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国や県等と連携した情報提供や啓発活動
<ul style="list-style-type: none"> ● 就労支援の対象(女性、障害者、外国人、若者、高齢者など)によって求められる支援が異なるため、関係機関や団体、関連部署が連携して幅広い対応を進めていく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 希望する市民が就労できるよう、国や県の関係機関等と連携し、就労支援を行います。(障害福祉課・高齢介護課・商工課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 職業相談、職業紹介、職業訓練等の情報提供やセミナーの開催 ● 就労と社会奉仕の機会を提供するシルバー人材センターとの連携 ● 障害者就労支援センターによる就労を希望する障害者への相談支援や就労後の定着支援

第8章

持続可能な都市経営

施策の大項目 【まちづくりの基本方向】	施策の中項目 【テーマ】	施策の小項目
8 持続可能な都市経営	1 情報発信・公開	1 情報の発信・公開 2 広聴活動
	2 行政運営	1 経営的な行政運営 2 情報技術の活用 3 合理的な組織運営 4 公共施設マネジメント計画・インフラのマネジメント計画の推進
	3 財政運営	1 健全な財政運営
	4 協働	1 協働のまちづくりの推進 2 人の交流・育成
	5 土地利用	1 市街地整備事業の推進 2 効果的な土地利用 3 企業立地



テーマ1 情報発信・公開

目指す状態 必要な情報が分かりやすく発信され、市民の声が市政に届く

テーマをめぐる社会的な状況

- 市政への関心を高め、協働のまちづくりを進めるためには、効果的な情報の発信・公開と市民の声の的確な把握が重要です。ソーシャルメディアの急速な普及は、速報性の高い情報発信が可能となる中で、情報の受け手側は自らが興味のある情報だけを選択できるようになっています。

成果指標

■市の公式SNSの登録者数

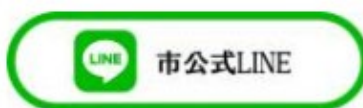
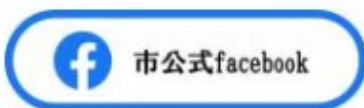
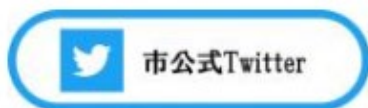
現状値： 13,865 人 (令和2(2020)年3月) **目標値：** 28,000 人 (令和7(2025)年度)

指標の説明

各種目的別の市の公式 SNS において、対象としている人の求めている情報を積極的に発信していくことにより登録者数が増加すると考え、この指標を選定。
※対象が限定的なアカウント（職員採用や各保育所の保護者向け等）以外の Twitter 及び LINE の登録者数の合計。

目標の根拠

令和2(2020)年3月の登録者数（現状値）の2倍を目標値として設定。



施策1 情報の発信・公開

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《情報発信》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市や市政について広く理解と関心を持ってもらうためには、『広報あげお』や市ホームページに加え、時代に合った多様な媒体を活用していく必要があります。 ● 近年増加傾向の外国人市民など、多様な市民の特性に応じた伝わりやすい広報の工夫が必要です。 ● 災害時などの緊急時における情報発信は、市民の命を守る上で重要であり、正確で素早い情報提供が求められます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 多くの人が市政への理解を深めるとともに関心を持ってもらえるよう、情報発信の目的やターゲットを考慮するとともに内容を工夫することで、誰にでもわかりやすく、届きやすい情報を発信し、また、緊急時においても、正確で素早い情報発信に努めます。 (広報広聴課・危機管理防災課・市民協働推進課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● ターゲットに応じた広報媒体の利用や速報性の高いソーシャルメディアの活用
<ul style="list-style-type: none"> ● 人口減少が今後加速する中、定住人口を確保して持続可能な自治体とするためには、市のイメージや知名度を高めるシティセールスを戦略的に推進していく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市のイメージや知名度を高め、市外の人に「訪れたい」「住んでみたい」と感じてもらうとともに、すでに住んでいる市民の郷土愛の醸成に努めます。 (広報広聴課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市の地理的な優位性や地域資源、自慢できる取組等、市の魅力をさまざまな手段で発信
<ul style="list-style-type: none"> ● 市政の透明性・信頼性の向上や行政情報の有効活用を推進するため、市民・事業者に対する情報の公開が求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の市政に対する理解と信頼を深めるように努めます。(総務課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報公開制度の適正かつ積極的な運用
	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民が必要とする情報を、より早く正確に提供する仕組みの構築を目指します。(総務課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政文書の管理・保存・活用等の見直し
	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政が保有するデータを社会において効果的に活用できるように努めます。 (IT推進課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● オープンデータの推進

施策2 広聴活動

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《広聴》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● より良いまちづくりを進めるためには、さまざまな手段で市民の声を的確に把握し、市政に反映する仕組みが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の声を市政に反映するため、市政に関する市民の提言や提案を把握します。(広報広聴課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市政への提言制度、市民コメント制度及び市民意識調査の実施

テーマ2 行政運営



目指す状態 経営視点から市民サービスを向上させ、信頼ある行政運営がなされている

テーマをめぐる社会的な状況

- 人口減少時代において、選ばれるまちになるためには、ICTを活用したスマート自治体を推進することで質の高い行政サービスを提供するとともに、経営視点を持った行政運営が必要とされています。
- 情報技術革新の進化は年々速度を増しており、国においても情報技術を活用して社会課題解決を目指す Society5.0 を推進しています。地方公共団体においても、情報セキュリティ対策を強化しながら、市民サービス向上のために ICT 技術を積極的に活用することが求められています。

成果指標

■マイナポータル（びったりサービス）による電子申請件数

現状値： 5 件（平成 31（2019）年度）



目標値： 679 件（令和 7（2025）年度）

指標の説明

市民等がマイナポータル（びったりサービス）を利用し、行政手続きを電子申請で行った件数。
市民サービスにおける ICT の利活用が進んだ度合いを示す代表的なアウトカム数値の一つと考えられることから、この指標を選定。
令和 2 年度時点で、申請受付をしているサービスは、妊娠届や児童手当に関する申請など、合計 16 の申請が可能となっている。

目標の根拠

令和 7（2025）年度の児童手当受給者見込み数を基に、マイナンバーカード取得率とマイナンバーカード対応機器所持率、電子申請割合から算出。
児童手当受給者（15,162 人）×マイナンバーカード取得率（80%）×マイナンバーカード対応機器所持率（70%）×電子申請割合（8%）

施策 1 経営的な行政運営

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《行政運営》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努め、最少の経費で最大の効果を上げるとともに、透明性のある行政運営と市民への説明責任が求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 組織及び行政運営の合理化に努めます。(行政経営課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「上尾市行政改革プラン」による行政改革の実施
<ul style="list-style-type: none"> ● 今後は、生産年齢人口が減少し、税収の減少が見込まれるため、経営的な視点を持って、これまで以上に効率的・効果的な組織及び行政運営を行うことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 効率的で効果的な市民サービスの提供に努めます。(行政経営課・市民課) ● PDCA サイクルマネジメントを強化し、エビデンスに基づき事業の効果を判定し、選択と集中、改善を徹底します。(行政経営課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民票の写しや各種証明書のコンビニ交付サービスの実施 ● マイナンバーカードを活用したサービスの充実 ● 行政評価制度の実施
<ul style="list-style-type: none"> ● SDGs の達成に向けて、地方公共団体は大きな役割を担っていると同時に、地方創生の実現に資する目標としても達成に向けた具体的な取組が求められます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種計画を SDGs に関連させ策定し、地方公共団体としての役割の遂行に努めます。(行政経営課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● SDGs 関連事業の推進

施策 2 情報技術の活用

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《情報技術》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民ニーズの多様化・高度化に加え、ICT の進展など、時代の流れに合った質の高いサービスの提供が求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 来庁が不要な電子申請サービスの拡充など、さまざまな分野において利便性が高く充実したサービスを提供するため、ICT を積極的に活用した行政サービスを推進します。(行政経営課・IT 推進課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 電子申請サービスの拡充 ● 上尾市 ICT 化推進計画の策定
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民サービスを迅速かつ正確に行うため、最新技術の活用などによる行政事務の効率化が求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 最新技術を活用し、業務の改善・効率化を図ります。(行政経営課・IT 推進課) ● 不正アクセス等による破壊、窃取、改ざんや個人情報情報の漏えい、ウイルス感染などの脅威から市の情報資産を保護するため、情報セキュリティの強化を図ります。(IT 推進課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● AI、RPA をはじめとした最新技術の活用 ● オンライン会議システム等の活用 ● 職員研修の実施 ● セルフチェックの実施

施策 3 合理的な組織運営

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《組織運営》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 適正な定員管理、人材の育成や活用、職員倫理の徹底などを通じて、合理的な組織運営を図るとともに、信頼を得ることが必要とされています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方分権や県からの権限移譲、行政サービス需要の動向を踏まえ、引き続き適正な定員管理を行います。(行政経営課) ● 職員一人一人の能力と意欲を向上させるなど、人材の育成に努めます。また、職員の効率的かつ効果的な配置と活用を行います。(職員課) ● 職員のコンプライアンスの徹底を図るとともに、内部統制制度を導入し、信頼のある行政を目指します。(総務課・職員課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 定員管理計画による適正な定員管理 ● 人事評価制度の活用 ● 職員研修の充実 ● 不当要求行為等への組織的な対応、コンプライアンス研修の実施 ● 内部統制制度の導入・運用

施策4 公共施設マネジメント計画・インフラのマネジメント計画の推進

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《公共施設の維持管理》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 昭和 40～50 年代に集中的に整備された市の公共施設やインフラは、老朽化により一斉に更新時期を迎えます。今後さらに厳しくなる財政状況にあって、公共施設等を適正に維持管理するため、質と量の最適化を図るとともに、PPP や PFI など民間との連携を促進する必要があります。 ● 市民活動、市民交流等の場として重要な公共の建築物については、計画的・効率的な維持管理・保全が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 質と量の適正化を図り、安心・安全で持続可能な公共施設等の維持を実現することを目指します。(施設課) ● 民間の資金やノウハウを最大限活用することにより、行政と民間の協働による公共施設・インフラのマネジメントの検討を進めます。(施設課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 上尾市公共施設等総合管理計画の推進 ● PPP や PFI などの活用
<ul style="list-style-type: none"> ● 見直しとなった新図書館複合施設整備事業の建設予定だった土地の活用方法について検討する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設マネジメントを踏まえ、土地の活用を検討します。(施設課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地活用の検討

テーマ3 財政運営



目指す状態 市税や自主財源の確保と効果的な予算配分による健全な財政運営が行われる

テーマをめぐる社会的な状況

- 人口減少や少子高齢化、経済の停滞により、わが国の地方公共団体の財政状況は一層厳しさを増しつつあります。変化が激しい社会経済状況に柔軟に対応しながら、限られた予算を効果的に配分することで、持続可能で健全な財政運営が求められています。

成果指標

■ 実質公債費比率

現状値： 4.8% (平成 31 (2019) 年度)

目標値： 4.8% (令和 7 (2025) 年度)

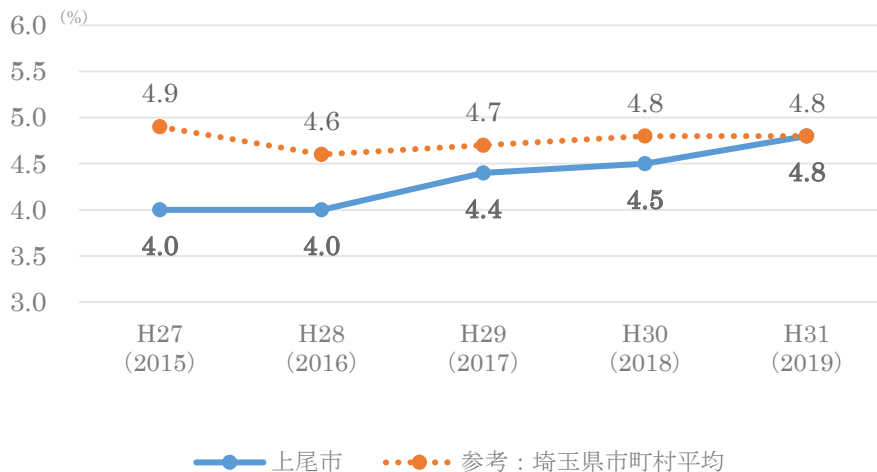
指標の説明

自治体の収入に対する負債返済の割合を示す実質公債費比率により、実質的な財政の健全性が浮き彫りになることから、この指標を選定。

目標の根拠

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、市税収入が大幅に減少することが想定され、地方交付税の振り替えである臨時財政対策債の増加が免れない状況や公共施設マネジメントに則り、今後数年間、大きな公共工事が複数予定されていることに鑑み、やむを得ず一時的に起債残高が増加せざるを得ない場合であっても、極力抑制に努めていくことで、現状維持を目標とした。

【図表】 実質公債費比率の推移



施策1 健全な財政運営

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《財政運営》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人口減少に伴って市税収入が減少する一方で、高齢化の進展による社会保障関係費の増加や公共施設の一斉更新問題への対応等により、今後厳しい財政状況が見込まれる中、これまで以上に健全な財政運営と、選択と集中に基づいた予算編成が求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民サービスを安定的に提供し続けていくため、歳入と歳出が見合った予算を編成し健全な財政運営を図ります。(財政課) ● 事業効果を正確に評価し、優先度の高い事業に予算を配分します。(財政課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 上尾市財政規律ガイドラインに基づく予算編成 ● 効果的・効率的な予算編成
<ul style="list-style-type: none"> ● 歳入の大半を占める市税は、公平な徴収や滞納額の圧縮・削減のほか、納付方法の多様化や相談体制の充実が求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 歳入を安定的に確保するため、迅速な滞納整理を図るなど、収納率の向上を目指します。(納税課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市税の納付方法の多様化や相談体制の充実
<ul style="list-style-type: none"> ● 市税以外の自主財源の確保を図ることも必要となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市税、使用料・手数料等以外の自主財源の確保を図ります。(行政経営課・財政課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● ふるさと納税制度の活用 ● 企業版ふるさと納税制度の活用



テーマ4 協働

目指す状態 行政と市民が協働し、地域コミュニティが活発に行われている

テーマをめぐる社会的な状況

- 市民ニーズの多様化や地域課題の複雑化などにより、行政主導ではなく市民と行政との協働によるまちづくりの重要性が高まっています。市民や各種団体、企業・大学等の地域づくりへの参加が必要とされており、各分野において協働の核となる人材の育成・発掘が求められています。

成果指標

■協働のまちづくり推進事業の応募率

現状値： 80% (平成 27～31 (2015～2019) 年度平均) 目標値： 100%以上 (令和 3～7 (2021～2025) 年度平均)

指標の説明

協働のまちづくり推進事業において、募集した件数に対し、応募があった割合（応募率＝応募件数／募集件数）。
市民（市民活動団体等）が、市との協働のまちづくり推進事業を活用しながら、地域を取り巻くさまざまな課題に自発的に取り組んでいくことを目指し、この指標を選定。

目標の根拠

協働のまちづくり推進事業の毎年の募集件数を応募件数が継続して上回ることを目標として設定。

【図表】協働のまちづくり推進事業における応募件数と募集件数の推移（単位：件）

	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	H31(2019)
応募件数	4	5	5	5	5
募集件数	6	6	6	6	6

施策1 協働のまちづくりの推進

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《協働のまちづくり》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● さまざまな地域課題を市民活動団体等と協働して取り組むことが求められています。 ● 地域課題の解決のためには、市内の大学、民間事業者や NPO 法人等との連携により、その知見を生かしていくことが期待されます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域が抱える課題を市民や市民活動団体とともに解決するため、市民活動団体と行政の協働により、さまざまな分野で協働のまちづくりの規範となる事業を実施します。(市民活動支援センター) ● 地域の課題に対応し、活力のある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与するため、地域資源を活用した事業を推進します。(行政経営課・市民協働推進課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 協働のまちづくり推進事業の推進 ● 市内の大学や民間事業者等との連携 ● 企業版ふるさと納税制度の活用

施策2 人の交流・育成

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《人の交流・育成》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 東日本大震災の復興支援をきっかけとして平成 25 (2013) 年に友好都市協定を締結した福島県本宮市のほか、長野県上田市など防災協定等を締結している市町村、海外の友好都市であるオーストラリアのロッキャーバレー市と、幅広い分野での交流が求められています。 ● 地方創生のさらなる推進に向けて、地方創生の基盤を成す多様な人材に焦点を当て、その活躍を推進することが重要になります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 協定等を締結している市町村との絆を深めるため、さまざまな分野で交流を推進します。 (危機管理防災課・市民協働推進課) ● 各分野において、行政と地域をつなぐ核となる人材を支援し、育成することを推進します。(全庁) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 協定締結都市との交流事業の実施 ● 人材の育成支援



テーマ5 土地利用

目指す状態 高い利便性と豊かな自然のバランスが取れており、効果的な土地利用がなされている

テーマをめぐる社会的な状況

- 少子高齢化・人口減少が進む中、都市機能を集約することで、利便性が高く活気のある中心市街地の整備が求められています。人口構造や住民のニーズに柔軟に対応し、地域の特性を生かしながらも、効果的な土地利用への誘導が必要となっています。

成果指標

■土地区画整理事業の進捗率（事業費ベース）

現状値： 62.87%（平成 31（2019）年度） 目標値： 100%（令和 7（2025）年度）

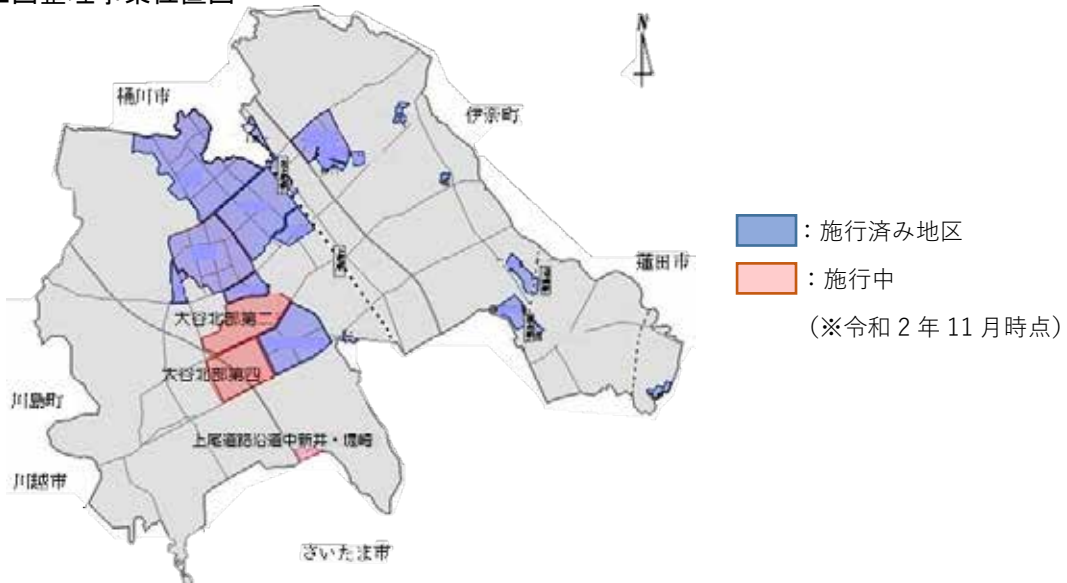
指標の説明

土地区画整理事業は、市街地を計画的に開発して効率的な土地利用を図ることを目的としていることから、この指標を選定。
 施行中の土地区画整理地区（大谷北部第二、大谷北部第四、上尾道路沿道中新井・堤崎）における事業の進捗率を事業費ベースで表したもの。（年度末執行額／総事業費）

目標の根拠

令和 7（2025）年度までに完了することを目標とする。

【図表】土地区画整理事業位置図



施策 1 市街地整備事業の推進

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《市街地整備事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 無秩序・無計画に広がる急速な市街化に対処し、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るため、昭和 40 年代から土地区画整理事業を推進し、計画的に基盤整備を行ってきました。土地の換地を行うなど住民の合意形成が必要であることから、事業が長期化していることが課題です。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市街地を計画的に開発して効率的な土地利用を図り、良好な宅地を提供します。(都市計画課・市街地整備課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たな市街地整備事業の検討 ● 施行中の土地区画整理事業の早期完了

施策 2 効果的な土地利用

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《土地利用》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市街地においては、人口構造・社会環境の変化や、地域の街づくりの計画の内容等を踏まえ、用途地域を見直す必要があります。また、ゆとりある住宅地の提供を検討することも必要です。 ● 都市のスポンジ化が懸念され、インフラの老朽化が進む中、住民の利便性向上や効率的な維持管理を図ることが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 人口構造と時代の変化に対応して、都市機能が集約されたコンパクト・プラス・ネットワーク型の利便性の高い市街地を整備するために、市街化区域の秩序ある土地利用を図ります。(都市計画課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市の基準に基づく、必要に応じた有効な土地利用のための用途地域の見直し
<ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画と異なる土地利用の例も見られ、市街化調整区域の農地や自然環境を保全するためには、市が秩序ある土地利用を規制・誘導していく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 適正な区域区分の検証を図ります。(農政課・都市計画課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 街づくり協議会の支援 ● 農地の保全

施策 3 企業立地

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《企業立地》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 企業立地は、税収面や雇用面などにおいてとても重要ですが、企業が立地するための未利用地や空き地が不足しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 未利用地や企業跡地の情報を収集し、周辺環境などに沿いながら、活用地の確保に努めます。(行政経営課・商工課・都市計画課・開発指導課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 活用地の確保 ● 企業立地のマッチング支援
<ul style="list-style-type: none"> ● 上尾道路の圏央道接続など交通基盤の強化により、立地条件を生かした土地利用が求められています。産業立地の優位性を生かした企業立地など産業振興の在り方を検討するとともに、新規事業者立地のための環境整備が必要になります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業との調和を図りながら地域の産業振興に向けた企業立地を推進します。(農政課・都市計画課・開発指導課) ● 新規事業者立地のため、関係各課が情報共有をしながら連携し、企業立地支援体制の強化を図ります。(行政経営課・商工課・都市計画課・開発指導課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 上尾道路沿道（及び高速埼玉中央道路（新大宮上尾道路））や広域幹線道路沿いの土地利用を検討 ● 上尾市企業立地推進連絡会議による検討

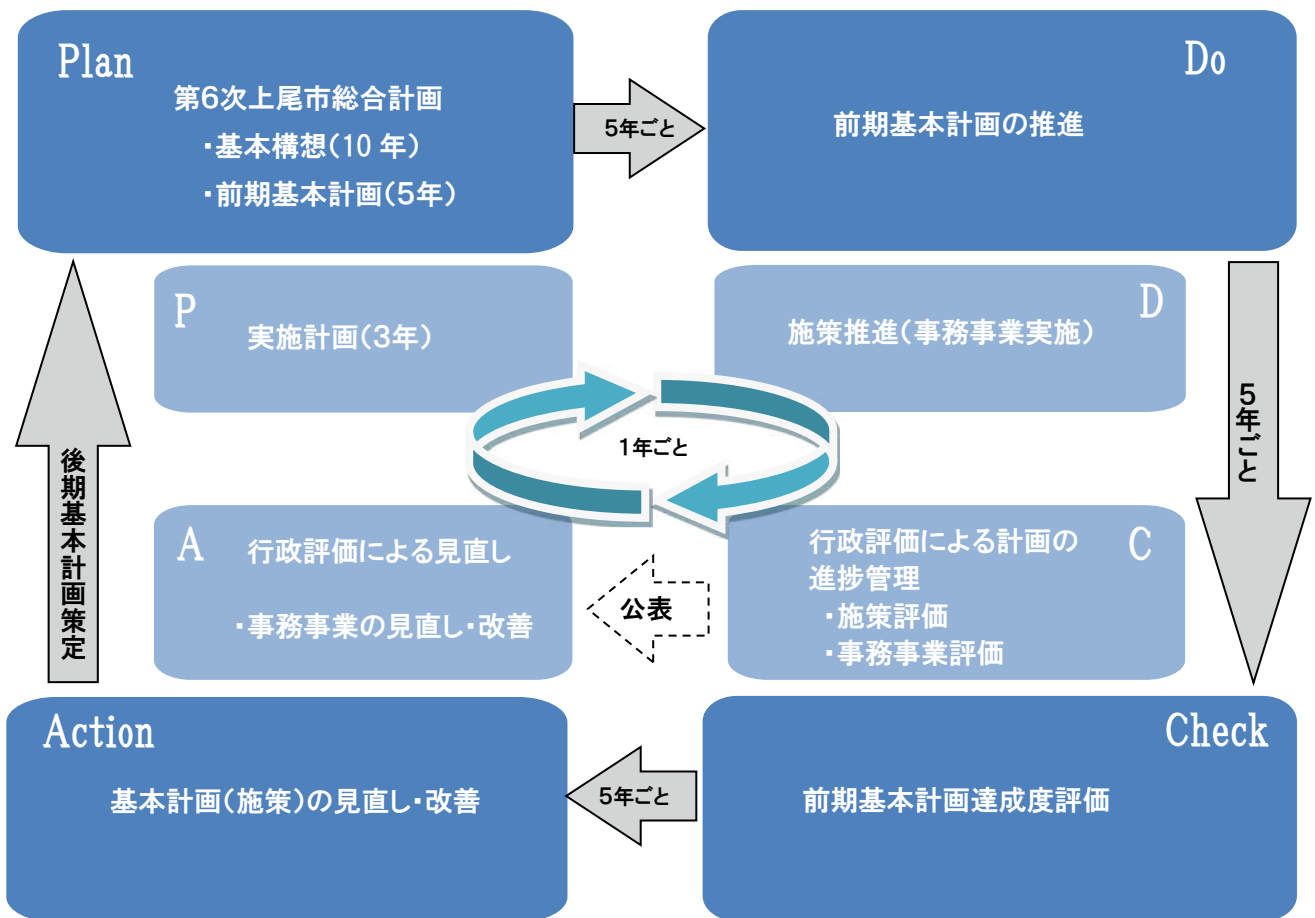
■計画推進に向けて

総合計画の進捗に当たっては、市民への説明責任が果たせるよう計画の進捗状況を明らかにしていく必要があります。

本計画では、施策の中項目（テーマ）ごとに成果指標を設定し、これを基に行政評価を行いながら、進捗管理するとともに、令和8年度からの後期基本計画策定の際の基礎資料として活用してまいります。

進行管理に当たっては、PDCA サイクルによる計画策定(Plan)→実行(Do)→検証(Check)→改善(Action) による、継続的な仕組みにより進めてまいります。

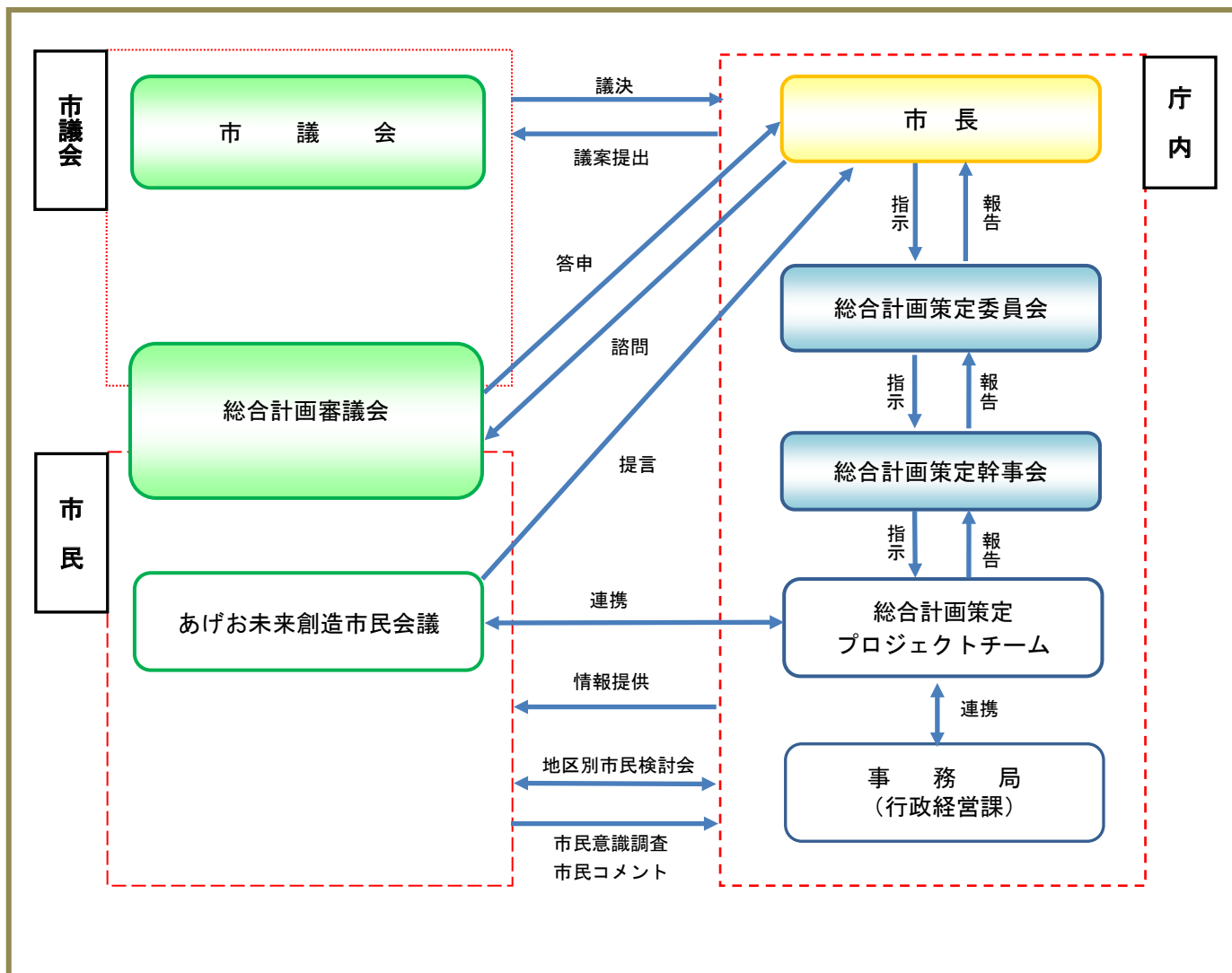
PDCA サイクルの総合計画の進捗管理 概念図



參考資料

● 策定体制

■ 第6次上尾市総合計画 策定体制



●上尾市総合計画審議会

○上尾市総合計画審議会条例

昭和44年3月31日

条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、上尾市総合計画を樹立するため、上尾市総合計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、市総合計画の調整その他その実施に関し必要な調査及び審議を行うため、上尾市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市議会議員 5人以内

(2) 市政の各分野において優れた識見を有する者 10人以内

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、行政経営部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年条例第20号抄）

(施行期日)

1 この条例は、昭和47年10月1日から施行する。

附 則（昭和55年条例第13号抄）

(施行期日)

1 この条例は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第1号）

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年上尾市条例第17号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成26年条例第1号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

■上尾市総合計画審議会委員名簿

敬称略

No.	委員区分	役職	氏名
1	1号委員(市議会議員)		荒川 昌佑
2	1号委員(市議会議員)		尾花 瑛仁
3	1号委員(市議会議員)		平田 通子
4	1号委員(市議会議員)	副会長	星野 良行
5	1号委員(市議会議員)		前島 るり
6	2号委員(優れた識見)		伊波 潔
7	2号委員(優れた識見)		小山 富榮
8	2号委員(優れた識見)		鮫嶋 紀子
9	2号委員(優れた識見)	会長	平 修久
10	2号委員(優れた識見)		高橋 正一
11	2号委員(優れた識見)		田辺 勝広
12	2号委員(優れた識見)		土橋 康夫
13	2号委員(優れた識見)		細野 宏道
14	2号委員(優れた識見)		三井田 晴宏
15	2号委員(優れた識見)		村松 綾子

(任期：令和2年2月18日～令和4年2月17日)

●上尾市総合計画審議会への諮問及び答申

■諮問

上行第194号

令和2年2月18日

上尾市総合計画審議会 会長 様

上尾市長 畠山 稔

第6次上尾市総合計画（案）について（諮問）

このことについて、上尾市総合計画審議会条例（昭和44年条例第14号）第2条の規定により、下記について、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 第6次上尾市総合計画 基本構想(案) (令和3年度～令和12年度)
- 2 第6次上尾市総合計画 前期基本計画(案) (令和3年度～令和7年度)

■答申

令和3年2月9日

上尾市長 畠山 稔 様

上尾市総合計画審議会
会長 平 修 久

第6次上尾市総合計画（案）について（答申）

令和2年2月18日付け上行第194号により、本審議会に諮問された第6次上尾市総合計画基本構想（案）・前期基本計画（案）について、慎重に審議した結果、適切であると判断いたします。

なお、計画の推進に当たっては、下記の事項について留意されるよう要望します。

記

- 1 本計画を広く市民に周知するとともに、将来都市像で示された「みんなでつくる みんなが輝くまち あげお」の実現を目指し、最大限の努力をすること。
- 2 新型コロナウイルス感染症等による社会情勢の変化にも迅速かつ柔軟に対応し、計画期間中であっても必要に応じ、本計画の改訂を検討すること。
- 3 基本計画に掲げる各分野の施策は、互いに密接に関連するものがあることから、施策の推進にあたっては部局を横断し組織全体で取り組むこと。

● 上尾市総合計画策定委員会

○ 第6次上尾市総合計画策定委員会設置規程

平成30年10月22日

訓令第3号

(設置)

第1条 第6次上尾市総合計画(次条において「総合計画」という。)の策定を計画的かつ円滑に行うため、第6次上尾市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合計画の策定及び総合調整に関すること。
- (2) その他総合計画の策定に関し必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員13人をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、行政経営部長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員会を組織する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員会を組織する者(議長を除く。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の関係者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、市長から要求があったとき、又は必要があると認めるときは、委員会における調査審議の状況を市長に報告するものとする。

(幹事会)

第8条 委員会に、委員会の会議に付議する事案についてあらかじめ調査審議するため、第6次上尾市総合計画策定幹事会(以下「幹事会」という。)を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、行政経営部次長(行政経営部次長が複数いる場合にあっては、行政経営部行政経営課の分掌する事務を所掌する行政経営部次長)の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者(前項の規定により幹事長に充てられている者を除く。)をもって充てる。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、及び主宰する。
- 6 第6条の規定は、幹事長について準用する。

(庶務)

第9条 委員会及び幹事会の庶務は、行政経営部行政経営課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、幹事会の運営に関し必要な事項は幹事長が、それぞれ定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この訓令は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成31年4月22日市・消本・水事・議会・教委訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

教育長 市長政策室長 総務部長 子ども未来部長 健康福祉部長 市民生活部長 環境経済部長 都市整備部長 上下水道部長 消防長 議会事務局長 教育委員会事務局教育総務部長 教育委員会事務局学校教育部長
--

別表第2 (第8条関係)

市長政策室次長 行政経営部次長 総務部次長 子ども未来部次長 健康福祉部次長 市民生活部次長 環境経済部次長 都市整備部次長 上下水道部次長 消防本部次長 議会事務局次長 教育委員会事務局教育総務部次長 教育委員会事務局学校教育部次長

●第6次上尾市総合計画策定プロジェクト・チーム

○第6次上尾市総合計画策定プロジェクト・チーム設置規程

平成30年11月28日
訓令第10号

(設置)

第1条 第6次上尾市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に当たり、その案を作成するため、上尾市組織規則（昭和59年上尾市規則第11号）第6条第1項の規定に基づき、第6次上尾市総合計画策定プロジェクト・チーム（以下「チーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 チームは、総合計画の案の作成に関し必要な次に掲げる事務を行う。

- (1) 本市の基本的な課題の検討に関すること。
- (2) 施策及びその事例の調査研究に関すること。
- (3) 基礎資料の収集に関すること。
- (4) 各部の所管事項に係る連絡調整に関すること。

(構成)

第3条 チームは、リーダー1人、サブ・リーダー1人及びメンバー10人をもって構成する。

(職務従事の形態)

第4条 リーダー、サブ・リーダー及びメンバーは、現所属のまま、必要の都度チームの事務に従事するものとする。

(幹事会への報告)

第5条 チームは、総合計画の案を作成したときは、その内容を第6次上尾市総合計画策定委員会設置規程（平成30年上尾市・上尾市消防本部・上尾市水道事業・上尾市議会・上尾市教育委員会訓令第3号）第8条第1項の第6次上尾市総合計画策定幹事会（以下この条において「幹事会」という。）に報告しなければならない。

- 2 チームは、幹事会の要求があったとき、又は必要があると認めるときは、総合計画の案の作成に関しその進捗状況を幹事会に報告するものとする。
- 3 前2項の規定による報告の結果に基づき、幹事会がチームに対し総合計画の案の内容に関し指示を行ったときは、チームは、当該指示に関する事項について調査検討を行い、その結果を再度幹事会に報告しなければならない。

(関係機関等との協議)

第6条 チームは、その業務の遂行に当たり、関係者及び関係機関と協議することができる。

(協力要請)

第7条 チームは、その業務の遂行上必要があるときは、関係機関に対し、資料の提出その他必要な協力を要請することができる。

(庶務)

第8条 チームの庶務は、行政経営部行政経営課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、リーダーが定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
(この訓令の失効)
- 2 この訓令は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

■第6次上尾市総合計画策定プロジェクト・チーム名簿

No.	部名	課名	職名	氏名	備考
1	市長政策室	広報広聴課	主幹	永澤 誠	リーダー
2	行政経営部	施設課	主任	鈴木 彰	
3	総務部	総務課	主任	大橋 直哉	
4	子ども未来部	保育課	主任	鈴木 陽典	
5	健康福祉部	障害福祉課	主任	吉岡 明日香	
6	市民生活部	保険年金課	主任	野澤 沙織	
7	都市整備部	都市計画課	主査	松本 慶多	サブ・リーダー
8	上下水道部	経営総務課	主任	林 健太郎	
9	消防本部	消防総務課	主任	田中 大	
10	教育総務部	原市公民館	主任	細井 のり子	
11	教育総務部	図書館	主任	石川 沙希子	
12	学校教育部	指導課	主任	野間 衣里	

(機構順)

● あげお未来創造市民会議

○ あげお未来創造市民会議委員設置要綱

平成31年4月2日
市長決裁

(設置)

第1条 第6次上尾市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し、市民の意見、要望等を取り入れ、それらを総合計画に反映させるため、あげお未来創造市民会議委員（以下「委員」という。）を置く。

(職務)

第2条 委員は、総合計画を構成する基本構想及び基本計画について、総合的な観点から意見を述べ、提案を行うほか、総合計画の策定に関し必要と認める職務を行うものとする。

(定数)

第3条 委員の定数は、30人以内とする。

(委嘱)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市内の公共的団体に属する者で、当該公共的団体の推薦するもの
- (2) 市政の各分野において豊富な活動経験を有する者
- (3) 市政について関心を有する者で、公募により選考されたもの

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

■あげお未来創造市民会議委員名簿

50音順 敬称略

No.	区 分	氏 名
1	公募	飯塚 純
2	公共的団体の推薦するもの	市倉 育江
3	公共的団体の推薦するもの	伊原 広茂
4	公共的団体の推薦するもの	大木 晴夫
5	公共的団体の推薦するもの	大澤 サユリ
6	公募	大塚 常司
7	公共的団体の推薦するもの	岡部 千里
8	公共的団体の推薦するもの	小川 和男
9	公共的団体の推薦するもの	小川 早枝子
10	公共的団体の推薦するもの	河原塚 透
11	豊富な活動経験を有する者	木村 功一 ※1
12	公共的団体の推薦するもの	桐原 陽子
13	公共的団体の推薦するもの	小島 勝
14	公募	小牟田 健治
15	公共的団体の推薦するもの	鈴木 靖代
16	公共的団体の推薦するもの	関本 正弘
17	公共的団体の推薦するもの	高橋 雅之
18	公共的団体の推薦するもの	竹村 絵里
19	公共的団体の推薦するもの	○刀根 正克
20	公募	中澤 正俊
21	公共的団体の推薦するもの	野田 紘良 ※1
22	公共的団体の推薦するもの	横堀 鶴雄 ※2
23	豊富な活動経験を有する者	能登 貢
24	公共的団体の推薦するもの	萩原 和也
25	公共的団体の推薦するもの	本城 文夫
26	公募	増田 澄雄
27	公共的団体の推薦するもの	的場 保子
28	豊富な活動経験を有する者	宮田 敬生
29	公共的団体の推薦するもの	◎矢島 通夫
30	公共的団体の推薦するもの	山尾 三枝子
31	公共的団体の推薦するもの	山口 直

(◎は委員長 ○は副委員長)

※1 第6回市民会議まで委員

※2 第7回市民会議から委員

● 策定経過概要

○ 調査・組織別策定経過

市民意識調査	時 期：平成30（2018）年11月15日～11月30日 調 査 対 象：無作為抽出による18歳以上の市民3,000人 有効回収数：1,694票 有効回収率：56.5%
第6次上尾市総合計画 に係る基礎調査	時 期：令和元（2019）年5月～令和2（2020）年8月 方 法：○人口・世帯の動向、将来人口の推計、産業の動向について分析 ○第5次上尾市総合計画の達成状況調査
街づくり市民アンケート	時 期：令和元（2019）年8月19日～8月31日 調 査 対 象：市内在住の18歳以上の市民1,600人 有効回収数：261人 有効回収率：16.3%
総合計画・都市計画マスタープラン策定に関する 地区別市民検討会（市内 6地区合同開催）	実 施 日 時：令和元（2019）年9月19日 場 所：上尾市役所7階大会議室 参 加 者：55人 【内訳】 ・上尾地区16人 ・平方地区 6人 ・原市地区 8人 ・大石地区10人 ・上平地区 9人 ・大谷地区 6人
市民コメント	時 期：令和2（2020）年11月30日～12月25日 方 法：市広報誌や市ホームページを通じて意見を募集 提案件数 7人 40件
あげお未来創造市民会議	構 成：一般市民公募及び推薦者30人 期 間：令和元年5月～令和2年8月 計15回開催 内 容：基本構想、基本計画への提案の検討（グループ討議）
総合計画策定 プロジェクト・チーム	構 成：主幹職から主任職12人 期 間：平成31（2019）年1月～令和2（2020）年1月 計9回開催 内 容：○第6次上尾市総合計画策定に関し必要な事項の調査・検討 ○あげお未来創造市民会議での共同議論
総合計画策定幹事会	構 成：各部次長など16人 期 間：平成30（2018）年10月～令和3（2021）年1月 計9回開催 内 容：第6次上尾市総合計画に関する調査・検討
総合計画策定委員会	構 成：副市長以下、部長など15人 期 間：平成30（2018）年11月～令和3（2021）年1月 計8回開催 内 容：第6次上尾市総合計画に関する調査・検討を行い、第6次上尾市 総合計画案を策定
総合計画審議会	構 成：市議会議員および推薦者15人 期 間：令和2（2020）年2月～令和3（2021）年2月 計7回開催 内 容：第6次上尾市総合計画案について審議 ・令和2（2020）年2月18日（諮問） ・令和3（2021）年2月9日（答申）
市議会	令和3年3月定例会に議案提出

○年度別策定経過

■平成30（2018）年度

10月	・第6次上尾市総合計画策定幹事会を設置
11月	・市民意識調査の実施 ・第6次上尾市総合計画策定委員会を設置
1月	・第6次上尾市総合計画策定プロジェクト・チームを設置

■平成31（2019）年度

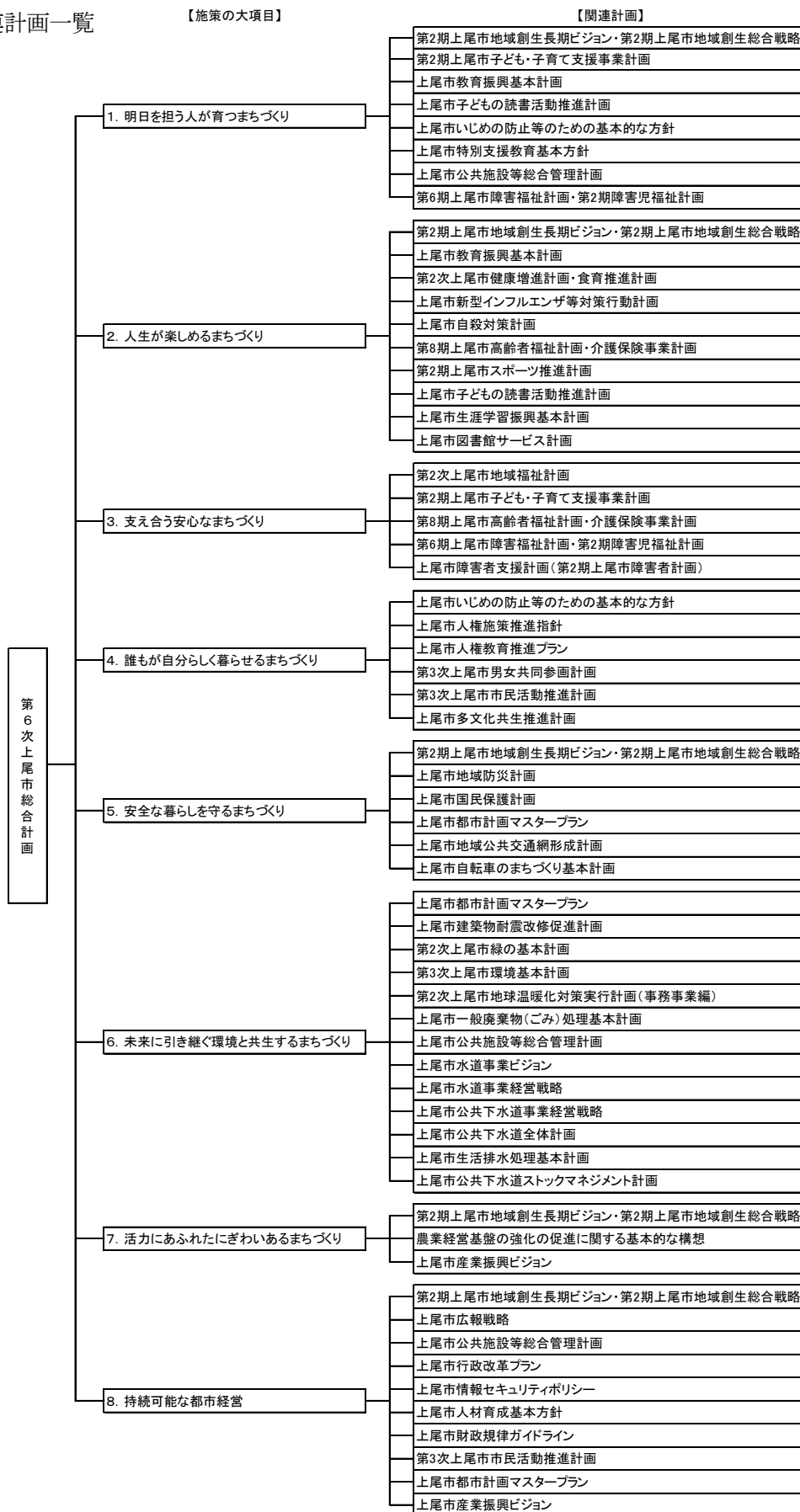
5月	・第6次上尾市総合計画策定に係る基礎調査の実施 ・第1回あげお未来創造市民会議（委嘱・概要説明）
6月	・第2回あげお未来創造市民会議（望ましい上尾の姿の検討①）
7月	・第3回あげお未来創造市民会議（望ましい上尾の姿の検討②）
8月	・第4回あげお未来創造市民会議（将来都市像・基本理念の検討）
9月	・総合計画・都市計画マスタープラン策定に関する地区別市民検討会（市内6地区合同開催） ・第5回あげお未来創造市民会議（まちづくりの基本方向の検討）
11月	・第6回あげお未来創造市民会議（施策に対する意見検討①） ・第7回あげお未来創造市民会議（施策に対する意見検討②）
12月	・第8回あげお未来創造市民会議（施策に対する意見検討③）
1月	・第9回あげお未来創造市民会議（施策に対する意見検討④）
2月	・第10回あげお未来創造市民会議（施策に対する意見検討⑤） ・第1回総合計画審議会（委嘱・諮問・策定に当たっての概要説明）
3月	・第11回あげお未来創造市民会議（施策に対する意見検討⑥）【書面開催】

■令和2（2020）年度

5月	・第12、13回あげお未来創造市民会議（提言書の検討①②）【書面開催】 ・第2回総合計画審議会（基本構想案、基本計画の体系と構成の審議）【書面開催】
7月	・第3回総合計画審議会（現況と課題、施策の審議①） ・第4回総合計画審議会（現況と課題、施策の審議②） ・第14回あげお未来創造市民会議（提言書提出に向けた準備）
8月	・第15回あげお未来創造市民会議（提言書の発表・提出） ・第5回総合計画審議会（現況と課題、施策の審議③）
11月	・第6回総合計画審議会（総合計画案の審議） ・市民コメントの実施
2月	・第7回総合計画審議会（総合計画案・答申案の審議） ・総合計画審議会（答申） ・上尾市議会3月定例会に議案提出

● 関連計画の概要

○ 関連計画一覧



関連計画名	関連施策	計画開始年度	計画終了年度	計画の概要
第2期上尾市地域創生長期ビジョン・第2期上尾市地域創生総合戦略	施策 1-1 結婚・出産・子育て支援 施策 1-2 教育 施策 2-1 健康 施策 5-1 防災 施策 5-3 交通 施策 7-1 産業 施策 7-2 労働環境 施策 8-1 情報発信・公開	令和3年度	令和7年度	第2期上尾市地域創生長期ビジョンは、本市における人口の現状を分析し、人口の将来展望を示す長期的なビジョンであり、第2期上尾市地域創生総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づき、第2期上尾市地域創生長期ビジョンを踏まえ、特に人口減少の緩和に貢献しうるものや、短期間に集中的に推進することが特に必要かつ有効と考えられる施策をまとめた計画です。
第2期上尾市子ども・子育て支援事業計画	施策 1-1 結婚・出産・子育て支援 施策 1-3 青少年 施策 3-1 生活福祉 施策 3-3 障害者福祉	令和2年度	令和6年度	本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画、並びに母子の健康づくりに係る母子保健計画を一体のものとして策定したものです。5年ごとに計画の見直しを行います。
上尾市教育振興基本計画	施策 1-2 教育 施策 2-1 健康 施策 2-2 学び・創造	令和3年度	令和7年度	本市の教育の課題を整理し、これを踏まえた上で、教育の基本的考え方をまとめ、それに沿った教育振興に係る各種施策を盛り込んだ計画です。 学校教育だけでなく、生涯学習からスポーツ振興、図書館サービスも含めた本市の教育に関する総合的な計画となります。
上尾市子どもの読書活動推進計画	施策 1-2 教育 施策 2-2 学び・創造	令和3年度	令和7年度	すべての子どもが、自主的に読書活動を行えるよう環境づくりを進め、学校や地域、図書館などが連携し、社会全体で子どもの読書活動を推進できるように、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、策定する計画です。
上尾市いじめの防止等のための基本的な方針	施策 1-2 教育 施策 4-1 人権・男女共同参画・平和	平成25年度		国のいじめ防止対策推進法に基づき、いじめ問題の克服に向け、国・県・市・学校・家庭・地域が連携し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定したものです。
上尾市特別支援教育基本方針	施策 1-2 教育	平成24年度		障害の有無にかかわらず、全ての児童生徒が共に学ぶ機会を保障し、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築の推進を具現化するために策定したものです。
上尾市公共施設等総合管理計画	施策 1-2 教育 施策 6-4 上下水道 施策 8-2 行政運営	平成28年度	令和37年度	市の保有する公共建築物（ハコモノ）及び都市基盤施設（インフラ）に関するマネジメントの基本方針で、国のインフラ長寿命化基本計画における行動計画に位置付けられるものです。

関連計画名	関連施策	計画開始年度	計画終了年度	計画の概要
第6期上尾市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画	施策 1-2 教育 施策 3-1 生活福祉 施策 3-3 障害者福祉	令和3年度	令和5年度	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項の規定に基づく市町村障害福祉計画、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく市町村障害児福祉計画として、障害者及び障害児が自立した日常生活及び社会生活を営むため、必要な福祉サービスや相談支援等が計画的に提供できるよう必要量を見込んだものです。
第2次上尾市健康増進計画・食育推進計画	施策 2-1 健康	令和2年度	令和6年度	市民が生涯にわたり健康でいきいきと暮らすための環境づくりを目指すとともに、がん予防対策、生活習慣病対策、精神保健、歯科口腔保健、食育などへの取組を強化し、各分野の目標値の他に、共通目標として、「健康寿命の延伸」を掲げ、推進していく計画です。
上尾市新型インフルエンザ等対策行動計画	施策 2-1 健康	平成21年度		国や県のインフルエンザ行動計画との整合性を保ちつつ、本市の新型インフルエンザに対する、基本的な取組方法や組織体制、情報収集、情報提供などについて定めたものです。
上尾市自殺対策計画	施策 2-1 健康	平成31年度	令和5年度	自殺対策基本法第13条第2項の規定により、本市における実情を勘案して策定した自殺対策についての計画です。
第8期上尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	施策 2-1 健康 施策 3-1 生活福祉 施策 3-2 高齢者福祉	令和3年度	令和5年度	高齢者福祉計画は、老人福祉法の規定に基づき、全ての高齢者を対象とした老人福祉事業全般に関する施策を示すものです。介護保険事業計画は、介護保険法の規定に基づき、給付対象となるサービスの充実と円滑な運営を示すものです。
第2期上尾市スポーツ推進計画	施策 2-1 健康	令和3年度	令和7年度	「健康で活力に満ちたスポーツ活動の推進」を基本理念とし、スポーツを「する」機会だけでなく、「みる」「ささえる」機会を提供することにより、市民の誰もがスポーツに親しめる環境づくりを推進するものです。
上尾市生涯学習振興基本計画	施策 2-2 学び・創造	令和3年度	令和7年度	生涯学習を推進するために、効果的・体系的な施策・事業を具現化するための計画です。
上尾市図書館サービス計画	施策 2-2 学び・創造	令和3年度	令和7年度	「くらしに役立ち、市民とともに歩む図書館」として、これからの図書館サービスや運営についての方向を示すための計画です。
第2次上尾市地域福祉計画	施策 3-1 生活福祉	平成29年度	令和3年度	社会福祉法第107条に基づき、市として地域福祉を推進していくための理念や仕組みをつくる計画であり、市の将来を見据えた地域福祉の在り方や推進に向けての基本的な方向を定める計画です。

関連計画名	関連施策	計画開始年度	計画終了年度	計画の概要
上尾市障害者支援計画 (第2期上尾市障害者計画)	施策3-1 生活福祉 施策3-3 障害者福祉	平成30年度	令和5年度	障害者基本法第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画として、障害者の自立と社会参加を支援し、障害のある人が社会の一構成員として障害のない人と分け隔てられることなく、地域の中で共に育ち、学び、生活し、働き、活動できるよう各種支援策を位置付けたものです。
上尾市人権施策推進指針	施策4-1 人権・男女共同参画・平和	平成15年度		人権が尊重される差別のないまちづくりの実現を目指して、人権の理念と重点的な施策及び全庁的な推進体制を定めた本市の基本的な指針です。
上尾市人権教育推進プラン	施策4-1 人権・男女共同参画・平和	平成18年度		全ての市民がお互いの人権を尊重しながら、共に生きる社会を実現することを目指すとともに、さまざまな人権課題の解決を図るため、学校、家庭、地域社会を通じて、広く市民に人権教育を推進するために策定したものです。
第3次上尾市男女共同参画計画	施策4-1 人権・男女共同参画・平和	令和3年度	令和7年度	男女共同参画社会基本法第14条第3項及び「上尾市男女共同参画推進条例」第9条第1項の規定に基づき、本市における男女共同参画社会の推進に向けての基本施策を示したものです。
第3次上尾市市民活動推進計画	施策4-2 コミュニティ・多文化共生 施策8-4 協働	平成31年度	令和5年度	市民活動を推進し、市民、市民活動団体と行政との協働を進めるための各種施策を位置付けた計画です。
上尾市多文化共生推進計画	施策4-2 コミュニティ・多文化共生	平成24年度	令和3年度	国籍や民族を超えて、同じ地域社会の構成員として協働する地域づくり、そのための環境づくりを推進するための関連施策を示した計画です。
上尾市地域防災計画	施策5-1 防災	平成27年度		災害対策基本法第42条の規定により、市内地域の災害について、国の防災基本計画、埼玉県地域防災計画に基づき、市民の生命、身体及び財産の保護に関する必要事項を定めるため、上尾市防災会議が平成27年3月に策定した計画です。
上尾市国民保護計画	施策5-1 防災	平成19年度		国民保護に関する実施体制、住民避難や救援などに関する事項及び備えておくべき物資や訓練などに関する事項を定めた計画です。

関連計画名	関連施策	計画開始年度	計画終了年度	計画の概要
上尾市都市計画マスタープラン	施策 5-1 防災 施策 5-3 交通 施策 6-1 住環境 施策 6-2 環境 施策 6-3 道路・河川 施策 6-4 上下水道 施策 8-5 土地利用	令和 3 年度	令和 12 年度	都市計画法に基づき上尾市における都市計画の基本方針を定めたものです。土地利用や都市基盤整備等の方針を定めており、都市整備事業の基本となっています。
上尾市地域公共交通網形成計画	施策 5-3 交通	平成 27 年度		地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 5 条に基づき、上尾市の持続可能な地域公共交通の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画です。
上尾市自転車のまちづくり基本計画	施策 5-3 交通	平成 26 年度	令和 5 年度	「自転車のまち“あげお”」の実現を目指し、基本となる 3 つの目標・ビジョンと、重点的に取り組む事業を定めた計画です。
上尾市建築物耐震改修促進計画	施策 6-1 住環境	令和 3 年度	令和 7 年度	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、市民などの生命と財産を守るため、地震による被害の低減を目指し、市内の特色を十分踏まえながら効果的な施策を検討することで、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修などを計画的に促進することなどを盛り込んだ計画です。
第 2 次上尾市緑の基本計画	施策 6-1 住環境 施策 6-2 環境	令和 3 年度	令和 12 年度	緑地の適正な保全や緑化の推進を、総合的かつ計画的に実施するために、緑地の保全から公園・緑地の整備、その他の公共施設・民有地の緑化の推進まで、市民・事業者・行政が一体となって緑づくりに取り組むために策定された計画です。
第 3 次上尾市環境基本計画	施策 6-1 住環境 施策 6-2 環境	令和 3 年度	令和 12 年度	上尾市環境基本条例第 8 条第 1 項の規定により、環境基本計画を策定するものとされており、これに基づき、本市の環境の保全及び創出に関する各種施策を示した計画です。また、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 3 項に基づく上尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を包含した計画として位置付けられます。
第 2 次上尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	施策 6-2 環境	平成 28 年度	令和 3 年度	地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 2 項に基づき、上尾市役所が一事業者として、温室効果ガスの総排出量の削減に向け、地球温暖化対策を推進するための取組を示した計画です。

関連計画名	関連施策	計画開始年度	計画終了年度	計画の概要
上尾市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	施策 6-2 環境	平成 28 年度	令和 7 年度	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の規定により、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めることが義務付けられており、これに基づき、本市の一般廃棄物（ごみ）処理の中長期的な計画を定めたものです。
上尾市水道事業ビジョン	施策 6-4 上下水道	平成 28 年度	令和 7 年度	節水機器の普及や人口減少等による料金収入の減少、施設の老朽化による更新需要の増大など、水道を取り巻く厳しい社会情勢に対応し、安心・安全な水を安定的に供給するための市の水道事業に係る計画です。
上尾市水道事業経営戦略	施策 6-4 上下水道	平成 30 年度	令和 9 年度	上尾市水道事業ビジョンにおける水道事業としての事業運営方針を踏まえた、上尾市水道事業の中長期の経営の基本計画です。
上尾市公共下水道事業経営戦略	施策 6-4 上下水道	令和 3 年度	令和 12 年度	施設の老朽化に伴う更新需要の増大、人口減少に伴う使用料収入の減少等により経営環境が厳しさを増すことが予想される中、将来にわたり安定的に事業を継続していくための、上尾市公共下水道事業の中長期的な経営の基本計画です。
上尾市公共下水道全体計画	施策 6-4 上下水道	平成 22 年度	令和 6 年度	荒川左岸南部流域下水道の全体計画が平成 21 年度に見直されたことに伴い、これに整合を図るべく、本市の汚水及び雨水の全体計画を見直し、効率的な下水道事業の進展を図るため策定されたものです。
上尾市生活排水処理基本計画	施策 6-4 上下水道	平成 31 年度	令和 7 年度	水質の保全、改善及び生活環境の向上を目的として公共下水道や合併浄化槽などの整備を経済的かつ効率的に実施していくための計画です。
上尾市公共下水道ストックマネジメント計画	施策 6-4 上下水道	令和 3 年度		下水道施設の老朽化に伴う事故等の未然防止及びライフサイクルコストの最小化を図ることを目的として、施設の点検・調査に基づき、「長寿命化対策」を含めた計画的な改築等に関し、内容や時期等を定めたものです。
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	施策 7-1 産業	平成 7 年度		市町村が地域において育成すべき農業経営の規模と数の目標等を定め、これを目指そうとする農業者を認定し、農用地の利用をはじめ経営改善に向けた手助けを行うことを目的とし策定した基本構想となります。

関連計画名	関連施策	計画開始年度	計画終了年度	計画の概要
上尾市産業振興ビジョン	施策 7-1 産業 施策 7-2 労働環境 施策 8-5 土地利用	平成 26 年度		人口減少や少子高齢化に伴い、労働力人口や税収の減少が予想される中、事業者や行政、産業関連団体、市民が一体となって、本市が持つ既存の資源を十分に活用し、地域産業の活性化を図るとともに、地域内外との連携による新たな資源の創出や地域経済の拡大を図ることが重要であるとして、産業振興における将来像や基本方針、進むべき方向性を示したものです。
上尾市広報戦略	施策 8-1 情報発信・公開	令和 3 年度	令和 7 年度	シティセールス情報に加え、多岐にわたる市政情報も効果的に発信することが可能となるよう定めた、情報発信に関する総合的かつ戦略的な指針です。
上尾市行政改革プラン	施策 8-2 行政運営	令和 3 年度	令和 7 年度	生産年齢人口の減少により、税収の増加が見込めない一方で、高齢化による扶助費の増加が見込まれる中、市民が今後も安心して住み続けたいと思える行政運営とするため、「コスト削減」のみならず、「行政サービスの向上」や新たな技術を活用した「スマート自治体」に重点を置き、「持続可能な行政運営」を目指す取組を定めたものです。
上尾市情報セキュリティポリシー	施策 8-2 行政運営	平成 15 年度		情報セキュリティ（情報漏えいやウイルス感染の防止等）に関する組織の規定であり、セキュリティ対策の基本的な考え方や具体的なルールを網羅的に定めたものです。随時見直しを行い、必要な改正を行います。
上尾市人材育成基本方針	施策 8-2 行政運営	令和 3 年度	令和 7 年度	「職員」＝「人材」として捉えながら、「求められる職員像」や「求められる能力」を明確化することで、職員自身の意識改革や意欲の向上を図り、計画的な人材育成や主体的な能力開発を進めるための方針です。
上尾市財政規律ガイドライン	施策 8-3 財政運営	平成 26 年度		第 6 次上尾市総合計画と連動し、本計画で定める「財政運営」の進捗を図るべく、予算編成及び予算執行を含めた財政運営全般に関する施策の基本となる事項等を定めるだけでなく、市の各実施計画を策定する上で財政的な指針としての性格を有する方針です。

●用語解説

用語	解説	ページ
〔あ〕		
IoT	Internet of Things（モノのインターネット）の略で、さまざまな物がインターネットにつながり、相互に情報交換や制御ができる仕組みのこと。	P17
ICT	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、ITに通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉で、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現。	P17、P19、P24、P32、P50、P51、P52、P108、P109
アウトリーチ	援助が必要な人々に対して、公的機関や施設が対象者の居る場所に出向いて、積極的な働き掛けを行うこと。	P50、P54
上尾市企業立地推進連絡会議	企業からの立地に関する要望及び提案に係る協議に関することなど、企業立地の推進について迅速かつ適正な対応を図ることを目的に設置した市の関係部署で構成する連絡会議。	P116
上尾市街づくり推進条例	身近な地区の土地利用に関するルール作りや快適な住環境の整備等を、協働により実現するための仕組みを規定する条例。上尾市都市計画マスタープランの方針に沿った街づくりを、市民、事業者及び市の協働により実現することを目的としている。	P89
あげおワールドフェア	外国人市民と参加者が交流することで相互理解を深め、それぞれの地球市民意識を高めることを目的として、市内にいるさまざまな国と地域の人々が集まる国際交流イベント。	P76
AGECO style	平成 28 年度よりあげおで行う環境やエコな取組を総称して「AGEO（あげお）×「ECO（エコ）」で「AGECO（あげこ）」とブランド化し、身近にできることを取り組みながら、市内でエコな暮らし方を楽しめるように施策を推進するもの。	P92、P93
アッピー元気体操リーダー	65 歳以上の市民を対象にした介護予防（転倒予防と体力づくり）事業である「アッピー元気体操」を運営する市民ボランティアの総称。	P22
RPA	Robotic Process Automation（業務効率化ソフトウェアロボット）の略。職員などがパソコン等を用いて行う一連の作業を自動化すること。	P17、P109
いきいきクラブ	かつての「老人クラブ」と同じ内容で、地域を基盤とする高齢者の健康・生きがいづくり、仲間づくりを進める組織のこと。	P58
イノベーション	モノや仕組みなどに対して、従来とは異なる全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、大きな変化を起こすこと。	P17
医療的ケア児	人工呼吸器を装着している障害児や、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児のこと。	P47、P69
インクルーシブ教育	障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等を行う教育。	P50、P133
インフラ	インフラストラクチャーの略。都市の基盤となる公共施設のうち、人々の暮らしや生活を支える道路、橋りょうなどの交通施設や公園、上下水道などの施設の総称。	P13、P14、P18、P38、P80、P105、P110、P116、P133
AI	Artificial Intelligence（人工知能）の略。これまで人間にしかできなかった知的な行為を、人工的に作り出す技術。	P2、P17、P24、P109

用語	解説	ページ
AED	Automated External Defibrillator（自動体外式除細動器）の略。突然の心停止のうち、心室細動など重症不整脈に対し、心臓に電気ショックを与える医療機器。	P86
SNS	Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。オンライン上で利用者同士が互いにコミュニケーションを取ることができるサービス。代表的なものに、Facebook、Twitter、LINE などがある。	P16、P51、P61、P72、P79、P82、P106
SDGs	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて採択され、令和 12（2030）年までに国際社会全体が取り組む開発目標。「誰一人取り残さない」世界を目指し、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されている。	P2、P17、P18、P40、P42、P91、P109
NPO	Non-Profit Organization（非営利団体）の略。ボランティア活動や公益的な事業を実施する法人で、収益を構成員に分配せず活動する民間の組織。	P17、P114
エンパワーメント	社会的集団や組織を構成員している一人一人が、改革や発展に必要な力をつけるという言葉の意味。女性の権利獲得運動のなかで使われるようになった。	P18、P73
オープンイノベーション	積極的に組織内部と外部のノウハウやアイデアなどの資源を募集・集約・公開し、あらゆる枠組みを超えて革新的なものなどを創出するきっかけづくりを行うこと。	P12
オープンスペース	都市や敷地内にある空地・空間のこと。公園・緑地など建造物が建っていない空間や、マンションやビルの敷地内にある植栽や歩道が整備された空間などを指す。	P80、P89
オープンデータ	国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるように、公開されたデータ。	P17、P107
温室効果ガス	地表から宇宙へ放出される赤外線を吸収して熱に変え、地球の気温を上昇させる効果を有する気体の総称。代表的なものに二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、一酸化二窒素（N ₂ O）等がある。これらの排出には人間の生活・生産活動が大きく関与している。	P23、P91、P136
〔か〕		
街区公園	主として街区内に居住する人の利用に供することを目的とする公園で、1 か所当たり面積 0.25ha を標準とする。	P89
学校応援団	学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備などについてボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。	P52
合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽。従来のし尿のみを処理する単独浄化槽に比べて、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。	P90
環境配慮活動	環境負荷の低減のため、環境に配慮して自発的に行う生活行動、購入行動、交通行動、環境保全活動等のこと。	P93
GIGA スクール	Global and Innovation Gateway for All の略。多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、子どもたち一人一人に公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育 ICT 環境の実現に向けた取組。	P51
基幹相談支援センター	地域全体の相談支援の質の向上を図るための業務を実施する地域における障害者相談支援の中核的な役割を担う機関。	P69
協働のまちづくり推進事業	市との協働によるまちづくりの規範となる事業を展開する市民活動団体への補助事業。	P113、P114、P149

用語	解説	ページ
空閑地	休耕畑地その他の空き地を市が借り受け、これを効率的に利用することにより、地域環境の保全並びに地域住民の福祉及び体力の向上を目的に活用する用地をいう。	P80
刑法犯認知件数	刑法犯とは、刑法等の法律に規定されている犯罪（道路上の交通事故に係る犯罪等を除く）で、殺人・強盗・放火・窃盗・詐欺などの犯罪が該当する。認知件数とは、警察において発生を認知した犯罪の件数である（犯罪発生件数ではない）。	P81
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）をすることができる人のことで、いわば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。	P57
公園管理協定	地域に密着し、親しみのある公園環境になるように、地域の人たちに簡易な管理作業を行ってもらうために締結する協定。	P89
公共施設マネジメント	地方公共団体が保有している公共施設について、行財政運営と連携し、経営的視点で総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する仕組み。	P32、P38、P95、P105、P110、P111
合計特殊出生率	15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。	P22、P28
広聴	住民の行政に対する意見、要望などを聴くこと。	P38、P105、P107
国内総生産	国内で一定期間内に生産されたモノやサービスの付加価値の合計額のこと。	P19
子ども家庭総合支援拠点	子どもとその家庭、妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う機関のこと。	P47
子ども支援ネットワーク	虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や早期対応を図るために、子どもに関わる26団体で構成する要保護児童対策地域協議会。	P48
コーディネーター	企業経営に必要な専門的知識と実践経験を備えた専門家集団のこと。それぞれの企業に相応しいアプローチで、経営課題の解決や企業価値の向上を図る伴走型支援を主な取組としている。	P101
コミュニティ・スクール	学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む仕組みのこと。学校に保護者や地域住民などで構成される学校運営協議会の組織をおき、学校運営への参画や支援・協力により、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組んでいる。	P52
コンパクトシティ	郊外への市街地の拡大を抑制し、中心市街地の活性化を図るため、生活に必要な諸機能が近接した、効率的で持続可能な都市。もしくはそれを目指した都市政策。	P88
コンパクト・プラス・ネットワーク	住宅や生活関連サービス施設などがまとまって立地し、住民が徒歩や自転車、公共交通でこれらの施設に容易にアクセスできるまちづくりの概念。	P29、P84、P116
コンプライアンス	企業や組織が法令や倫理といった社会的規範やルールを守って事業を遂行することを意味する言葉。	P24、P109
〔さ〕		
災害用マンホールトイレ	震災による断水で水洗トイレが使用できない場合に備えて、避難場所等に公共下水道と直結した排水管とマンホールを設置し、被災時には、そのマンホールの上に仮設トイレを組立・設置し、公共下水道に汚物を直接流して使用するもの。	P79
サテライトオフィス	企業または組織・団体の本拠地から離れたところに設置されたオフィスのこと。本拠地を中心として、惑星を周回する衛星のように存在するオフィスとの意から命名された。	P17

用語	解説	ページ
サードプレイス	家庭や職場（学校）でもない第3の場所として、義務や必要性に捉われず、趣味や息抜きをするために自ら進んでいく、自分自身にとって最も心地の良いときを過ごすことができる居場所を指す言葉。	P60
シェアリングエコノミー	場所・乗り物・お金・モノなど、個人が保有する遊休資産（スキルのような無形のものも含む）について、インターネットを通じて個人間で売買・交換することを主軸とした経済活動。	P17
市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。	P89、P92、P116
市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域であり、開発行為は原則として抑制される区域。	P116
自主防犯ボランティア団体	防犯活動を行うために地域住民や有志のボランティアが集まった団体のことをいう。	P82
シティズンシップ教育	社会の一員として自立し、権利と義務の行使により、社会に積極的に関わろうとする態度を身に付けるために行われる社会形成・社会参加に関する教育。	P50
シティセールス	まちの魅力を市内外にアピールし、人や企業に関心を持ってもらうことで、定住や企業誘致を図る取組のこと。	P21、P107、P138
市民コメント制度	市の総合的な構想や計画などの策定に当たり、その案を公表し、意見を募集した上で、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表するとともに、市民の意見を政策などに反映させる制度。	P107
障害者生活支援センター	障害者や障害児の保護者からの相談に応じ、必要な情報提供や援助を実施する機関のこと。	P69
小中一貫教育	生徒指導、学習指導等で、小学校・中学校の9年間の目標等を共有し、系統立てた指導を行う取組。	P52
食生活改善推進員	保健センターを活動拠点として、生活習慣病予防や子どもから高齢者までの食育など、食事作りを通して地域住民の健康作りのお手伝いをする人のこと。	P22、P58
スクール・ソーシャルワーカー	社会福祉の専門的な知識・技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学級、地域の関係機関につなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。	P50
スポーツ推進委員	市町村におけるスポーツ推進のため、スポーツ推進事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行う非常勤職員。	P58
スマートシティ	IoT（Internet of Things：モノのインターネット）の先端技術を用いて、基礎インフラと生活インフラ・サービスを効率的に管理・運営し、環境に配慮しながら、人々の生活の質を高め、継続的な経済発展を目的とした新しい都市のことをいう。	P88
生産緑地	生産緑地法に基づき、農林業と調和した良好な都市の形成を図ることを目的として、緑地の機能及び多目的保留地機能を有する500㎡以上の市街化区域内農地を保全するため、市が都市計画に定める緑地をいう。	P92
Society 5.0	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指す。IoTやAIの活用により、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題克服や、新たな価値の創造が期待される。	P17、P50、P51、P60、P108

用語	解説	ページ
ソーシャル ディスタン ス	新型コロナウイルス感染防止対策として、対人距離を一定以上確保すること。	P19
ソーシャル メディア	インターネット上で展開される情報媒体で、個人による情報発信や個人間のコミュニケーション、人の結びつきを利用した情報流通などといった社会的な要素を含んだもの。	P106、P107
〔た〕		
体験農園	農地を区画貸しする従来型の市民農園とは異なり、農家が農業経営の一環として開設する市民農園で、利用者に播種から収穫まで連続した農作業を指導し、体験してもらうタイプの農園。	P101
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。	P23、P36、P40、 P71、P75、 P76、P132、 P135、P147
地域子育て 支援拠点	乳幼児とその保護者を対象に、親子の居場所確保や子育ての支援を行うため、交流の場の提供、子育てに関する相談や援助、情報提供、講習等を行う施設（場所）。	P47
地域包括ケ アシステム	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスが、包括的に日常生活圏域で提供される体制のこと。	P35、P63、P66、 P67
地区計画	「地区」を一体的な街づくりの区域として設定し、住民の意向に配慮して街づくりの方針や道路・公園等の施設のほか、建築物等に関して必要な事項を定めたもので、地区レベルの街づくりを進めるためのもの。	P88、P148
地区公園	主として徒歩圏内に居住する人の利用に供することを目的とする公園で、1か所当たり面積4haを標準とする。	P89
地産地消	地域で生産されたものをその地域内で消費する取組。	P12、P101
中小企業サ ポート事業	中小企業支援に対する専門的な知識と経験を有するコーディネーターが市内企業を訪問し、企業が抱える課題について、さまざまな機関と連携しながら、解決に向けたサポートを行う事業。	P101
昼夜間人口 比	常住地による人口（夜間人口）を100とした時の昼間人口の比率を指す。昼間人口は夜間人口から、他の市区町村への通勤・通学者を除き、他の市区町村からの通勤・通学者を加えたもの。	P11
（施設の）長 寿命化	修繕や改修により、施設の使用期間の延伸を図る取組、又はそれによって得られる効果を指す。	P92、P133、 P137
DV	Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略。夫婦や恋人など親密な間柄で行われる暴力行為のことで、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、デジタル暴力などを指す。	P73
（地球温暖 化）適応策	地球温暖化による気候の変動やそれに伴う気温・海水面の上昇などに対して、人や社会、経済のシステムを調節することで影響を軽減させる取組のこと。浸水対策や熱中症予防などが挙げられる。	P93
テレワーク	情報通信技術を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方を指す。Tele（離れて）とWork（仕事）を組み合わせた造語で、本拠地のオフィスから離れた場所で、ICTを使って仕事をする事。	P19
都市計画道 路	都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保するため、都市計画法に基づきルートや幅員が決められている道路のこと。	P95
都市下水道	主として市街地における下水（主に雨水）を排除するために地方公共団体が管理している下水道（公共下水道及び流域下水道を除く）で、一定以上の規模で、かつ地方公共団体が指定したもの。	P37、P87、 P97

用語	解説	ページ
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、居住環境の向上、宅地の整形化による利用増進などを目的として、土地所有者等から土地の一部を提供してもらい(減歩)、それを道路や公園などの新たな公共施設として活用し、利用価値の高い整然とした市街地を整備する事業。一般公共事業のような用地買収方式ではなく、換地手法をとる。	P115、P116 P149
〔な〕		
ニート	15歳から34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者のこと。	P34、P45、P53、 P54
認知症サポーター	認知症に対する正しい知識を持ち、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする人のこと。認知症サポーター養成講座の受講が必要。	P67
ノーマライゼーション	障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。	P26、P68
〔は〕		
発達支援相談センター	本市における児童の発達支援に関する相談や通園サービスを提供するための専門機関。つくし学園と旧乳幼児相談センターが同一組織となり、通園サービス以外にも、発達支援の促進に向け、親子教室事業、発達訓練・相談事業、保育所等訪問支援事業、障害児支援利用計画作成事業等を展開している。	P47、P69
バリアフリー	障害者や高齢者等が社会生活をしていく上で、障壁(バリア)となるものを除去すること。建物内の段差の解消など物理的な障壁の除去から、より広義に障害者や高齢者等の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味で使用。	P69、P72、P89、 P95
PFI	Private Finance Initiative(民間資金等活用事業)の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。	P110
ひきこもり	さまざまな要因の結果として、社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊)を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態のこと。他者と関わらない形での外出をしている場合も含む。	P22、P34、 P45、P53、 P54
BCP	Business Continuity Planの略。企業や組織が、テロや災害などといった緊急事態の際に、損害を最小限に抑え、重要な業務が継続できる方策など記した計画のこと。	P79、P101
ビッグデータ	ある目的をもって集められた、さまざまな形式や種類の巨大で複雑なデータの集合。	P17
PDCA	Plan-計画する、Do-実施する、Check-評価する、Action-改善するという4つの手法を用いるマネジメント手法のこと。	P109、P117
PPP	Public Private Partnership(官民連携事業)の略。公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームのこと。PFIは、PPPの代表的な手法の一つである。	P110
ファミリーサポートセンター	生後4か月から小学校までの子どもがいる家庭に対し、育児の援助を受けたい人(依頼会員)と育児の援助を行いたい人(提供会員)が会員登録をし、提供会員が依頼会員の子どもを預かる等の相互援助活動を支援している。	P47
プライマリバランス	国や地方自治体などの基礎的な財政収支のこと。	P13
ふれあい広場	福祉体験や模擬店などを通して、障害を持つ人たちの自立と障害者への理解と促進、市民とのふれあいを図ることを目的に、毎年10月の第3日曜日に開催するイベント。	P69

用語	解説	ページ
フレイル	加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態。	P58
放課後児童健全育成	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に施設を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るもの。	P34、P45、P48
防災士	“自助”“共助”“協働”を原則として、社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを、日本防災士機構が認証した人。	P79
〔ま〕		
マイナポータル	政府が運営するオンラインサービスのこと。子育てや介護をはじめとする行政手続きがワンストップで行える。	P57、P108、P149
まなびすと指導者バンク	市民の生涯学習活動を支援するため、さまざまな技術・経験を持つ指導者を登録し、指導者を必要としている学習者に紹介するシステム。	P59
無形民俗文化財	文化財保護法で「衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術で、わが国の国民生活の推移の理解のために欠くことのできないもの」と規定されている文化財。	P61
メディアリテラシー	インターネットやテレビ、新聞などから得た情報を理解し、見極めるとともに、取舍選択しながら活用する能力。	P50、P51
〔や〕		
ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）。	P69
幼児教育・保育の無償化	令和元（2019）年10月1日から施行され、主に3～5歳児までの子どもがいる世帯の幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料（保育料）が無償化となる制度。	P48
用途地域	都市計画法に基づく地域地区の一種で、目指すべき市街地像に応じて用途別に分類される13種類の地域のことで、用途ごとに建築基準法で建てられる建築物が規定されている。望ましい市街地の形成を誘導するために地域指定する。	P116
幼保小の連携	幼稚園・保育園・保育所・認定こども園から小学校へ教育を系統立てて、滑らかな接続を行う取組。	P52
〔ら〕		
ライフサイクルコスト	建物がつくられてから、その役割を終えるまでにかかる費用のこと。建設費から光熱水費、点検・保守・清掃費などの維持管理費用、修繕・更新費用、解体処分費や税金・保険費用まで含む。	P97、P137
ライフステージ	人生において節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）によって区分される、暮らしや周りの環境による段階のこと。	P56、P58
ライフライン	日常生活に必要な最低限の設備やシステムのことで、電気・ガス・水道・通信・交通などのこと。	P80、P86、P96、P97
療育支援	障害児等を対象に、施設の持つ機能を生かしながら、早期発見、診断、訓練等を行うとともに、対象児の家族に対し、社会資源の活用等、適切な相談支援を行っていくこと。	P35、P63、P69
利用権設定促進事業	農業経営基盤強化促進法に基づき、農業の経営拡大を図りたい農業者が、自ら耕作できない農地所有者と農地の利用権（賃借権・使用貸借権）を設定するもので、期間満了とともに利用権は解約される。期間満了後は、両者の合意により継続することも可能となっている。	P101

用語	解説	ページ
レジリエンス	粘り強くしなやかな様子を指す言葉。一般的には、災害やシステム上の障害など予期しない出来事が起きた時に元に戻る柔軟さを表す表現で用いられる。	P23、P32
老人だんらの家	自治会、町内会が主体となって、高齢者のために一般家庭の一室、住居など、高齢者がだんらんをするのに適当な場所を確保して提供し、地域の高齢者に生きがいを与え、高齢者福祉の向上に資する施設（場所）のこと。	P58
ロックダウン	都市封鎖のこと。感染症拡大の際に、地域間を行き来する人の往來を制限する為、人々の外出や移動を制限すること。	P19
〔わ〕		
ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるようにすること。	P73

● 指標一覧

1. 明日を担う人が育つまちづくり

ページ 施策番号	施策中項目 【テーマ】	指標	現状値	目標値
P46 施策1-1	結婚・出産・ 子育て支援	年少人口	27,285人 (令和2(2020)年10月)	26,333人 (令和7(2025)年度)
P49 施策1-2	教育	学校に行くのは楽しいと答える 児童生徒の割合(%)【全国学力・ 学習状況調査】	小学校 91.6% 中学校 84.9% (平成27~31(2015~2019)年度 平均)	小学校 92.0% 中学校 85.0% (令和3~7(2021~2025)年度 平均)
P53 施策1-3	青少年	若者相談における若者本人が相 談した割合	59% (平成31(2019)年度)	65% (令和7(2025)年度)

2. 人生が楽しめるまちづくり

ページ 施策番号	施策中項目 【テーマ】	指標	現状値	目標値
P56 施策2-1	健康	健康寿命	男性 17.94年 女性 20.36年 (平成30(2018)年)	男性 19.53年 女性 21.27年 (令和7(2025)年)
P59 施策2-2	学び・創造	まなびすと指導者が実施した公 民館講座数	15講座 (平成31(2019)年度)	30講座 (令和7(2025)年度)

3. 支え合う安心なまちづくり

ページ 施策番号	施策中項目 【テーマ】	指標	現状値	目標値
P64 施策3-1	生活福祉	上尾市見守りネットワーク加入 企業数	151 (平成31(2019)年度末)	169 (令和7(2025)年度末)
		生活保護受給世帯の中学3年生 の学習支援事業利用率	21.1% (平成31(2019)年度)	60% (令和7(2025)年度)
P66 施策3-2	高齢者福祉	介護保険サービス利用者で在宅 生活をしている高齢者の割合	78.7% (平成31(2019)年度末)	79.0% (令和7(2025)年度末)
P68 施策3-3	障害者福祉	グループホームの利用定員数	210人 (令和2(2020)年度)	295人 (令和7(2025)年度)

4. 誰もが自分らしく暮らせるまちづくり

ページ 施策番号	施策中項目 【テーマ】	指標	現状値	目標値
P72 施策4-1	人権・男女共同 参画・平和	審議会等への女性委員の登用率	28.2% (令和2(2020)年4月)	40.0% (令和7(2025)年度)
P75 施策4-2	コミュニティ・ 多文化共生	地域活動やボランティア活動に 参加している割合	28.8% (平成30(2018)年度)	30.0% (令和5(2023)年度)

5.安全な暮らしを守るまちづくり

ページ 施策番号	施策中項目 【テーマ】	指標	現状値	目標値
P78 施策5-1	防災	地域防災訓練の実施率	94% (平成31(2019)年度)	100% (令和7(2025)年度)
P81 施策5-2	防犯	犯罪発生件数	1,647件 (令和元(2019)年)	1,000件 (令和7(2025)年)
P83 施策5-3	交通	交通事故(人身事故)件数	683件 (令和元(2019)年)	470件 (令和7(2025)年)
P85 施策5-4	消防	消防団員の定員に対する充足率	79.1% (令和2(2020)年4月)	85.9% (令和7(2025)年度)

6.未来に引き継ぐ環境と共生するまちづくり

ページ 施策番号	施策中項目 【テーマ】	指標	現状値	目標値
P88 施策6-1	住環境	地区計画区域面積	722.2ha (平成31(2019)年度)	1214.6ha (令和7(2025)年度)
P91 施策6-2	環境	1人1日あたりのごみ排出量 (家庭部門)	673g (平成30(2018)年度)	627g (令和7(2025)年度)
		市全体のCO ₂ の排出量	1,231千t (平成29(2017)年度)	1,029千t (令和7(2025)年度)
P94 施策6-3	道路・河川	拡幅整備する市道の延長	2,329m (平成27~31(2015~2019)年度)	2,330m (令和3~7(2021~2025)年度)
		道路冠水箇所数(累積)	302 (平成27~31(2015~2019)年度)	270 (令和3~7(2021~2025)年度)
P96 施策6-4	上下水道	配水管耐震化率	28.5% (平成31(2019)年度)	31.5% (令和7(2025)年度)
		浄水施設耐震化率	0% (平成31(2019)年度)	41.4% (令和7(2025)年度)
		公共下水道普及率 (人口ベース)	83.2% (平成31(2019)年度)	86.4% (令和7(2025)年度)

7.活力にあふれたにぎわいあるまちづくり

ページ 施策番号	施策中項目 【テーマ】	指標	現状値	目標値
P100 施策7-1	産業	法人市民税額	19億2,891万円 (平成31(2019)年度)	20億300万円 (令和7(2025)年度)
P102 施策7-2	労働環境	市内法人の従業者数	56,889人 (平成31(2019)年度)	57,058人 (令和7(2025)年度)

8.持続可能な都市経営

ページ 施策番号	施策中項目 【テーマ】	指標	現状値	目標値
P106 施策8-1	情報発信・公開	市の公式SNSの登録者数	13,865人 (令和2(2020)年3月)	28,000人 (令和7(2025)年度)
P108 施策8-2	行政運営	マイナポータル(びったりサービス)による電子申請件数	5件 (平成31(2019)年度)	679件 (令和7(2025)年度)
P111 施策8-3	財政運営	実質公債費比率	4.8% (平成31(2019)年度)	4.8% (令和7(2025)年度)
P113 施策8-4	協働	協働のまちづくり推進事業の応募率	80% (平成27~31(2015~2019)年度 平均)	100%以上 (令和3~7(2021~2025)年度 平均)
P115 施策8-5	土地利用	土地区画整理事業の進捗率 (事業費ベース)	62.87% (平成31(2019)年度)	100% (令和7(2025)年度)

第6次上尾市総合計画

発行年月 令和3年4月

発行編集 上尾市行政経営部 行政経営課

〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号

電話 048-775-3963 FAX 048-776-8873

<https://www.city.ageo.lg.jp>





上尾市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています